

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略

～脱炭素社会の実現と SDGs の達成～

Carbon Neutral City Koriyama

素案

目次

1		
2	第1章 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略策定の背景・意義.....	1
3	1 気候変動の現状と国内外の動向	2
4	2 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略策定の意義.....	6
5	3 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略の位置づけ	11
6		
7	第2章 郡山市の温室効果ガス排出量等の現状.....	13
8	1 温室効果ガス排出量.....	14
9	2 市内の分野別の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量等の状況	15
10	3 郡山市の二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の状況	17
11	4 郡山市の再生可能エネルギーの状況	18
12	5 事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の状況.....	19
13	6 気候変動の影響評価.....	19
14	7 これまでの計画の現状と評価	22
15		
16	第3章 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略の基本的事項.....	31
17	1 本市の目指す将来像.....	32
18	2 将来像の実現に向けた施策体系	32
19	3 各主体の役割	34
20		
21	第4章 温室効果ガス排出量削減目標	37
22	1 温室効果ガス排出削減目標 (区域施策編)	38
23	2 市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの削減目標 (事務事業編)	41
24		
25	第5章 対策・施策	43
26	1 対策・施策の体系	43
27	2 柱ごとの対策・施策.....	44
28	3 対策における排出削減見込量等	57
29	4 市の率先行動	58
30	6 新型コロナウイルス感染症に対する郡山市の気候変動対策への対応.....	61
31		
32	第6章 推進体制・進捗管理.....	63
33	1 推進体制.....	64
34	2 進捗管理.....	64
35		
36		
37		
38		
39		
40	参考資料	67
41	1 市民・事業者アンケートの結果	68
42	2 策定経過等	85
43	3 郡山市民の意見公募に関する手続き (パブリックコメント)	90
44	4 条例等	91
45		

1 **第 1 章 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略策定の背景・意義**

2

3 ここでは、気候変動の現状と気候変動対策に関する国内外の動向を示すととも
4 本市の特徴について記載しています。また、本戦略の位置づけ、期間、基準年度、対象とする温室効果ガ
5 スなどについても記述します。

6

1 **1 気候変動の現状と国内外の動向**

2 **(1) 気候変動問題の概要**

3 **ア 地球温暖化の仕組み**

4 私たちの住む地球には、水蒸気、二酸化炭素 (CO₂)、メタ
 5 ン、一酸化二窒素等の「温室効果ガス」が自然に存在してい
 6 ます。これらのガスは、太陽によって暖められた地表面から
 7 放射される熱を吸収し、大気を暖める働きがあり、そのおかげ
 8 げで世界の地表面の平均温度は、約 14℃に保たれています。
 9 もし、温室効果ガスが全く存在しなければ、地表面から放射
 10 された熱はそのまま宇宙に放出してしまい、地球の地表面の
 11 平均気温は約-19℃になるといわれています。このように、
 12 温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものです。



13 図 1-1-● 地球温暖化の仕組み
 14 [出典] 環境省

15 人為的に発生する温室効果ガスには、CO₂、メタン、一酸化
 16 二窒素、フロン等があり、私たちの活動によって人為的に発
 17 生した温室効果ガスを多く排出したことにより、「地球温暖
 18 化」が引き起こされていると考えられています。地球温暖化
 19 に最も寄与している温室効果ガスは、CO₂ になり、大気中の
 20 CO₂濃度は、産業革命以降に増えており、現在の平均濃度は、400ppm を超えています。

21 **イ 気候変動の影響**

22 温室効果ガスは、自然にも存在していますが、過度に増えた場合、地球の気温上昇のみでは
 23 なく、真夏日・猛暑日の増加、降水と乾燥の極端化、海水温・海面水位の上昇、生物への影響、
 24 経済・社会システムへの影響等、私たちの生活に深刻な影響がでると考えられています。

25 気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、地球温暖化の
 26 進行に伴い、豪雨災害や猛暑のリスクは更に高まると予想されています。近年、国内では平成
 27 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨が発生するな
 28 ど、気象災害が頻発しています。また、欧州での熱波、シベリア、アラスカ、オーストラリア
 29 での大規模な森林火災、東アフリカ南部でのサイクロン、米国等でのハリケーン「ドリアン」
 の発生など、国外でも気象災害が頻発しています。

高潮で冠水する道路 (マーシャル諸島マジュロ島)	ホルスタインから吸血する シナハマダラカ	夏秋季の極端な高温で発生する リンゴの日焼け
		
サイクロン (台風) や異常気象、さらに都市化によるごみ問題によってさんご礁が破壊され、さんご礁の防波能力や防潮力の減少などによって高波や高潮が頻発している。	シナハマダラカは 3 日熱マラリアを媒介するとされている。マラリアは熱帯地域を中心に毎年一億人以上が感染し、100 万人以上が亡くなっている。	暑い日の昼間に果実の表面が高温になり高温障害が発生する。直射日光が当たる部分はとくに高温になりやすいため、その部分が高温障害になることが多く、日焼けと呼ばれ、ほとんどの樹種で見られる。

21 図 1-1-● 地球温暖化による影響例

22 写真：島田興生 (左)、国立感染症研究所 昆虫医学部 (中央)、農研機構 果樹研究所 杉浦俊彦 (右)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

▼-----
コラム：令和元年東日本台風

2019年10月12日に日本に上陸した東日本台風は、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。福島県では、郡山市を含む多くの自治体において、阿武隈川流域の多くが河川の氾濫などにより、大きな被害を受けました。

この東日本台風によって、郡山市では気候変動を意識した取り組みを進める必要性を改めて感じるきっかけとなりました。

河川の氾濫で浸水した郡山市内の様子



写真： 阿武隈川株式会社

▲-----

(2) 気候変動の科学的知見

世界の平均気温は、1880年（産業化初期）から2012年までの間に約1℃上昇しています。2000年以降は気温の上昇が止まっているように見えますが、実際には気温は再び上昇しており、2014年から2016年は、3年続けて最高記録を更新し、1891年の統計開始以降、2015年以降の5年間で偏差の大きい年の1～5位を占めています。

地球温暖化に関する最新の知見である、2013年から2014年にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）¹の第5次評価報告書によれば、世界平均地上温度の解析結果より「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、1950年代以降、観測された変化の多くは、数十年から数千年間にわたり、前例がない」と評価しています。

また、同報告書において、地球温暖化は、化石燃料を燃やし、森林等を伐採することで温室効果ガスが増えるという、人の活動に伴う影響が主要な要因である「可能性が極めて高い（95%以上）」ことが示されました。

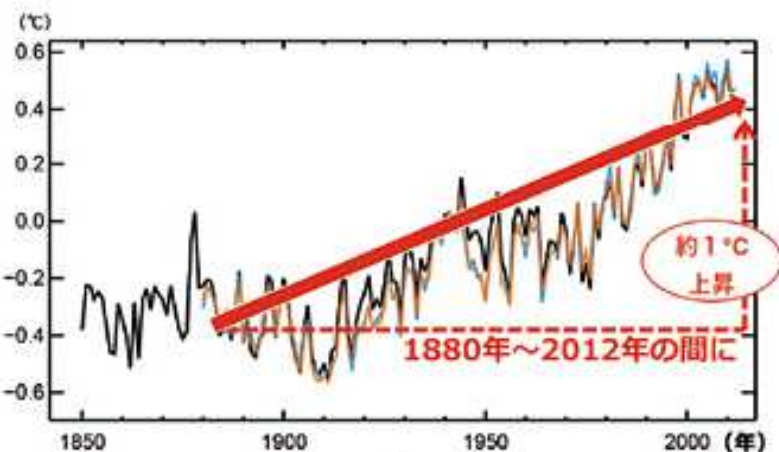


図1-1-● 観測された世界の地表面温度の年平均気温の推移（1961-1990年比偏差）

【出典】IPCC AR5 WGI 政策決定者向け要約 図 SPM.1

(3) 気候変動対策に関する国際動向

2015年に世界的に2つの大きな採択がなされました。一つは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」であり、もう一つは2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」です。

¹ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）とは、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により1988年11月に設置された政府機関。

1 「持続可能な開発のための
2 2030 アジェンダ」は、2001 年
3 に国連サミットで策定された
4 ミレニアム開発目標 (MDGs) の
5 後継として、貧困に終止符を打
6 ち、不平等と闘い、気候変動に
7 対処すること等を狙いとする
8 17 の持続可能な開発目標
9 (SDGs) を中核とする行動計画
10 です。



11 図 1-1-● SDGs の 17 の目標

12 【出典】国際連合広報センター

13 「パリ協定」では、世界共通
14 の長期目標として「産業革命前
15 からの地球平均気温上昇を

16 2°C未満に抑える (2°C目標)」が定められ、1.5°C以下に抑える努力をすることも言及されてい
17 ます。加えて、5年ごとに世界全体としてのパリ協定の実施状況を定期的に確認する仕組み (グ
18 ローバル・ストックテイク) が定められています。

19 COP23²では、この定期的な確認の実施に先駆けて、世界全体の温室効果ガス排出削減の取組
20 に関する情報を収集共有し、目標達成に向けた取組意欲の向上を目指すために促進的対話 (タ
21 ラノア対話) を 2018 年より開始することが決められ、パリ協定の実施ルールが策定されまし
22 た。

23 2018 年にポーランド・カトヴィツェで開催された COP24 では、「パリ協定」の実実施指針 (ル
24ールブック) が採択され、1 年間に渡るタラノア対話の統括が行われました。これらにより 2020
25 年からの「パリ協定」本格的な運用の準備が整ったこととなります。

26 2019 年 12 月にはスペイン・マドリードで COP25 が開催されました。パリ協定の実実施指針の
27 うち、COP24 で合意に至らなかった市場メカニズムの実実施指針の交渉が一つの焦点となりました。
28 すべての論点について完全に合意するには至りませんでした。COP26 での採択に向けた
29 道筋をつけることができました。

30 **アメリカはパリ協定からの離脱を国連に正式に通告し、2020 年 11 月に離脱しましたが、史上初めて全ての国が参加する枠組み (187 か国が批准) であるパリ協定は 2020 年から本格的に運用されました。(12 月下旬更新予定)**

33 (4) 気候変動対策に関する国内動向

34 2015 年 6 月、日本は「長期エネルギー需給見通し (案)」と 2020 年以降の新たな温室効果ガス
35 排出削減目標となる「日本の約束草案」をとりまとめました。そして、7 月に「長期エネルギー
36 需給見通し (エネルギーミックス)」を決定し、約束草案を国連気候変動枠組条約事務局
37 (UNFCCC) に提出しました。

38 さらに翌年には、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「地球温暖
39 化対策計画」を 5 月に閣議決定されました。当該計画では、2030 年度に 2013 年度比で 26%削
40 減し、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すための施策などを示しています。

41 2018 年 4 月、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」採択後に初めて策
42 定される環境基本計画として、第五次環境基本計画が閣議決定されました。当該計画では、S
43 DG s の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による

² COP とは、地球温暖化防止のための国際的な枠組みである気候変動枠組条約における締約国会議。COP23 とは第 23 回会議を指す。

1 経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、
2 経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成
3 長」につなげていくこととしています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生
4 圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じ
5 て資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

6 2018年6月に「気候変動適応法」が公布、12月に施行されました。これにより、日本におけ
7 る適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適
8 応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

9 同年には、第5次となる新しいエネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)を策定しました。
10 これは東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取組むことを原点
11 として、2030年、2050年に向けた方針を示しています。

12 2019年4月、官邸主導による「これまでの常識にとらわれない新たなビジョン策定のため」
13 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会が開催され、提言が取りまと
14 められました。この懇談会提言等を踏まえ、政府として戦略案を作成し、パブリックコメント
15 等を経て「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(2019年6月閣議決定)を国連に提
16 出しました。ここには、日本が考えるパリ協定長期成長戦略ポイントとして、ビジネス主導の非
17 連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、「脱炭素社会」早期実現を目指
18 すとともに、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こすことを世界に
19 示しています。

20 2020年3月に、地球温暖化対策推進本部にて日本の国が決定する貢献(NDC)が決定し、こ
21 の方針に基づいて、気候変動対策を更に強化し、世界全体の脱炭素化に貢献していくこととな
22 りました。同年9月には、「地球温暖化対策計画」の見直しに着手し、2021年11月に開催予定
23 のCOP26までにNDCの追加情報として国連へ提出することとしています。(12月下旬更新予定)

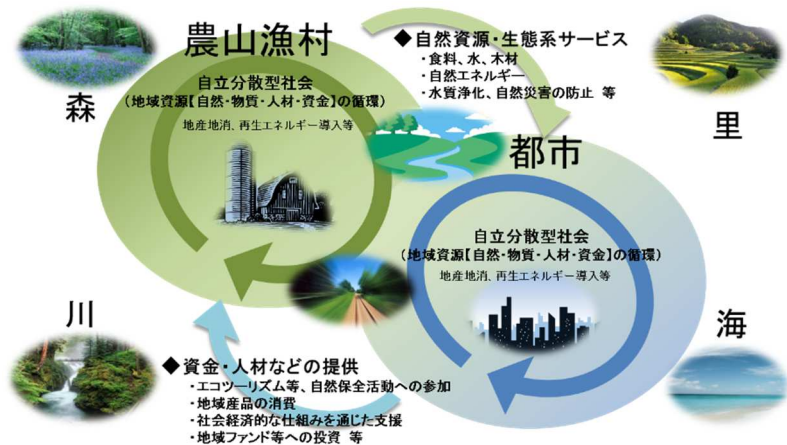
24 ▼-----

25 コラム：地域循環共生圏

26 地域循環共生圏は、環境・経
27 済・社会の統合的向上、地域資
28 源を活用したビジネスの創出
29 や生活の質を高める「新しい成
30 長」を実現するための新しい概
31 念です。これは、各地域が、そ
32 の地域固有の資源を活かしな
33 がら、それぞれの地域特性に応
34 じて異なる資源を持続的に循
35 環させる自立・分散型のエリア
36 を形成させるという考え方で
37 す。

38 地域循環共生圏は、農山漁村も都市も活かす我が国の地域の活力を最大限に発揮する考え方
39 であるといわれています。

40 ▲-----



41
42
43
44
45

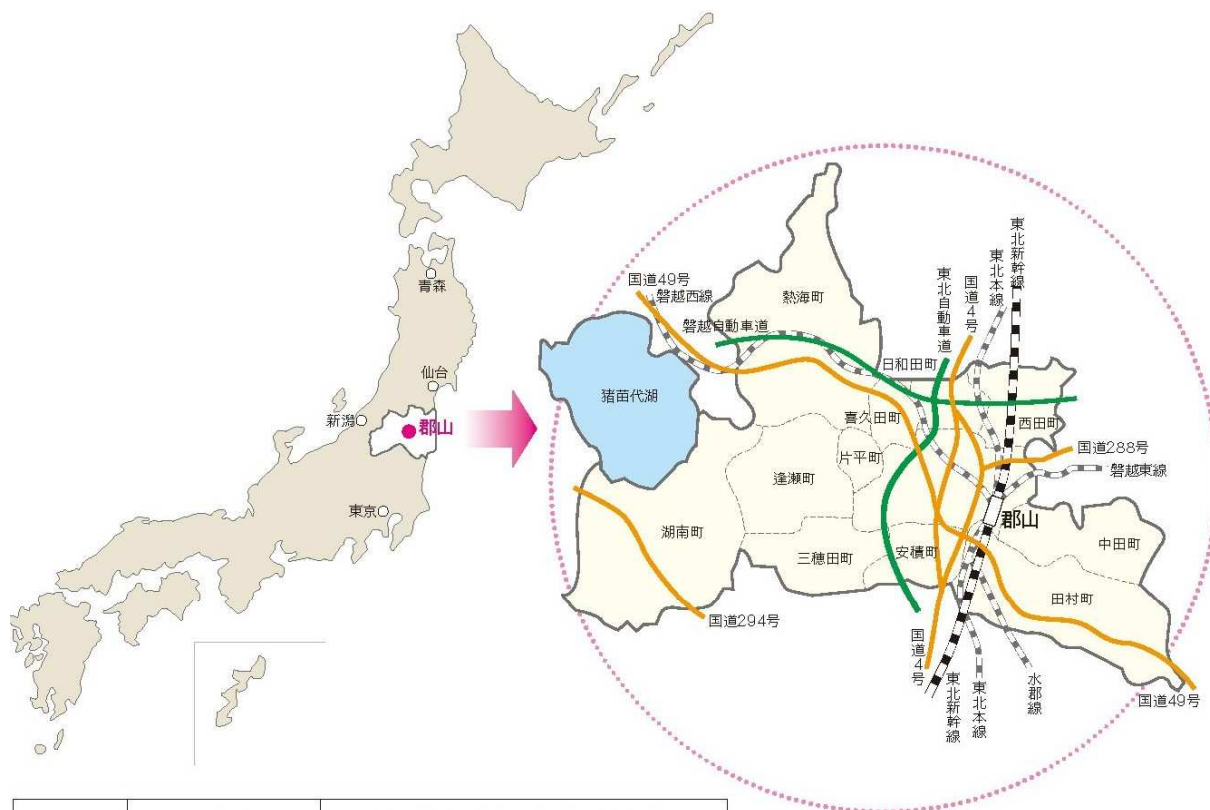
1 **2 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略策定の意義**

2 **(1) 本市の自然的・社会的特徴**

3 **ア 位置・面積**

4 郡山市は、福島県の中央に位置し、標高 245m前後の安積平野の平坦地を中心として、北に
 5 は安達太良山を望み、東は阿武隈山系につつまれ、全国第4位の大きさを誇る猪苗代湖や阿武
 6 隈川の豊かな潤いに満たされた、水と緑が豊かな美しい景観を見ることができます。

7



地域	東経	140° 02' 10" ~ 140° 33' 52"
	北緯	37° 15' 58" ~ 37° 37' 52"
	東西	46.78km
	南北	39.95km
面積		757.20km ²
標高		海拔 245m (市役所)

8 図 1-2-● 郡山市の位置・面積

9

10 **イ 気候・気象**

11 本市は、太平洋岸から約 95km、日本海岸から約 200km の内陸部にあり、東に阿武隈高地、西
 12 に奥羽山脈があり、その中央に広がる平野部に市街地を形成しています。

13 年平均気温は 12℃前後で東
 14 北地方の中では比較的温暖な
 15 地域に含まれます。年降水量は
 16 1,000mm~1,200mm と全国平均
 17 より少なくなっています。

表 1-2-● 郡山市の気象概況

	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	年間日照時間 (hr)	年降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
2014年	11.9	35.3	-8.5	3.2	1912.5	1190.5
2015年	12.8	35.1	-6.0	3.2	1854.6	1018.5
2016年	12.9	33.7	-6.6	3.1	1814.4	1055.5
2017年	12.0	34.8	-7.7	3.1	1825.9	1056.0
2018年	13.0	36.0	-8.7	3.0	2058.9	836.5

【出典】気象庁ウェブサイト

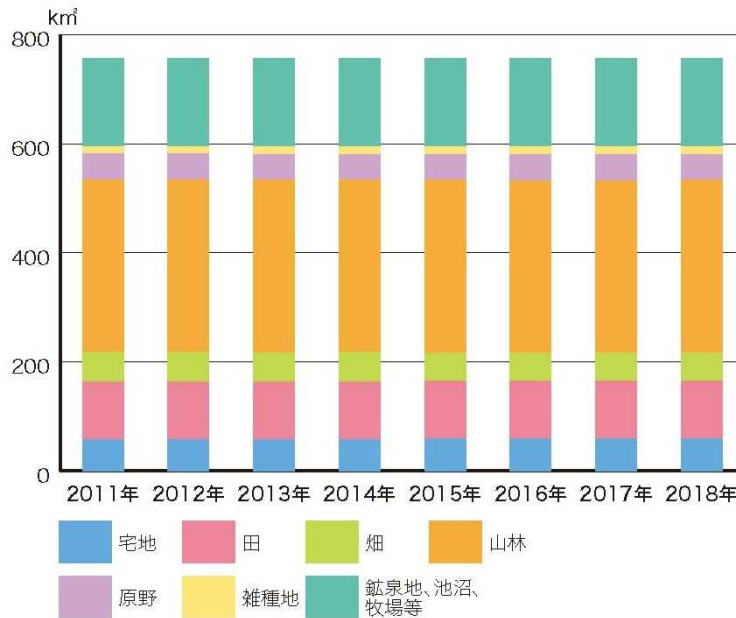
18

1
2
3
4
5

ウ 土地利用

本市の土地利用の状況は、山林・原野等が面積の約 5 割を占めていますが、都市化の進展とともに年々減少傾向にあり、逆に宅地が増加しています。

■地目別土地面積の推移



■2018年の種目別土地面積

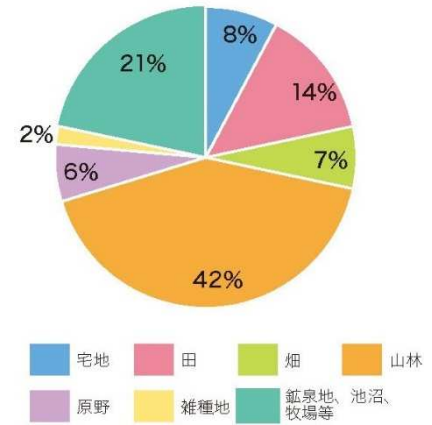


図 1-2-● 郡山市の土地利用状況

【出典】 郡山市統計書

注1：各年 1 月 1 日現在のデータ

注2：構成比の数字は四捨五入の関係で合計値等が合わない場合があります。

6
7
8

エ 人口・世帯数

本市の人口は、2011 年の東日本大震災後、大幅な減少に転じました。その後、2013 年から僅かながら上昇傾向で推移し、2015 年の国勢調査では人口及びに世帯数も大幅に増加しました。近年の人口は 2017 年から再び減少傾向が続いています。

本市の世帯数は、人口と同様 2011 年に減少に転じましたが、2012 年からは再び上昇傾向に推移しており、1 世帯当たりの人口は僅かに減少しています。

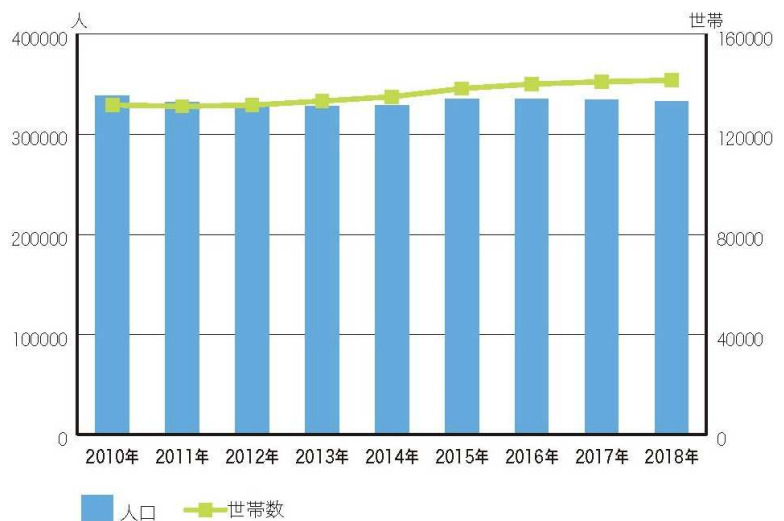


図 1-2-● 郡山市における人口及び世帯数の推移

【出典】 郡山市統計書

注：2010 年及び 2015 年は国勢調査、その他の年は推計人口による

22
23
24
25

1 **オ 商業**

2 本市の卸売業年間販売額は、2011 年の東日本
3 大震災後、激減しました。2016 年に上昇に転じ
4 回復の兆しがみえましたが、震災前の水準には
5 回復していません。小売業年間販売額は震災直
6 後を除き 4,000 億円台で推移しており、近年は
7 回復傾向にあります。

表 1-2-● 郡山市における卸・小売業年間販売額の推移

	卸売業年間 販売額 (億円)	小売業年間 販売額 (億円)	卸・小売業合計 販売額 (億円)
2004 年	10,305	4,211	14,516
2007 年	10,748	4,166	14,914
2012 年	7,631	3,406	11,037
2014 年	8,512	4,014	12,526
2016 年	9,693	4,337	14,030

【出典】郡山市統計書、卸売業・小売業の推移（年間商品販売額）（2018 年 6 月 8 日）

8
9
10 **カ 工業・農業**

11 本市の製造品出荷額等は、2011 年の東日本大震災発生後に減少し、その後緩やかな回復傾向
12 にありましたが、2015 年に大きく減少に転じました。また、農業生産額は減少傾向にありまし
13 ましたが、2017 年に大幅な増加に転じました。

14
15 **キ 運輸**

16
17 本市では、乗用車（普通、小型）、軽自動車（乗用、貨物）、バス、トラック（普通、小型四
18 輪）および特種車（特殊用途車、大型用途車、雪上車）の車両の台数は増加しています。

19
20 **ク 販売電力量**

21
22 本市において 2007 年までは販売電力量が増加を続けていましたが、2011 年の東日本大震災
23 発生の翌年から減少に転じ、それ以降減少で推移しています。

表 1-2-● 郡山市における製造品出荷額等及び
農業粗生産額の推移

	製造品出荷額等 (億円)	農業生産額 (億円)
2005 年	9,667	107
2010 年	8,291	90
2011 年	7,910	-
2015 年	6,810	92
2017 年	7,110	167

【出典】郡山市オープンデータサイト、郡山市統計書、
郡山農業振興地域整備計画書基礎資料 (H29.3)、
製造業の推移（製造品出荷額等）（2018 年 6 月 8 日）

表 1-2-● 郡山市における自動車
台数の推移

	自動車台数 (台)
2014 年	268,023
2015 年	271,004
2016 年	273,420
2017 年	274,347
2018 年	275,414

【出典】郡山市統計書
注：軽自動車・被けん引・二輪・原付・小型特殊を除く

表 1-2-● 郡山市における販売電力
量の推移

	販売電力量 (千 kWh)
2005 年	2,029,796
2007 年	2,184,006
2012 年	2,014,203
2013 年	1,999,587
2014 年	1,978,745
2015 年	1,928,098

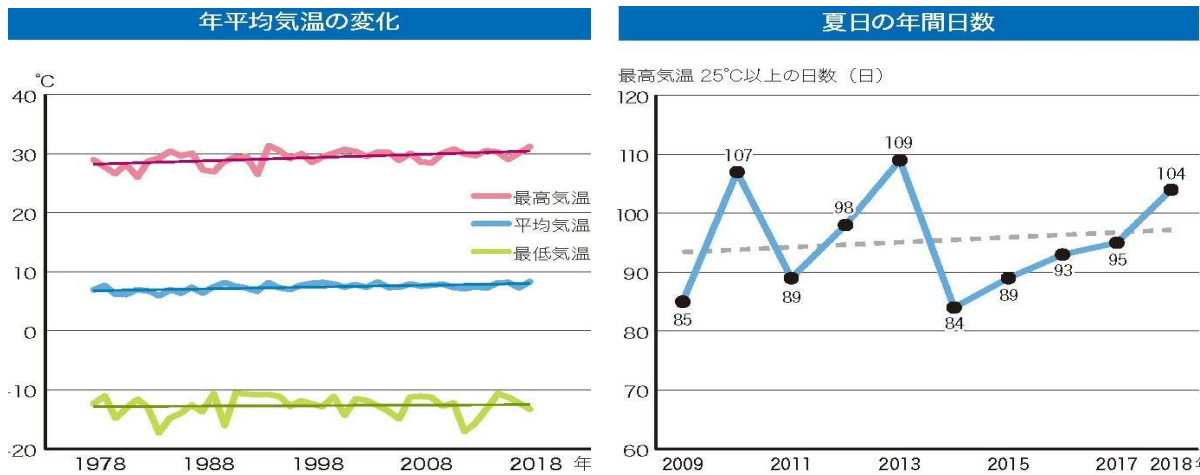
【出典】郡山市統計書

24
25
26
27 **(2) 本市における気候変動とその影響**

28 **ア 気温等の状況**

29 郡山市においても、気候変動の影響は既に観測されており、日最高気温、日平均気温、日最
30 低気温とも上昇傾向にあります。

31 夏日の年間日数は増加傾向にあり、桜の開花日は年々早くなる傾向にあります。



1



図 1-2-● 郡山市の気象等の状況

【出典】 気象庁データ

2

3

イ 降雨等の状況

5 毎年の日降水量の最大値は増加傾向にあり、大きな最大値が記録されている年は洪水等のリ
6 スクが大きいことが分かります。

7

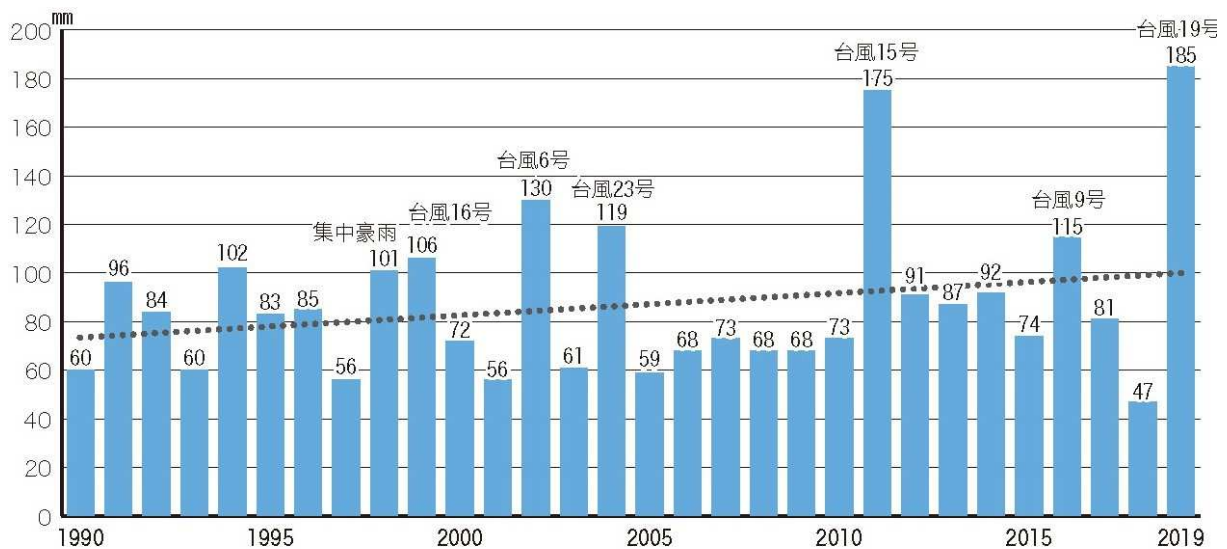


図 1-2-● 郡山市の日降水量の最大値の推移

【出典】 気象庁データ

8

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46

(3) 地球温暖化等に関する市民・事業者の意識

地球温暖化対策に関するアンケート調査を実施した結果、以下のような結果が得られました。
(詳細な結果については、巻末の参考資料に記載)

ア 市民の地球温暖化問題への意識

地球温暖化問題については、「自分の現在の生活様式を変えていかなければ解決できないと思う」という回答が一番多く、次に多いのが「企業や行政が責任をもって取り組むべきだと思う」という回答でした。

イ 郡山市の環境における「将来像」について

郡山市全体として地球温暖化対策のために中期的に重視すべき方向性として、「循環型社会が実現しているまち」という回答が一番多く、次に多く回答されたのが、「適応策が浸透しているまち」や「再生可能エネルギーが普及したまち」というものでした。

ウ 地球温暖化対策における緩和策について

地球温暖化の影響を「緩和」するため、郡山市全体として取り組むべき事項として、市民からは「新エネルギーの利用促進」、「リサイクルなど資源の有効利用の促進」、「家計にやさしい仕組みづくりの推進」が高い回答率となりました。また、事業者が自治体に期待することとして、「地球温暖化対策に取り組むと利益につながる仕組みづくり」が最も多い回答となりました。

エ 気候変動への適応策について

地球温暖化の影響における「気候変動への適応」について、郡山市全体として取り組むべき事項として、市民からは「自然災害分野」が最も多い回答となり、事業者が自治体に期待することとしても「自然災害分野」の回答が最も多くなりました。

(4) (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略策定の意義

2015 年に COP21 で採択された「パリ協定」は、2020 年から本格的な運用がスタートしました。また、2018 年に「気候変動適応法」が公布、実施されたことにより、適応策の法的位置づけが明確化されました。2019 年、日本政府は最終到達点としての「脱炭素社会」を戦略にあげ、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、国連に提出しました。ここには日本が考えるパリ協定長期成長戦略ポイントとして、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、「脱炭素社会」早期実現を目指すとともに、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こすことを世界に示していることから、気候変動対策に対する転換点を迎えているともいえます。

これらの国内外の動向に対応するために、本市としても、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」を両輪とした気候変動対策をこれまで以上に推進する必要があります。

本市は現在、「郡山市地球温暖化対策実行計画《区域施策



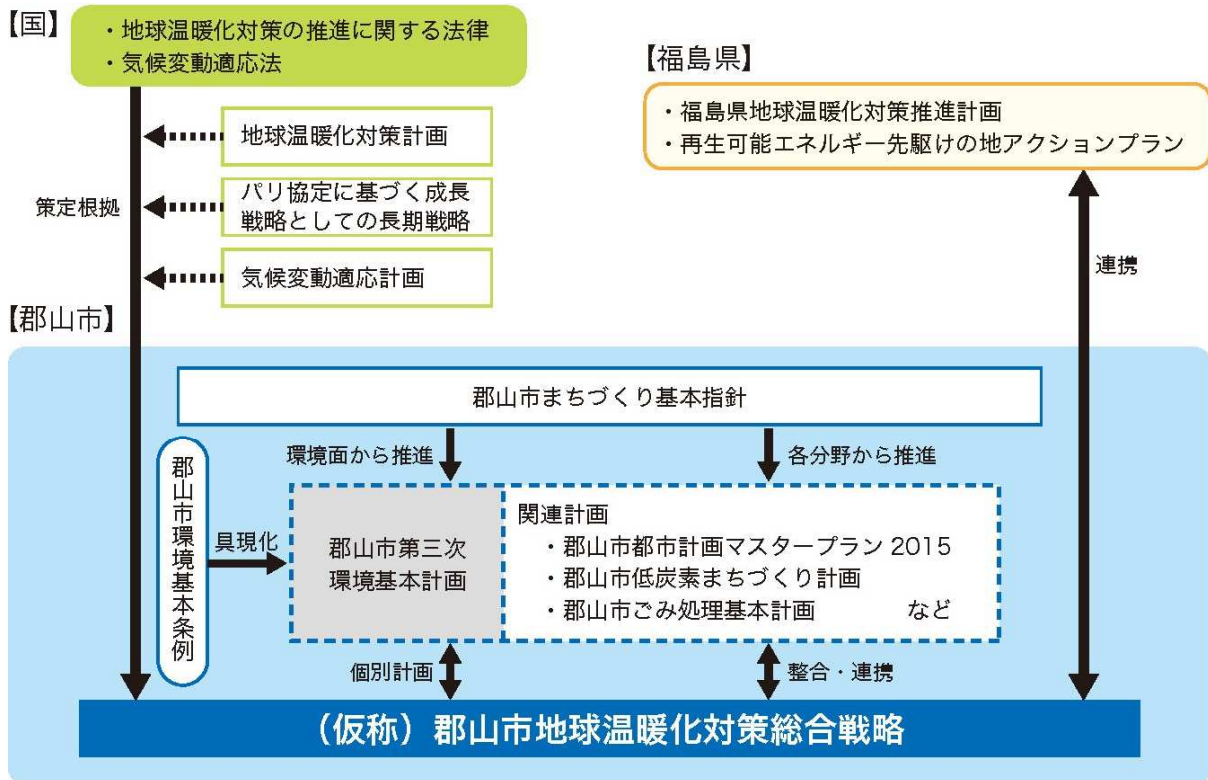
図 1-2-● 緩和と適応の関係
【出典】環境省

1 編》、「第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画」そして「郡山市エネルギービジョン」の 3
 2 つの計画を軸に地球温暖化対策を推進してきました。これらの区域における取り組み、市の率
 3 先的な取り組み、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する取り組みは、それぞれが関連し
 4 ており、一体的に進めていくことが重要と考えられます。今後もこれらの取組を継続するとと
 5 もに、気候変動適応法に示された「地域気候変動適応計画」を加えた気候変動対策に係る総合
 6 的な計画「(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略」を策定し、気候変動対策（緩和策、適応策）
 7 及びエネルギー施策を一元的かつ効果的に推進していくことを目指します。

8
 9 **3 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略の位置づけ**

10 **(1) 戦略の位置づけ**

11 本戦略は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」
 12 として位置付けるとともに、「気候変動対策法」第 12 条に基づく「地域気候変動適計画」とし
 13 ても位置付けます。また、「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策
 14 の方向を定める本市の環境づくりの最も基本となる「郡山市第三次環境基本計画」の地球温暖
 15 化に関する具体的な個別計画として位置づけるとともに、本市の最上位計画である「郡山市ま
 16 ちづくり基本指針」をはじめ、本市関連計画との整合を図るものとします。



18 図 1-3-● (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略の位置づけのイメージ

19
 20 **(2) 戦略の期間**

21 基準年度・目標年度を国の地球温暖化対策計
 22 画に合わせて、戦略の基準年度と目標年度は以
 23 下のとおりとします。

表 1-3-● 基準年度と目標年度

区分	総合戦略における基準年度と目標年度
基準年度	2013 年度
目標年度	(中期) 2030 年度 (長期) 2050 年度

1
2
3
4
5
6
7

(3) 戦略の対象とする温室効果ガス

本戦略において対象とする温室効果ガスは地球温暖化対策の推進に関する法律に定める7種類のガスとします。ただし、排出量が把握できる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類のガスには数値目標を設定します。また、数値目標を設定しない4種類のガスについては、排出量の把握が可能となった際に、設定していくこととします。

表 1-3-● 地球温暖化対策の推進に関する法律に定める7種類のガス

温室効果ガスの種類		主な排出活動
数値目標の対象	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂
		非エネルギー起源 CO ₂
	メタン (CH ₄)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理	
数値目標の対象外	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

8
9
10

1 **第 2 章 郡山市の温室効果ガス排出量等の現状**

2

3 ここでは、本市の温室効果ガス排出量、再生可能エネルギーの導入状況及びこれまでの計画
4 の現状と評価等について記述します。

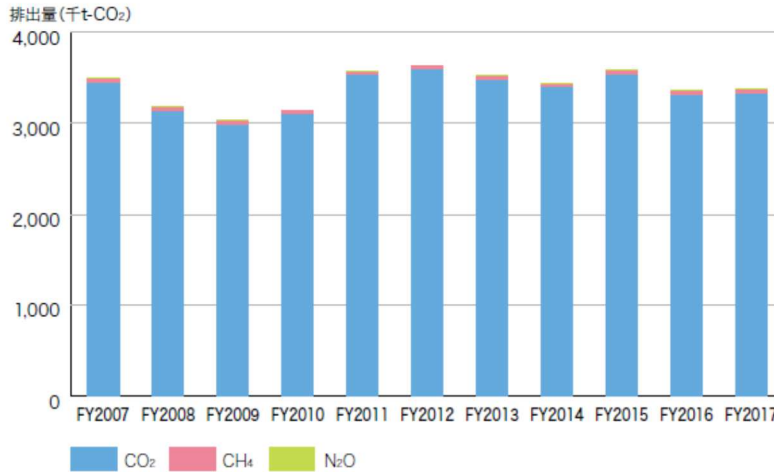
5

1 **1 温室効果ガス排出量**

2 市内の温室効果ガス排出量の推移は、図 2-1-●のとおりです。2008 年のリーマン・ショック
 3 の影響で減少傾向にありましたが、2011 年の東日本大震災の影響で増加に転じ、それ以降は減
 4 少傾向が見られます。ガス別構成比をみると、CO₂ が 9 割を超えています。

5 直近の 2017 年度は、基準年の 2013 年度から 4.0%減少しています。また、一人あたりの温
 6 室効果ガス排出量の原単位は、10.1t-CO₂/人であり、全国の 9.4t-CO₂/人と比べて、高い傾向
 7 になっています。

8



9 図 2-1-● 郡山市の温室効果ガス排出量

10



11 図 2-1-● 郡山市と全国の温室効果ガス排出量の原単位の推移

12 【出典】 インベントリ 2020 年公開版

13 注：対象としているガスに違いがあることに留意が必要

14

15

16 CO₂ の部門別にみると、東日本大震災以降、産業部門、業務部門、家庭部門は減少傾向とな
 17 っています。運輸部門については、2015 年から急激に増加しています。エネルギー転換部門は
 18 ほぼ横ばいとなっています。

19 産業部門、業務部門、家庭部門は、省エネが進んだこと等によって、減少傾向となっている
 20 と考えられます。また、運輸部門については、台数、使用頻度、一回の使用による移動距離が
 21 増えたことが急激な増加の要因と見られ、部門別で一番の排出量となっていることから、対策
 が急務とも言えます。

22

23

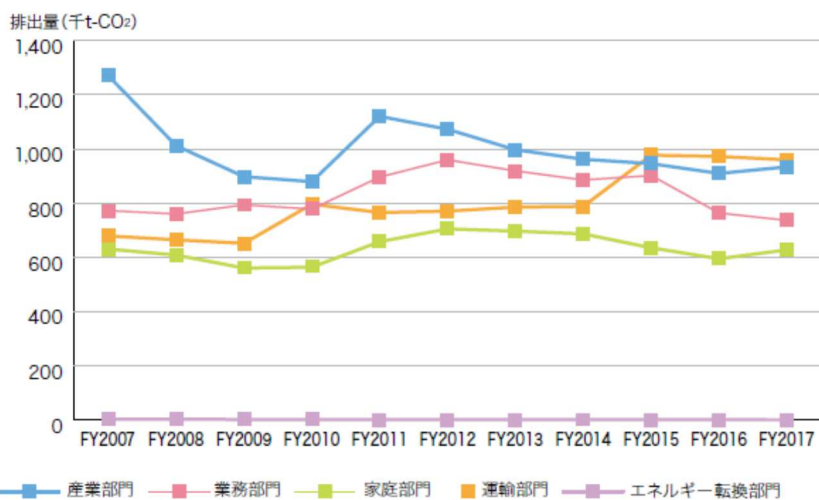


図 2-1-● 郡山市のエネルギー起源二酸化炭素の分野別排出量の推移

2 市内の分野別の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量等の状況

(1) 産業部門

産業部門における温室効果ガス排出量の推移と内訳は以下のとおりです。

電力の省エネが進んだことにより、2011 年度以降は減少傾向をたどっており、2016 年度の排出量は 934 千 t-CO₂ と、基準年度である 2013 年度の排出量と比較して 63 千 t-CO₂ 減少しています。

また、基準年度における排出量の内訳は電力が最も大きく 41%を占めています。

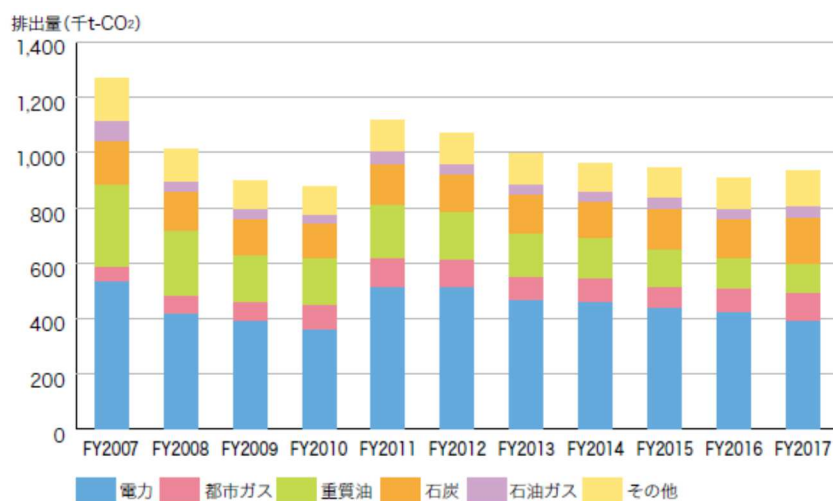


図 2-2-● 産業部門における二酸化炭素排出量の推移

注：その他は、天然ガス、軽質油、石炭製品、熱供給、原油

(2) 業務部門

業務部門における二酸化炭素排出量の推移と内訳は以下のとおりです。

2011 年度以降は 900 千 t-CO₂ 前後を推移してきましたが、電化や省エネにより、2017 年度の排出量は 737 千 t-CO₂ と、基準年度である 2013 年度の排出量と比較して 182 千 t-CO₂ 減少しています。

また、基準年度における排出量の内訳は電力が最も大きく 63%を占めています。

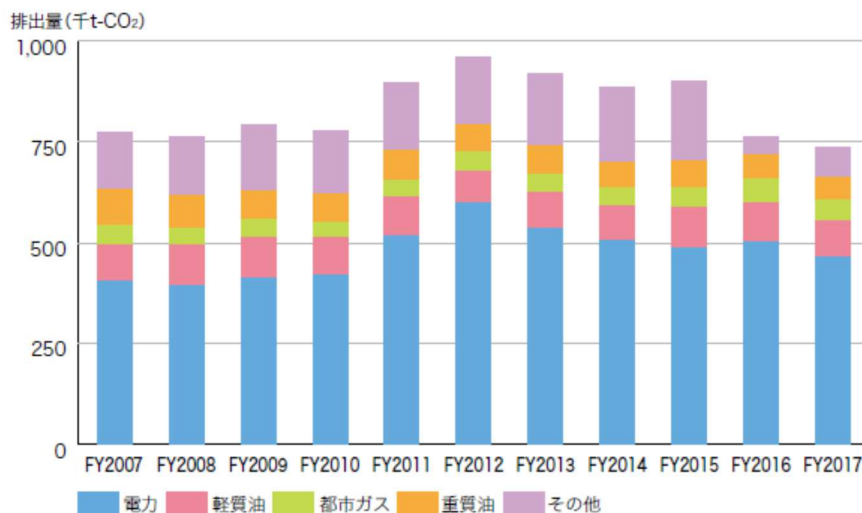


図 2-2-● 業務部門における二酸化炭素排出量の推移

注：その他は、石炭、石炭製品、原油、石油ガス、天然ガス、熱供給

1
2
3
4
5
6
7
8
9

(3) 運輸部門（自動車）

運輸部門（自動車）における二酸化炭素排出量の推移と内訳は以下のとおりです。

2010 年度及び 2015 年度に増加しており、2017 年度の排出量は 954 千 t-CO₂ と、基準年度である 2013 年度の排出量と比較して 175 千 t-CO₂ 増加しています。この主な要因の 1 つには乗用車の排出量の増加が挙げられます。

また、基準年度における車種別の排出量の内訳では普通貨物車が最も大きく 41%を占めています。

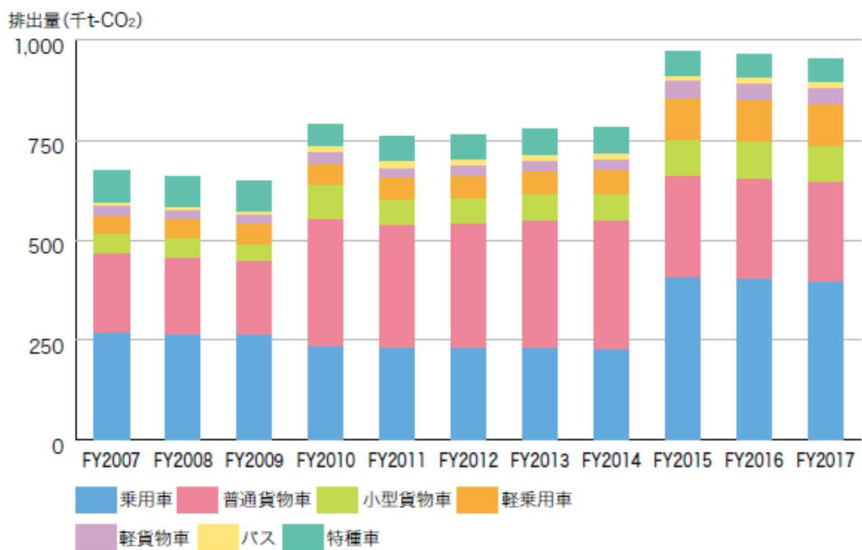


図 2-2-● 運輸部門における二酸化炭素排出量の推移

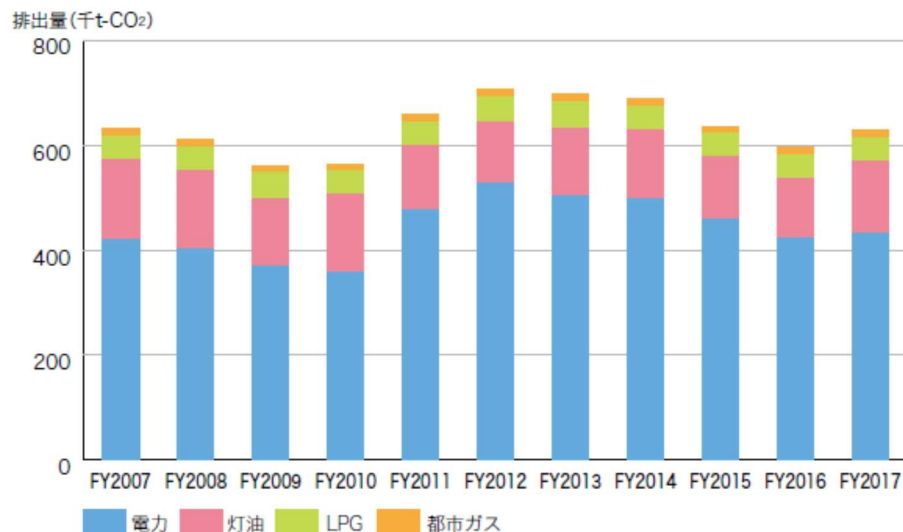
10
11
12
13
14
15
16
17
18

(4) 家庭部門

家庭部門における二酸化炭素排出量の推移と内訳は以下のとおりです。

2011 年度から 2012 年度にかけて増加したものの、省エネにより減少傾向をたどっており、2017 年度の排出量は 629 千 t-CO₂ と、基準年度である 2013 年度の排出量と比較して 69 千 t-CO₂ 減少しています。

また、基準年度における排出量の内訳では電力が最も大きく 69%を占めています。



1 図 2-2-● 家庭部門における二酸化炭素排出量の推移

2

3

(5) 廃棄物部門

4

廃棄物部門における二酸化炭素排出量の推移と内訳は以下のとおりです。

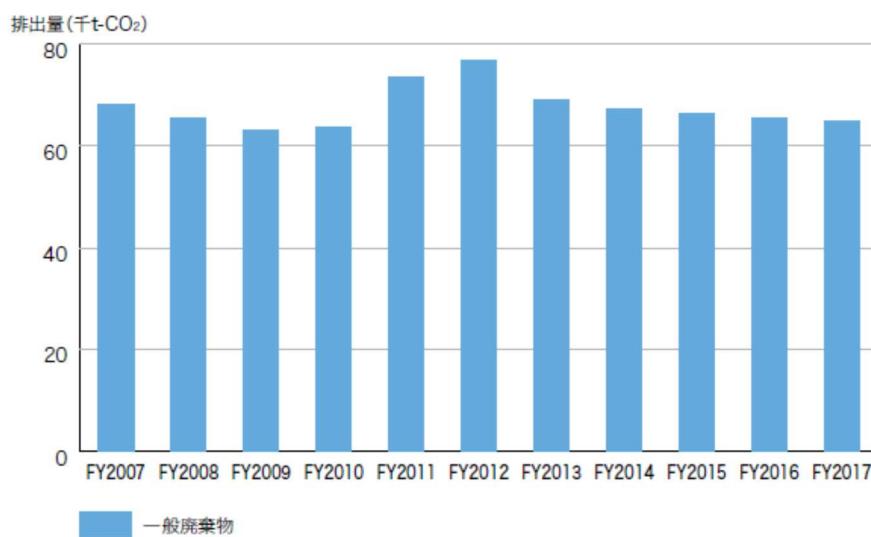
5

2011 年度から 2012 年度にかけて増加したものの、以降は減少傾向をたどっており、2017 年度の排出量は 65.0 千 t-CO₂ と、基準年度である 2013 年度の排出量と比較して 4.1 千 t-CO₂ 減少しています。

6

7

8



9 図 2-2-● 廃棄物部門における二酸化炭素排出量の推移

10

11

3 郡山市の二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の状況

12

13

メタン (CH₄) の排出量は、2007 年度以降減少していましたが、2015 年度から増加しています。

14

2017 年度の排出量は 43 千 t-CO₂ と、基準年度である 2013 年度の排出量と比較して、4.9 千 t-CO₂

15

増加しています。

16

一酸化二窒素 (N₂O) の排出量は、2007 年度からほぼ横ばいで推移しています。2017 年度の排出

17

量は 12 千 t-CO₂ と、基準年度である 2013 年度の排出量と比較して、0.4 千 t-CO₂ 減少しています。

18

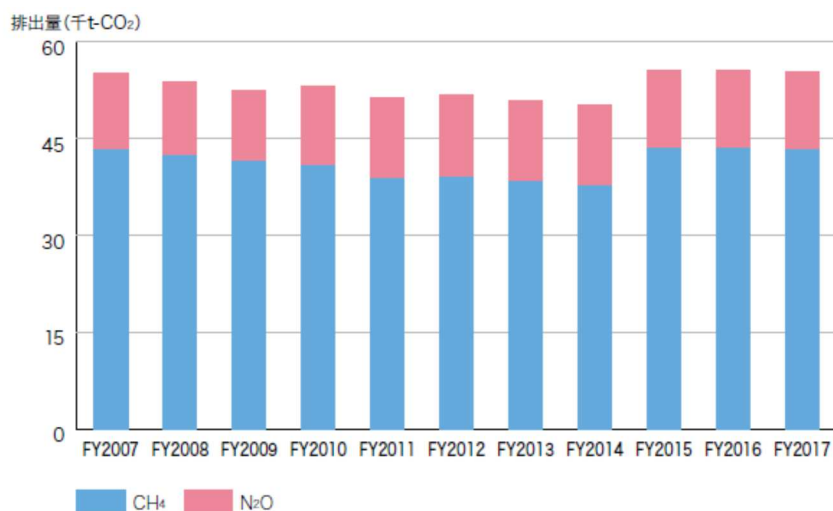


図 2-3-● 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の推移

4 郡山市の再生可能エネルギーの状況

(1) 賦存量と可採量

賦存量とは、エネルギーの採取・利用に関して現在の技術水準では利用することが困難なもの(例：風速が小さい風力エネルギー等)を除き、種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)を考慮しないエネルギー資源量をいいます。

可採量とは、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量をいいます。

本市には、太陽光エネルギー、風力エネルギー、雪氷熱利用の順に高い賦存量を有しています。しかし、可採量は、風力エネルギー、太陽光エネルギー、温度差熱利用の順に大きくなっていることから、風力エネルギーにおいて高いポテンシャルがあります。

本市の年間の賦存量及び可採量を分野ごとに以下の表 2-4-●に、原油換算量で示しています。

表 2-4-● 郡山市の再生可能エネルギー賦存量及び可採量

分野	賦存量	可採量
太陽光エネルギー	247,627,251	138,578
風力エネルギー	1,908,571	267,969
水力エネルギー	3,938	3,938
地熱エネルギー	40,860	22,339
木質バイオマスエネルギー	10,312	1,753
畜産バイオマスエネルギー	426	107
農業バイオマスエネルギー	33,199	5,644
下水汚泥バイオマスエネルギー	32	8
廃棄物エネルギー	8	2
温度差熱利用	—	23,367
雪氷熱利用	1,464,861	16,187
合計	251,089,460	479,892

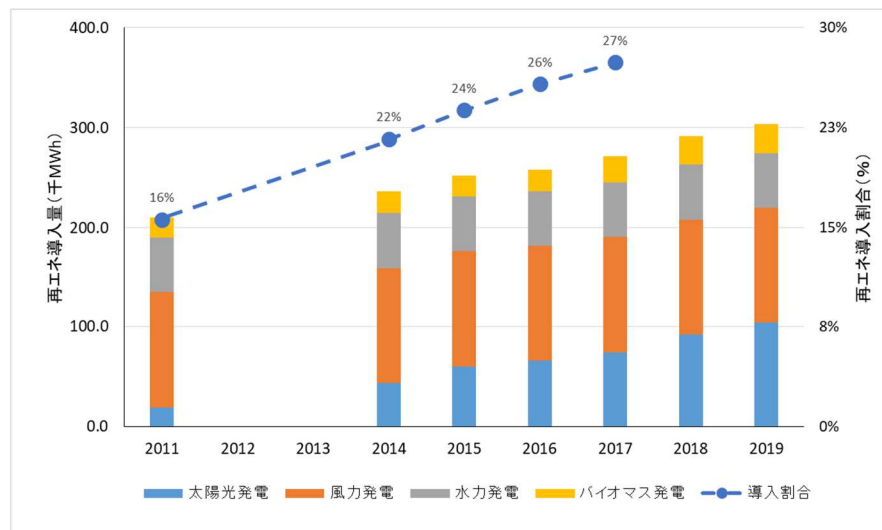
単位：kL

注：温度差熱利用のための熱エネルギー賦存量の定義が困難であるため可採量のみ算定しています。

1 (2) 再生可能エネルギーの導入状況

2 本市における再生可能エネルギーの導入量（再エネ導入量）と市内で使用される電力量に対する
 3 割合（再エネ導入割合）の推移は下図のとおりです。再エネ導入量は増加傾向にあり、太陽光発電
 4 とバイオマス発電が増加している一方、風力発電と水力発電は横ばいとなっています。再エネ導入
 5 割合についても増加傾向にあります。直近の導入割合は 27%程度となっています。

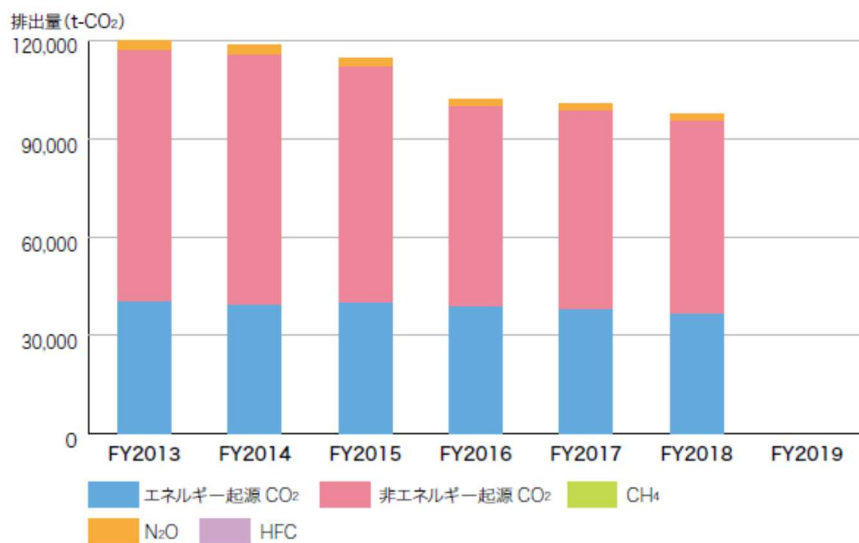
6 これらのことから、今後も再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市内で使用される電
 7 力量を抑制する省エネの取組みを推進することが必要です。



9
10
11 5 事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の状況

12 2013 年度以降の排出量は減少傾向にありますが、2019 年度の排出量は令和元年東日本台風の影
 13 響等により増加しています。目標達成するために、引き続き省エネルギーを実施する必要があります。
 14 す。

15 2019 年度の排出量は基準年度である 2013 年度比で 11.9%減少になっています。



17 図 2-5-● 郡山市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の推移

18
19 6 気候変動の影響評価

1 気候変動適応計画（平成 30 年 11 月 27 日閣議決定）では、国内における様々な気候変動影
 2 響が評価・予測されています。そのうち、本市の特徴から影響が考えられる内容を整理すると
 3 下表のようになります。

4

5 表 2-6-● 気候変動影響の評価・予測

<影響の評価凡例> 重大性 ●：特に大きい、◇特に大きいとは言えない 緊急性・確信度 ●：高い、▲：中程度、■：低い	
--	--

6

7

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	気候変動の影響 (関連していると考えられる現象も含む)
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	○	△	[現在]猪苗代湖におけるヨシの問題
	水環境	河川	○	△	<将来>猪苗代湖へ流入する河川水質への影響への懸念 <将来>阿武隈川における農業用水への影響への懸念 [現在]水中のプランクトン等の光合成の活発化によるpHの上昇
	水資源	水供給(地表水)	○	△	<将来>降雪量が減少が予測 [現在]国・県・流域市町村・流水利用者からなる阿武隈川上流 渇水情報連絡会により渇水状況を共有しており、H28、H30は、 水量低下による臨時幹事を開催
	水資源	水供給(地下水)			
	水資源	水需要	○	△	<将来>気温上昇にともなう農業用水や生活用水の需要増加への懸念
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	×	×	
	陸域生態系	自然林・二次林	△	×	
	陸域生態系	里地・里山生態系	×	×	
	陸域生態系	人工林	△	×	<将来>人工林が手入れされておらず、保水機能が十分でない。極端現象による土砂崩れの危険性が高い
	陸域生態系	野生鳥獣による影響	○	○	
	淡水生態系	湖沼	○	△	[現在]猪苗代湖に以前はいなかった淡水魚や貝が繁殖 <将来>三春ダム等の水質の悪化
	淡水生態系	河川	-	△	
		生物季節 分布・個体群の変動			
自然災害・沿岸域	河川	洪水	○	○	[現在]歴史的洪水災害が多発していることへの懸念
	河川	内水	○	○	<将来>降雨の激甚化が懸念され、内水による水災害の危険性が高い
	山地	土石流・地すべり等	○	○	<将来>極端現象による林道の被害
	その他	暴風等	○	○	<将来>暴風による送電線の切断や鉄塔の倒壊による長期間の停電が発生
	農業	水稲	○	△	<将来>品種改良により気候帯にかかわらず良食味米が栽培されているが、飼料用米・加工用米について気候変動影響を受ける恐れ <将来>コメの品質低下により等級の低下
	農業	野菜	△	×	<将来>施設野菜では、夏季の高温による栽培植物と環境調節への影響 <将来>気候変動による影響で作物の商品価値が下がり、大量廃棄への懸念 <将来>大雨により作物が物理的に被害を受け、農作物が流出する恐れ
	農業	果樹	△	-	
	農業	麦、大豆、飼料作物等	△	△	
	農業	畜産	-	-	

8

9

農業・林業・水産業	農業	病害虫・雑草	△	△	<p><将来>越冬可能地域の北上によって、ナシ栽培においてカメムシ等の被害が増加することへの懸念</p> <p><将来>気候変動による害虫が増え、その捕食者も増える可能性</p>
	農業	農業生産基盤	○	○	<p><将来>山間部は渇水の危険性への懸念</p> <p><将来>降水量変化が、天水に依存し、灌漑施設も少ない畑作に影響しやすい</p> <p><将来>極端現象による施設園芸施設に被害</p>
	林業	木材生産(人工林等)	△	-	<p><将来>台風による土砂崩れ等による伐採期前の人工林への被害</p> <p><将来>気温上昇や極端な乾燥による森林火災の大規模化や豪雨による倒木の可能性</p> <p><将来>高山植物への影響</p> <p><将来>台風による災害リスク増大が木材調達に影響</p> <p><将来>比較的冷涼地で育つブナの生育への影響</p>
	林業	特用林産物(きのこ類等)	△	-	[現在]一部の茸が採取できなくなった
	その他	農林水産業従事者の健康リスク	○	△	[現在]農作業中の熱中症の増加 [現在]大雨の見回りの際に用水路に転落するなどの事故が発生
	その他	鳥獣害	△	△	<将来>気温上昇により、標高の高い地域へ有害鳥獣の生息域が拡大
	水産業	増養殖等	△	-	<将来>温暖化によって富栄養化が加速し、植物プランクトンの異常増殖等による水質悪化から、養殖に影響
	産業・経済活動		製造業	△	△
		エネルギー需要	△	△	<将来>気温上昇にともなうエアコン使用による、電力消費量の増加
		商業	△	△	<p>[現在]全国で頻発している自然災害による生産拠点の被災、交通網の分断により短期的なサプライチェーンへの影響</p> <p><将来>製造業と同様の影響が考えられる。洪水などによる浸水被害</p> <p><将来>気温上昇による電力消費の増大</p>
		金融・保険	△	△	<p>[現在]世界的に見ても、損害保険は気候災害による被害が増大したことにより収益が悪化しており、また保険料は値上がり</p> <p><将来>金融では、気候変動による被害に関連して、長期的に見ると倒産のリスクが高くなる</p> <p><将来>熱中症や水害等による救急搬送や医療費の増加</p>
		レジャー	△	△	<p><将来>高温下での屋外の観光の困難</p> <p><将来>水質の悪化による、猪苗代湖における湖水浴の可能な期間の変化。湖水浴が困難になることへの懸念</p> <p><将来>季節の時期の移動や、桜などの景観、自然など観光資源への影響</p>
		建設業	-	-	
		医療	-	-	<p><将来>浸水による医療機器への影響への懸念</p> <p><将来>気候変動に伴う新しい病気への対応</p>
		その他(海外影響)	△	×	
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率	-	-	<p><将来>冬場の脳血管疾患の発生率が下がる可能性</p> <p><将来>路面凍結等に伴う転倒事故の発生数が減少する可能性</p>
	暑熱	死亡リスク	○	○	<将来>気温上昇による、熱中症になる恐れから、小中学校の授業でプールに入れなくなる恐れ
	暑熱	熱中症	○	○	<p>[現在]農作業中の熱中症</p> <p>[現在]新しい生活様式で夏場のマスク着用による生活の質の低下</p> <p>[現在]2011年以降、熱中症による救急搬送件数が増え、2018年に最多を記録。2019年は2番目に多い年であった</p> <p>[現在]熱中症で救急搬送された人の約半数は自宅で、全体の約7割は屋内で熱中症、10代と60歳以上の高齢者が多い</p> <p><将来>救急搬送に係る経費が増大し、社会的な損失が増加</p> <p><将来>熱中症の危険性が高い場合、行動制限が必要となる可能性がある。その結果、社会に大きな影響が生じる。</p> <p>[現在]気候変動と新型コロナ(将来の新感染症含む)感染症対策「新しい生活様式」双方に適合した熱中症対策を進める必要</p>
		水系・食品媒性感染症	△	△	
	感染症	節足動物媒介感染症	△	△	

		その他の感染症	△	△	<将来>近年、東北で日本脳炎の発生件数は確認されていないが、将来的には郡山市でも日本脳炎の発生リスクが上がる可能性
		その他	○	△	<将来>気候変動は脆弱集団について、高齢者、小児に加え重篤な基礎疾患患者、障害者の影響が大きいと予想される
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	[現在]水害により路線バスやタクシー車両が水没し、公共交通機関が麻痺
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等	△	△	<将来>気温上昇による屋外活動(夏まつり等)制限への懸念
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	<将来>一人暮らしの高齢者の熱中症問題が顕在化

1
2
3
4
5
6
7

7 これまでの計画の現状と評価

(1) 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の6つの取り組みの柱と取り組み項目は以下のとおりです。

表 2-7-● 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の6つの取り組みの柱と取り組み項目

取り組みの柱	取り組みの項目
1 地域の市民、事業者による省エネその他の排出抑制の推進	(1) 日常生活における一人ひとりの実践活動の推進 (2) 環境に配慮した事業活動の推進
2 再生可能エネルギー等導入の促進	(1) 再生可能エネルギー導入の促進 (2) 廃棄物発電・廃棄物熱利用
3 公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善	(1) 交通からの二酸化炭素排出削減 (2) 都市緑化・身近な緑の保全 (3) 環境に配慮した農業の推進
4 廃棄物の発生抑制の促進その他の循環型社会の形成	ごみの発生抑制とリユース・リサイクルの促進
5 環境教育・普及啓発の充実	(1) 環境教育・学習の場や機会の創出 (2) 学校における環境教育・学習の推進 (3) 連携による体制づくり (4) 環境情報の共有化
6 森林吸収源対策の推進	豊かな緑の保全と森林資源の利活用の推進

計画期間：2011年～2020年

8
9
10
11
12
13
14

ア 地域の市民、事業者による省エネその他の排出抑制の推進

主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、市民、事業者による排出量抑制の更なる推進のため、クールチョイス推進事業を継続するとともに、より効果的な啓発手法について検討が必要です。

表 2-7-● 地域の市民、事業者による省エネその他の排出抑制の推進における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
郡山市エコ・オフィス事業 (2011～16) 事業者に温暖化対策に取り組んでもらうため、本市独自に認定制度を開始し、参加事業所を募集した。	郡山市エコ・オフィス登録件数 2015 年度 252 社
環境貯金箱推進事業 (2012～15) 家庭における省エネの取組みによる光熱水費の削減分をオリジナル貯金箱へ貯金する事業を行った。	環境貯金箱参加者数 686 人
クールチョイス推進事業 (2018～) 地元プロスポーツチームや各種団体と連携し、地球温暖化対策のための「賢い選択：クールチョイス」を推進した。	クールチョイス賛同者数 5,450 人

1
2
3
4
5
6

イ 再生可能エネルギー等導入の促進

主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、再生可能エネルギー導入の更なる促進のため、市民ニーズにあった支援を展開が必要です。

表 2-7-● 再生可能エネルギー等導入の促進における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
住宅用太陽光発電システム導入促進事業 (2011～18) 住宅用太陽光発電システム設備に対し補助金を交付した。 ※2019 よりエネルギー 3 R 推進事業へ統合	補助金延べ実績 太陽光 3,469 件 蓄電池 71 件 家庭用エネルギー管理システム 28 件 地中熱 1 件 エネファーム 58 件
エネルギー 3 R 推進事業 (2016～) 住まいの一体的な CO ₂ 排出量の削減を支援するため、各種設備に対し補助金を交付した。	市内太陽光発電量 2018 年度 92,050MWh
廃棄物発電・廃棄物熱利用 (2011～) 河内、富久山クリーンセンターのごみ焼却処理により発生した熱を給湯や、暖房、自家発電などに利用し、自家発電による売電を実施した。	廃棄物年間発電 26,111MWh 廃棄物年間熱利用 94,000GJ

7
8
9
10
11
12

ウ 公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善

主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、過度な車利用から公共交通機関利用への転換推進を継続して図るとともに、効果的な啓発について検討が必要です。

表 2-7-● 公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
モビリティ・マネジメント推進事業（2011～） 過度な車利用から他の交通機関への転換を促すため、バスマップの作成、公共交通の利用促進・パーク & ライドの推進等を行った。	郡山市転入者へバスマップの配布 職員によるエコ通勤の推進 パーク&ライド実証事業登録者数 24人
フラワーロード推進事業（2011～2015） 市の提供する花苗を、地域住民の手により、市道敷地内の植樹帯等へ植樹した。	フラワーロード実施 30地区
エコファーマー認定推進事業（2011～） 「持続性の高い農業生産方式」を推進し、「エコファーマー」の認定を受けるための支援を実施した。	エコファーマー認定者数 2019.3時点 269人

1
2
3
4
5
6

エ 廃棄物の発生抑制の促進・その他の循環型社会の形成

主な取り組みと実績は以下のとおりです。廃棄物の排出抑制及び循環型社会の形成のため、今後ごみの減量・資源化の取組みの加速が必要です。

表 2-7-● 廃棄物の発生抑制の促進その他の循環型社会の形成における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
粗大ごみリユース推進事業（2011～） 可燃ごみの中から再利用可能な家具を、希望する市民に無償で提供した。	粗大ごみリユース展示会 開催数 延べ 21回 家具数 延べ 365点
生ごみ減量啓発事業（2011～） 生ごみ処理容器を一般家庭に無償貸与した。	コンポスト貸与 延べ 1,522個 ボカシ貸与 延べ 787組
集団資源回収報奨金制度（2011～） 再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を公布した。	集団資源回収実施団体 延べ 4,410団体
可燃ごみ組成調査（2018～） 可燃ごみへの資源物等の混入状況の実態把握を行った。	家庭系可燃ごみ組成調査 1回 資源物購入率 34% 事業系可燃ごみ組成調査 1回 資源物混入率 54%

7
8
9
10
11
12
13

オ 環境教育・普及啓発の充実

主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、市民の環境意識の高揚を図るため、市民ニーズにあった情報発信や啓発イベントの開催を展開し、小中学校においては、環境教育・啓発の場を定着させることが必要です。

表 2-7-● 環境教育・普及啓発の充実における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
我が家の省エネ大作戦事業（2012～14） 省エネに対して創意工夫して取り組んだ事例やアイデアを募集し、表彰した。	応募数 延べ 185 件 最優秀賞 各年度 1 件
環太郎のエコあくしょん教室（2013～14） スーパー環太郎の着ぐるみとふれあう「地球を守る 5 つのおやくそく」についての教室を行った。	実施 延べ 3 回 参加者 延べ 290 名
どこでも環境教室（2011～） 環境に関する講座メニューを用意し、市内のどこへでも出張して講座を行った。	実施 延べ 244 回 参加者 延べ 10,078 名
川の健康診断事業（2011～） 水環境保全の重要性を学ぶことを目的とし河川にすむ生物による水質調査を行った。	実施 延べ 89 回 参加者 延べ 4,776 名

1
2
3
4
5
6

カ 森林吸収源対策の推進

主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後も引き続き二酸化炭素の吸収源となる森林の育成と保護の推進が必要です。

表 2-7-● 森林吸収源対策の推進における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
水源林再生支援事業（2011～） 森林伐採後の再造林に対し補助を行った。	水源林再生支援整備面積 2018 年時点 69.62ha
森林保護対策事業（2011～） 松くい虫と運御被害拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除を実施した。	森林保護対策 伐倒駆除 延べ 7,710 m ³ 被害木調査 延べ 6,918 m ³
木質バイオマス利活用推進事業（2011～14） ペレットストーブ・薪ストーブの導入について補助等を行った。	ストーブ設置 補助数 延べ 19 台 市役所に 1 台設置

7
8
9
10
11

（2）郡山市エネルギービジョン

郡山市エネルギービジョンの基本的方向性と重点プロジェクトは以下のとおりです。

表 2-7-● 郡山市エネルギービジョンの基本的方向性と重点プロジェクト

基本的方向性	重点プロジェクト
1 省エネルギーの継続的な推進	(1) 公共施設のスマートオフィス化
	(2) 家庭・事業所の更なる省エネ化へ向けた支援
2 新エネルギーの利用拡大	(3) ICT を活用した効率的なエネルギー消費
	(4) 新エネルギーの更なる導入
	(5) エネルギー関連産業を活用した地域活性化
3 エネルギー関連産業等の振興	(6) エネルギー関連技術の発信
	(7) 産・学・金・産総研・官の連携

1 計画期間：2014 年～2020 年

2
3 **ア 省エネルギーの継続的な推進**

4 主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、照明の LED 化等、公共施設における省
 5 エネ設備導入を推進するとともに、家庭及び事業所での更なる省エネ化に向けた支援を展開し
 6 ていきます。

7 さらに市内における再生可能エネルギーの導入拡大のため、市民ニーズを分析し、それに合
 8 った支援の展開が必要です。

9
10 表 2-7-● 省エネルギーの継続的な推進における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
小中学校、公共施設の LED 化 (2015 ～)	新設工事及び改修工事に伴い LED 照明を 導入した公共施設数：47 施設
市内の LED 防犯灯 (街路灯、道路照明灯) 設置 (2014 ～)	防犯灯の LED 化率 77%
郡山市エコ・オフィス認定事業 (2014 ～ 15) 省エネの取り組み実績が優秀な事業所をエコ・オフィスとし て認定した。	郡山市エコ・オフィス認証事業 登録 252 社 表彰 11 社
どこでも環境教室 (2014 ～) 市民を対象とした環境に関する講座を実施した	どこでも環境教室 開催数 151 回 受講者数 5,101 人
公共施設省エネルギー見える化推進事業 (2017)	公共施設省エネルギー見える化推進事業 920 施設のエネルギー使用料、温室効果 ガス排出量を調査

11
12 **イ 新エネルギーの利用拡大・エネルギー関連産業等の振興**

13 主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、再エネ設備の更なる導入とエネルギー関
 14 連企業の積極的な誘致の推進が必要です。

- 1 さらに水素利活用推進のためには啓発活動の継続が必要です。
 2

表 2-7-● 新エネルギーの利用拡大・エネルギー関連産業等の振興における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
避難所（公共施設）等への太陽光発電設備等の導入（2014～）	避難所（公共施設）等への太陽光発電設備等の導入 21 施設（太陽光発電、蓄電池）
廃棄物発電・廃棄物熱利用（2014～）	廃棄物年間発電：26,111MWh 廃棄物年間熱利用：94,000GJ
水素利活用推進事業（2017～）	市役所施設内に水素ステーションの設置、 公用車に FCV の導入 水素利活用推進研究会・分科会を設立
再生エネバスツアー（2014～）	再エネバスツアー 開催数 10 回 参加者 334 名
小中学生を対象とした水素イメージアート（2018） 水素について小中学生を対象とした水素イメージアートを募集した。	水素イメージアート 応募数 29 点

- 3
4
5
6
7

（3）第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画

第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画の取組の体系と重点施策は以下のとおりです。

表 2-7-● 第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画の取組の体系と重点施策

取組の体系	重点施策
1 公共施設の低炭素化の推進	・施設改修における省エネ機器等導入の推進 ・クールチョイスの推進
2 水道使用量の削減行動の推進	・トイレ使用時の二度流しの抑制
3 低公害車導入の推進	・環境負荷の低い自動車の導入
4 グリーン購入及び廃棄物の 3R 等の推進	・両面印刷の徹底など用紙使用量の削減

計画期間：2018 年～2020 年

- 8
9
10
11
12
13

ア 公共施設の低炭素化

主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、照明の LED 化等、省エネルギー設備への更新と防災の視点からも、公共施設に再生可能エネルギー設備の導入の推進が必要です。

表 2-7-● 公共施設の低炭素化における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
クールビズ・ウォームビズの実施 (2018 ～) 市の施設において、冷暖房の使用抑制を図った。	—
公用自転車活用事業 (2018 ～) 市役所から近距離の範囲の業務における移動手段として、公用自転車を活用した。	自転車利用者数 延べ 1,002 人 利用距離 延べ 3,512km
公共施設省エネルギー見える化推進事業 (2018 ～) エネルギー使用量、温室効果ガス排出量を調査した 920 公共施設を、省エネ効果の高い 10 施設に絞り込んだ。	—
市有施設建設事業 (2018 ～) 市有施設の建設において、省エネ、再エネ設備導入を図った。	市有施設太陽光発電設備設置 2 施設 LED 照明導入施設 13 施設
クールチョイス推進事業 (2018 ～) 地元プロスポーツチームや各種団体と連携し、地球温暖化対策のための「賢い選択：クールチョイス」を推進した。	クールチョイス賛同者数 5,450 人

1
2
3
4
5
6
7

イ 水道使用量の削減行動の推進・低公害車導入の推進・グリーン購入及び廃棄物の 3 R 等の推進

主な取り組みと実績は以下のとおりです。今後は、職員による率先行動を推進するとともに、環境性能に優れた自動車の導入の推進も必要です。

表 2-7-● 水道使用量の削減行動の推進・低公害車導入の推進・グリーン購入及び廃棄物の 3 R 等の推進における主な取り組みと実績

主な取り組み	実績
水道使用量の削減行動の推進 (2018 ～) 給湯室、洗面所の使用時における日常的な節水に努めるよう推進した。 トイレ使用時の二度流しなど、過剰な水の使用を控えるよう推進した。	水道使用量 2013 年度基準 803 m ³ 2020 年度目標 747 m ³ 2018 年度実績 834 m ³ (+3.9%)
環境にやさしい自動車の導入促進 (2018 ～) 公用車への環境性能に優れた自動車の導入を推進した。	公用車への環境性能に優れた自動車導入率 (2018 年度) 7.10% 310 台中 22 台
グリーン購入及び廃棄物の 3 R の推進 (2018 ～) 郡山市環境物品等の調達方針に基づき、15 分野 113 品目について、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入」を推進した。	—

8
9
10
11
12
13

(4) まとめと今後の方向性

温室効果ガス排出量は近年減少傾向にあるものの目標達成のためには更なる削減が課題となります。また、再生可能エネルギー導入は現行計画の目標を達成する水準にあるものの、今後の地球温暖化対策のためにはより積極的な導入促進が不可欠となります。

1 これらのために、主に以下の対策の促進が必要です。

2

表 2-7-● 今後必要な対策

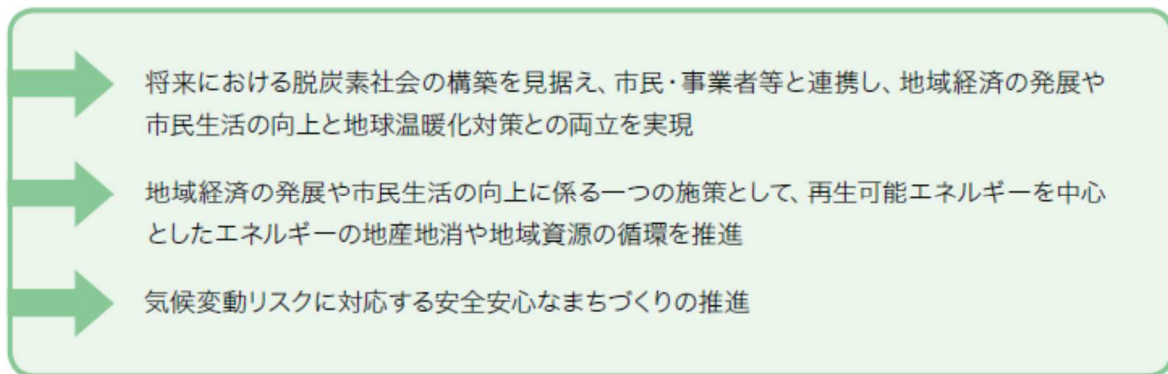
区分	内容
省エネその他の排出抑制	省エネ機器等の導入や建築物の省エネ化
再生可能エネルギー等の導入促進	一層の導入促進とエネルギーの地産地消
地域環境の整備・改善	過度な車移動からの脱却、緑化の推進
循環型社会の形成	ごみ減量・リサイクルの推進
環境教育・普及啓発	環境負荷の小さい生活様式、事業活動の選択

3

4

5 現行計画の評価を踏まえ、以下の3つの方向性を持って地球温暖化対策を推進していくこと
6 が望ましいと考えられます。

7



8

9

1 **第3章 (仮称)郡山市地球温暖化対策総合戦略の基本的事項**

2

3 ここでは、本市が目指す将来像、将来像を実現するための施策体系及び気候変動対策を実施
4 する各主体の役割について記述します。

5

1 本市の目指す将来像

2019年7月1日、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取り組みを行う都市として、本市が県内で始めて「SDGs 未来都市」に選ばれました。さらに東北で初めて「自治体 SDGs モデル事業」にも選ばれました。

また、同年11月28日には、東北の市町村では初、国内の自治体では10番目となる「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」への賛同を宣言しました。さらに2020年1月16日には仙北市で開催された東北SDGs未来都市サミット・シンポジウムにおいて、本市の提案により「気候非常事態宣言」が採択されました。この「気候非常事態宣言」は地球温暖化に伴う「近年の異常気象が驚異である」との認識から採択され、今後は東北SDGs未来都市サミットに参加する5市町が連携し、「ごみの排出抑制・再利用・再資源化・発生回避の徹底」「省エネと再生可能エネルギーの利用促進」「環境などに配慮したエシカル消費の普及」「地球温暖化の防止」への対策を講じることとなります。

これらのことから、本市は脱炭素化社会の実現とSDGsの達成を目指す「Carbon Neutral City Koriyama」を将来像とします。加えて、地球温暖化対策と経済・社会の活性化を見据える「地域経済の牽引」、気候変動影響に対応するレジリエンスな都市として「ゆるぎない強靱な都市」を掲げます。

▼-----
コラム：ゼロカーボンシティ

環境省では、2050年に温室効果ガス又はCO₂の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を定例記者会見、イベント、議会、公式ウェブサイト等で首長自らが又は地方公共団体として表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」を位置付けています。

本市は、2019年11月28日に、脱炭素社会の実現とSDGs未来都市としての取り組みをさらに加速化させるため、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」に賛同する宣言を行いました。



▲-----

2 将来像の実現に向けた施策体系

将来像を実現するために、7つの施策体系を掲げます。7つの施策体系は、5つの柱となる施策体系とそれらを横断的に関連する2つの施策体系で構成します。各施策体系の概要は以下のとおりです。

(1) 省エネを継続的に推進するスマートなまちづくり

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項第2号（その利用に伴って排出される温室効果ガスの排出の量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進）を担う柱です。

具体的には市民・事業者・行政の連携による省エネ活動や次世代自動車、高効率設備の導入等を推進します。

(2) 再エネの活用と水素社会の実現に取り組むまちづくり

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項第1号（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進）を担う柱です。

具体的には市内における再生可能エネルギー導入拡大やそれに伴う再生可能エネルギーの

1 利用を促進します。また、水素社会実現のための施策を推進します。

2

3 **(3) 地域環境の整備・発展による便利で快適なまちづくり**

4 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項第 3 号（都市機能の集約の促進、公共交通
5 機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの
6 排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善）を担う柱です。

7 具体的にはスマートドライブの推進等により脱炭素型交通社会の実現を目指します。また、
8 身近な緑の保全、森林資源の確保、環境配慮型農業の促進等を行います。

9

10 **(4) 限られた資源を活用する循環型まちづくり**

11 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項第 4 号（その区域内における廃棄物等の
12 発生抑制の促進その他の循環型社会の形成）を担う柱です。

13 具体的には 3R¹の促進、食品ロスやプラスチックごみ対策を行います。

14

15 **(5) 気候変動に適応し安心して暮らせるまちづくり**

16 気候変動適応法第 4 条第 1 項（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動
17 適応に関する施策の推進）及び第 2 項（その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変
18 動適応に資する事業活動の促進）を担う柱です。

19 具体的には気候変動影響の把握・啓発とともに気候変動リスクの軽減を行います。

20

21 **(6) 多様な主体の連携による脱炭素社会構築の気運が高いまちづくり**

22 前述の 5 つの柱を横断し、様々な取り組みを下支えする施策体系です。市内のビジネススタ
23 イル・ライフスタイルの変革により、地域全体で脱炭素社会を実現するという気運を醸成しま
24 す。

25 具体的には COOL CHOICE を中心とした取組により、脱炭素社会形成を先導する人づくりや環
26 境に配慮した製品の選択等を促進します。

27

28 **(7) イノベーションの牽引と地域経済活性化のまちづくり**

29 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年 6 月 11 日閣議決定）にも示されてい
30 るとおり、今後の気候変動問題の解決はこれまでの経済・社会活動を大きく変革させるもので
31 す。このため、これらのイノベーションを通じて環境と成長の好循環の実現を図ります。

32 具体的には気候変動対策関連産業の振興やイノベーションの創出を促進します。

33

¹ 3R：ごみを減らす（Reduce）、再利用する（Reuse）、再生利用する（Recycle）こと。

図 3-2-● 本市の目指す将来像及び実現を支える柱のイメージ



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

3 各主体の役割

温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割分担を認識して、気候変動対策を推進することが求められます。また、各主体が連携した対策を推進することで、気候変動対策への相乗効果が期待できます。

ここでは、市民・事業者・行政のそれぞれの役割について、示します。

(1) 市民の役割

ア 気候変動対策に関する活動への積極的参加

気候変動対策は一人ひとりの行動が重要であり、「知る・学ぶ・実践する」といった各段階を踏んでいくことで効果的に進められます。そこで、気候変動対策に関する情報に関心を向けるようにし、学びや実践の場などに積極的に参加します。

イ 日々の生活から発生する温室効果ガスの削減

日常生活で使用するガス・電気などのエネルギー消費や自家用車の使用から温室効果ガスが発生します。日ごろから温室効果ガス削減を心掛けた行動をします。

(2) 事業者の役割

ア 環境・経済・社会の統合的向上を図る事業の推進

地域経済を活性化させるとともに、温室効果ガス排出が少ない製品・サービスの提供を図ります。また、社会貢献活動に積極的に参加します。

イ 気候変動対策に関係する成果等の積極的発信

事業活動によって生じた温室効果ガスの排出量等の把握に努めるとともに、その成果等を積極的に発信します。

1 (3) 行政の役割

2 ア 積極的な気候変動対策に関する支援や情報発信

3 市民・事業者に対して、場の提供や補助事業等の共有など、気候変動対策に関する支援や情
4 報発信を積極的に行います。

5

6 イ 地域の特性(社会的、自然的)に応じた施策の推進

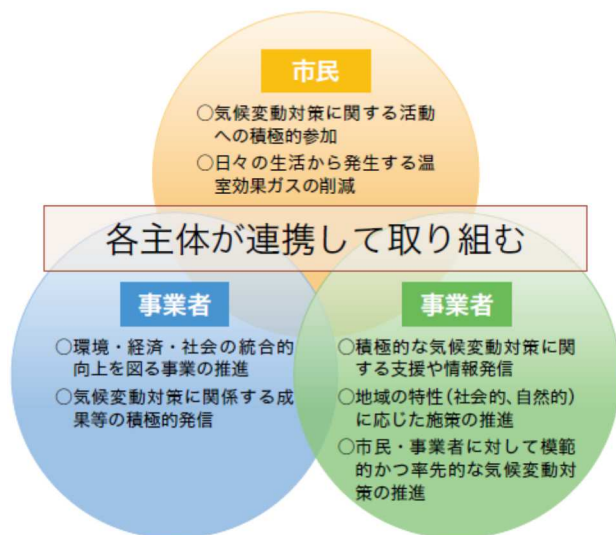
7 気候変動対策は全国一律で同じ施策を進めるとともに、各地域に応じた施策を進めることが
8 重要です。施策の推進に当たっては、地域資源を活用するなど、自然的社会的条件に応じた温
9 室効果ガス削減のための施策を推進します。

10

11 ウ 市民・事業者に対して模範的かつ率先的な気候変動対策の推進

12 連携した取り組みを進めていく上で、行政が一事業者・一消費者としての立場を認識して、
13 市民・事業者の模範となることが重要です。そこで、市民・事業者に対して模範的かつ率先的
14 な気候変動対策を実施します。

15



16 図 3-3-● 各主体の役割のイメージ

17

(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略 様式

フォントサイズ：11pt、文字行数：42 文字／行数 46 行、余白：上下 20mm、左右 25mm

1

1 **第4章 温室効果ガス排出量削減目標**

2

3 ここでは、郡山市域における温室効果ガス排出削減目標や市の事務事業に伴う温室効果ガス
4 排出削減目標について記述します。

5

1 **1 温室効果ガス排出削減目標（区域施策編）**
 2 **（1）郡山市における温室効果ガス排出量の将来推計**

3 中期目標の基礎とするため、追加的な削減対策を行わない場合「現状すう勢ケース」の郡山
 4 市における温室効果ガス排出量を推計します。推計に当たっては、2030 年度までのそれぞれの
 5 部門毎の指標（例えば、産業部門は製造品出荷額、業務部門は第 3 次産業従業者数、家庭部門
 6 は人口、運輸部門は自動車保有台数等）の推移を加味しました。

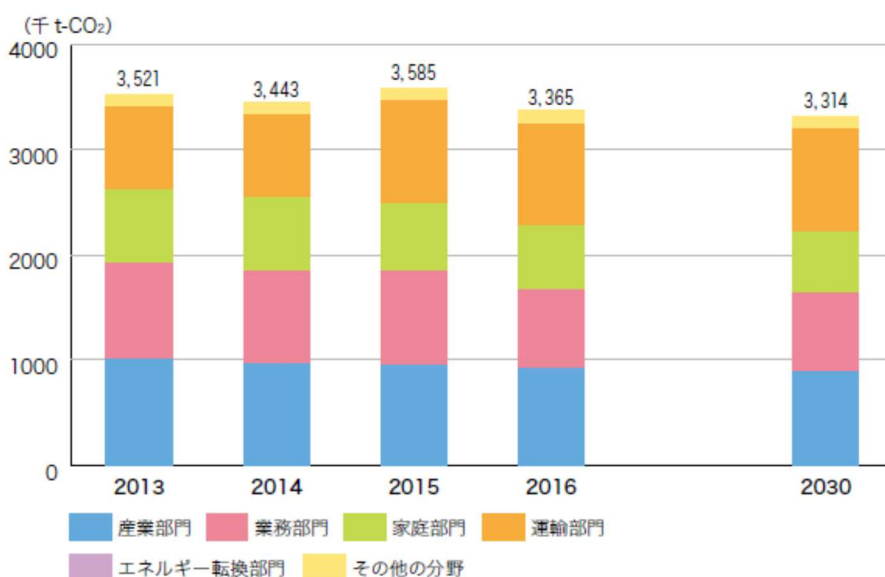
7 推計の結果、今後追加的な削減対策を行わない場合の 2030 年度の排出量は 3,314 千 t-CO₂ と
 8 なり、2013 年度比で約 5.9%の削減となる結果となりました。

9 国の地球温暖化対策計画の目標値である 2013 年度比 26%削減を達成するためにも追加的な
 10 削減対策が不可欠であり、現状すう勢ケースの排出量と中期目標値との差が、対策・施策によ
 11 り削減する必要がある排出量となります。

12 **表 4-1-● 現状すう勢ケースにおける郡山市の温室効果ガス排出量**

部門・分野	2013 年度	2030 年度 (現状すう勢ケース)
産業部門	997.0	881.0
業務部門	919.0	750.0
家庭部門	698.0	588.0
運輸部門	785.0	980.0
エネルギー転換部門	1.7	0.4
その他の分野	120.0	115.0
合計	3521.0	3,314.0
2013 年度比の削減率	—	-5.9%

13 単位：千 t-CO₂



14 **図 4-1-● 現状すう勢ケースにおける郡山市の温室効果ガス排出量**

15
 16 **（2）温室効果ガス排出削減目標**

17 郡山市における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

1

表 4-1-● 温室効果ガス排出量削減目標

目標年度		基準年度	削減目標
中期目標	2030年度	2013年度 (3,521千t-CO ₂)	30% (2,465千t-CO ₂)
長期目標	2050年度		100% ※実質ゼロ

2

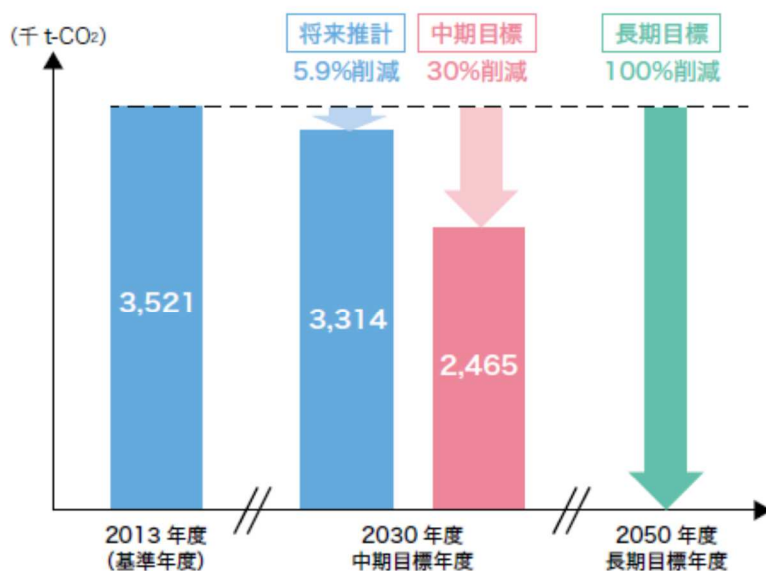


図 4-1-● 温室効果ガス排出量削減目標のイメージ

3

4

(3) 目標設定の考え方

6

目標においては、国の地球温暖化対策計画の対策及び本市独自の対策を行うこととして、設定することとします。国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出削減に関する対策及びその効果が定められています。この対策を本市で実施する場合の効果を積み上げると、2013年度比約 28%の削減が見込めます。また、後述する本市独自の対策を実施することで、2013年度比約 2%の追加削減が可能となります。

11

また、各対策を各施策体系に振り分けることによって、施策体系ごとの目標を示すこととします。

13

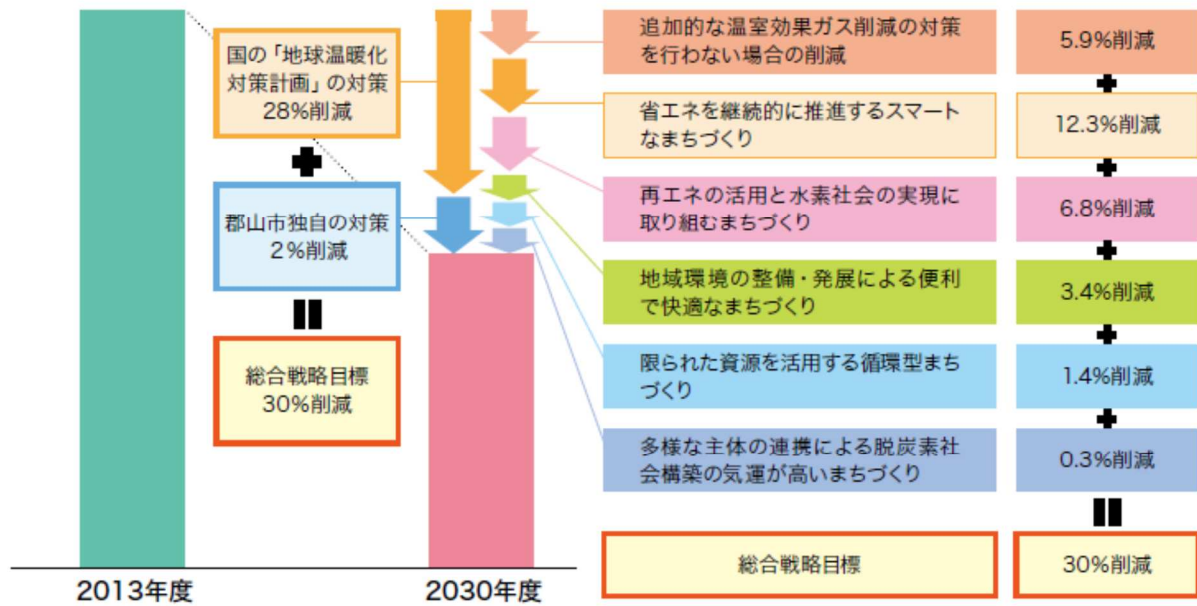


図 4-1-● 目標設定のイメージ

(4) 郡山市独自の温室効果ガス排出削減対策

本市の温室効果ガス排出のうち、運輸部門から一番排出されていること、全部門において電気の使用に伴う排出が半数を占めていること、一人当たりのごみ排出量が全国平均よりも多いという特徴があります。全国一律的な削減策に加えて、本市の地域性のある温室効果ガスを削減していくことが必要であることから、独自の対策として、以下の3つの対策を実施することにより、2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比約 2 %の追加削減を実施します。

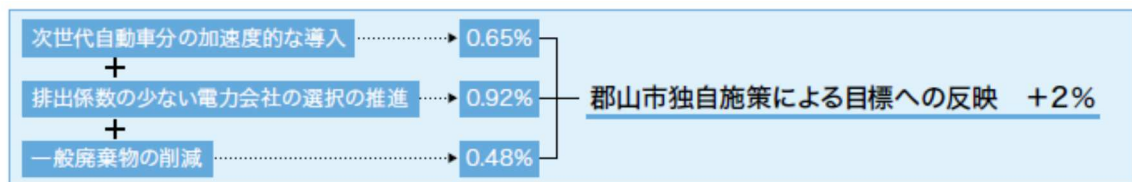


図 4-1-● 郡山市独自対策における削減目標

ア 次世代自動車の加速度的な導入

燃料電池自動車、ハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車は、温室効果ガスを発生しない自動車であり、気候変動対策に必要な乗り物です。そこで、市内での新車販売台数に占める次世代自動車の割合を、国の地球温暖化対策計画で示した 50~70%を上回る 90%を目標とし、2013 年度比 0.65%の追加削減を設定します。

イ 排出係数の少ない電力会社の選択の推進

再生可能エネルギーの地産地消は、気候変動対策として欠かせないものとなっており、自立・分散型エネルギーシステムの構築に貢献するものです。

2030 年度において、地球温暖化対策の実施者をターゲットにして、そのうち 5%分が地域新電力等から排出係数 0.235 の電力を選択することにより、2013 年度比 0.92%の追加削減を設定します。

1 **ウ 一般廃棄物の削減**

2 一般廃棄物の処理（焼却、埋立など）に伴い、温室効果ガスが発生します。一般廃棄物の処
 3 理については、郡山市一般廃棄物処理基本計画に廃棄物の発生量等の目標を定めています。
 4 郡山市一般廃棄物処理基本計画に定められた目標（2027 年度：910g/人・日）を 2030 年度
 5 まで推計した一日一人当たりのごみ排出量(847g/人・日)の場合の目標を追加することにより、
 6 2013 年度比 0.48%の追加削減を設定します。

9 **2 市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの削減目標（事務事業編）**

10 **(1) 市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの削減目標**

11 地球温暖化対策の推進に当たっては、自治体自らが環境に配慮した行動を率先して実行していく
 12 ことが重要です。そのため、本市が事務・事業の執行や公共施設の整備などを実施するに当たり、
 13 一事業者・一消費者としての立場を認識し、自ら率先して温室効果ガス削減に向けた目標を下記の
 14 とおり設定します。

15 この目標は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」
 16 の事務事業編に係る目標とします。

18 表 4-2-● 温室効果ガス排出量削減目標

目標年度		基準年度	削減目標
中期目標	2030年度	2013年度 (119,803t-CO ₂)	32.8% (80,565t-CO ₂)
長期目標	2050年度		100% ※実質ゼロ ※区域目標よりも可能な限り早く

19 **(2) 目標設定の考え方**

20 本市が一事業者として該当する「業務その他部門」における国の温室効果ガス排出量削減の目標
 21 を達成するためには、事務・事業から排出される温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）と比べ、
 22 2030 年度までに約 40%減らす必要があります。

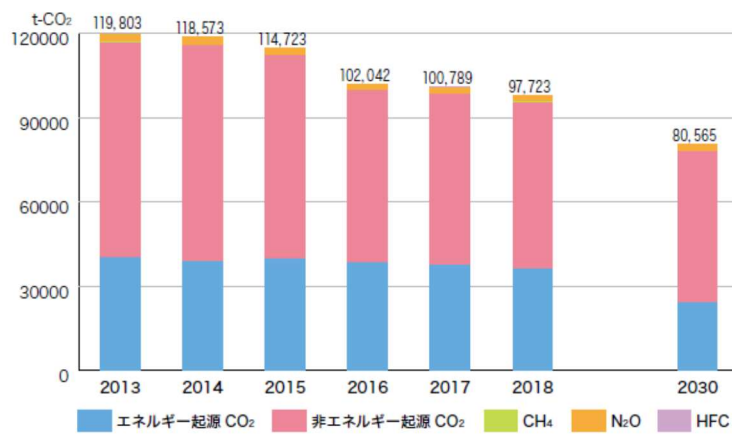
23 このことから、市民・事業者の模範となることを示しながら、より一層の温室効果ガス排出量削
 24 減を図るよう、本計画の計画期間である 2030 年度までの 10 年間において、施設整備等に係る各種
 25 計画に基づく省エネ・再エネ設備等の導入や職員による環境配慮行動の拡大などを推進し、温室効
 26 果ガスの種類別の削減目標を設定します。

27 表 4-2-● 温室効果ガスの種類別の削減率

温室効果ガス種類 / 部門別	温室効果ガス排出量の 2030 年度の削減率
エネルギー起源 CO ₂ (業務その他部門)	40.00%
非エネルギー起源 CO ₂	30.00%
メタン(CH ₄)	12.30%
一酸化二窒素(N ₂ O)	6.10%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	0.00%

注1 削減率は 2013 年度比での削減率

注2 HFC の目標値は、国の温暖化対策計画で約 32%であるが、「温室効果ガス総排出量」に占める割合が軽微であるため、削減率を 0%とする。



1 図 4-2-● 市の事務事業に伴う温室効果ガス削減目標

1 **第5章 対策・施策**

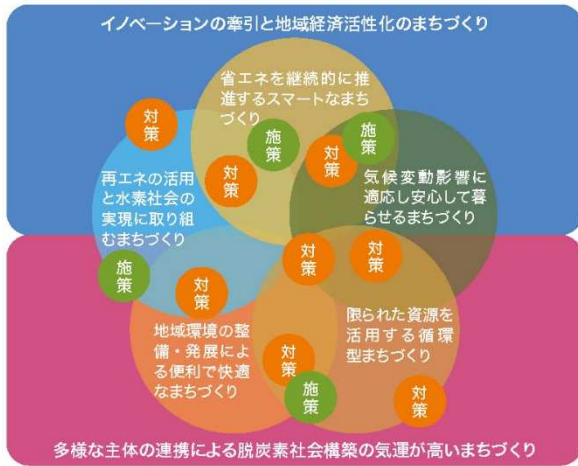
2 ここでは、削減目標達成のための対策・施策とその内容について記載しています。

3

4 **1 対策・施策の体系**

5 第3章に記載した将来像「脱炭素社会の実現とSDGsの達成」や温室効果ガス排出量の抑制
6 や気候変動への対応といった基盤的な5つの柱に加えて、それらを横断し、相乗的な効果を生
7 み出す2つの柱、5+（プラス）2の柱に関連した、いわゆるリゾーム型の対策・施策の実施に
8 より推進します。

9



10 図5-1-● 対策・施策の体系のイメージ

11

12

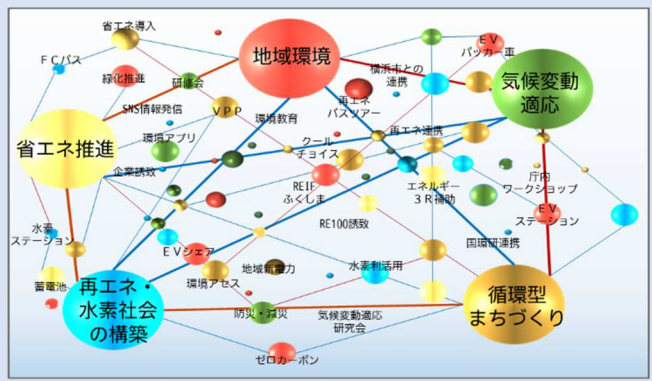
13

14 **コラム**

15 **リゾーム型**

16 リゾームとは、フランス語で「根茎」を
17 指し、横断的な関係を結びつくさまを表す
18 言葉です。

19 (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略
20 における各施策体系の施策は、一つの施策
21 から一方向に展開する「ツリー型」ではな
22 く「リゾーム型」として有機的に関連し合
23 い、相乗効果を発現することで効果的・効
24 率的な将来像の実現を目指しています。



24

25

26

1 **2 柱ごとの対策・施策**
2 **(1) 省エネを継続的に推進するスマートなまちづくり**



各主体（市民、事業者、行政）が日々の暮らしや仕事などのあらゆる場面で、エネルギー効率に優れ、温室効果ガスの排出が少ない技術を積極的に取り入れ、エネルギー消費や CO₂（二酸化炭素）の見える化（可視化）等を通じた「賢い選択」による省エネルギー行動等を推進します。

3
4 **【主な取り組み】**

5 **○省エネ性能の高い設備等の導入**

6 省エネ性能の優れた機器を選ぶことで、電気代を低く抑えることができます。エネルギー消
7 費効率のトップランナー制度で基準を達成した機器を導入することや統一省エネルギーラベル
8 の星の数が多い家電機器を購入します。

9
10 **○建築物の省エネ化**

11 既存住宅においては、断熱性能を高めるなど、省エネ化に資する改修を積極的に行います。
12 建築物を新築するときは、ZEH¹やZEB¹にします。

13 建築事業者等においては、環境性能の高い住宅性能を積極的に公表し、導入促進に努めます。

14
15 **○EMS 等を利用した徹底的なエネルギー管理**

16 公共施設だけでなく、家庭や事業所などでの省エネの取り組みを積み重ねることが重要であり、
17 各主体が、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を活用し、日々のエネルギー使用量を見
18 える化（可視化）するとともに、徹底的なエネルギー管理による省エネを実践します。

19
20 **○エネルギーの面的利用の拡大【後掲】**

21
22 **○省エネに関する情報発信**

23 市内の事業者が取り組む省エネ行動等を積極的に発信するとともに、設備等の導入支援や国
24 内の優良事例等の省エネに関する情報を広く共有します。

25
26

¹ ZEH とは、「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅とされ、ZEB は、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

1 ○次世代自動車の普及【後掲】

2

3 ○エコドライブの推進

4 車の燃費性能をよく把握し、急発進や急加速を行わない運転をするなど、エコドライブ²を実
5 践します。また、事業者は、エコドライブの社内教育や目標の設定など、エコドライブに取り
6 組みやすい環境整備に努めます。

7

8 ○グリーン購入や環境配慮契約等の推進

9 事業等で使用する製品やサービスにおいては、グリーン購入やグリーン契約を国の定める基
10 本方針を参考にして積極的に推進します

11 また、日々の生活で購入する製品やサービスにおいては、人や社会・環境に配慮した消費行
12 動「エシカル消費³」の啓発・実践に努めます。

13

14

² エコドライブは、燃料消費量や温室効果ガス排出量を減らし、気候変動対策につなげる「運転技術」や「心がけ」です。気候変動対策だけでなく、燃料費削減、大気汚染防止、事故防止などの効果を得ることもできます。

³消費者それぞれが各自にとっての低価格な原料作成のための農園開拓による森林伐採等の社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

1 (2) 再エネの活用と水素社会の実現に取り組むまちづくり



本市は豊かな自然環境に恵まれています。また、市内には大学や研究機関等、再生可能エネルギーや水素の利活用に関する技術開発等の環境も充実しています。このような本市の特性を最大限に活かした再生可能エネルギー等の普及拡大により、地域の脱炭素化やエネルギー自給率の向上を図ります。

2 3 【主な取り組み】

4 ○再生可能エネルギーにおける電気・熱の最大限の導入

5 再生可能エネルギーに対する理解を深めるとともに、環境影響評価法等の法令順守はもちろん、人の生活や自然環境に配慮しながら、地域の特性に応じて、再生可能エネルギーを最大限
6 に導入します。また、太陽光発電等の電気利用だけでなく、太陽熱や地中熱等の熱利用について
7 ても可能な限り導入します。

9 10 ○未利用エネルギーの活用

11 バイオマス発電等で発生した排熱など、未利用のエネルギーを活用します。

12 13 ○次世代自動車の普及【後掲】

14 15 ○再生可能エネルギーの地産地消

16 地域で作られた再生可能エネルギーを事業所内で消費することや地域新電力会社等を通じて
17 購入するなど、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

18 19 ○エネルギーの面的利用の拡大【後掲】

20 21 ○再生可能エネルギーに関する情報発信

22 再生可能エネルギーに関する情報を発信することで、再生可能エネルギーに関する認知度を高
23 め、導入促進を図ります。

24 25 ○RE100、SBT 等の国際イニシアティブへのコミット企業の拡大促進

26 企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブで
27 ある RE100 への参加やパリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より 2℃を十分に下回る水準
28 に抑え、また 1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5 年～15 年先を目
29 標年とする目標である SBT の設定など、国際イニシアティブの情報を積極的に提供します。ま
30 た、RE100 の中小企業版である「再エネ 100 宣言 RE Action」など、再生可能エネルギー
31 100%利用を促進する枠組みへ積極的に参加します。

32 33 ○水素社会の実現【後掲】

34
35

1 (3) 地域環境の整備・発展による便利で快適なまちづくり



地域交通の利便性・快適性を追求しつつ、自動車からの二酸化炭素排出の低減に向けて、公共交通の利用促進を図るとともに、自転車、徒歩等での移動を推進します。また、流通など都市機能の集約化により、移動等で消費されるエネルギー使用量の削減を図るとともに、二酸化炭素排出量の増加につながる交通渋滞の解消を図ります。さらに、都市緑化や身近な緑の保全による地域環境の整備を推進するとともに、環境保全型の林業や農業の振興を図ります。また、地域の脱炭素化の実現を目指したカーボンニュートラルなまちづくりを促進します。

2

3 【主な取り組み】

4 ○ヒートアイランド対策による都市の低炭素化

5 都市公園や水辺のまとまりのある緑を保全し、河川や道路沿いの緑による緑のネットワーク
6 を形成・維持するなど、都市形態の改善を図り、都市部における空調システムや自動車などの
7 人間活動から排出される人工排熱の低減を図ります。

8

9 ○利用しやすい公共交通体系の構築

10 地域住民や公共交通事業者等との協議のもと、路線バスの車両の小型化や運行頻度、デマン
11 ド型の乗合タクシーの導入等地域の実情やニーズに効率的な対応を図るとともに、環境にもや
12 さしい交通体系を構築します。

13

14 ○公共交通や自転車・徒歩への転換を促すモビリティ・マネジメントの推進

15 誰もが利用しやすい公共交通体系の構築とあわせて、安全で快適な自転車及び歩行空間の整
16 備を図ることにより、自動車以外の移動手段も選択できる交通環境を整備します。

17

18 ○道路交通の円滑化

19 交通渋滞の緩和、円滑な自動車の移動のため、幹線道路網の効率的な整備を推進します。ま
20 た、自動車の駐車から公共交通への乗り換え（パークアンドライド）のための移動環境の向上
21 を図ります。

22

23 ○次世代自動車の普及

24 家庭や業務で使用する自動車を、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動
25 車（PHV）、クリーンディーゼル車、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自
26 動車へ更新していきます。

27

28 ○エコドライブの推進【再掲】

29

30 ○再配達削減

31 宅配ボックスの整備や駅・コンビニ等での受け取りを推進し、宅配便再配達の削減を図りま
32 す。

33

34 ○食品等の地産地消の推進

35 地域で生産された農作物等については、積極的に地域内で利用していき、地産地消を推進し
36 ます。








37

1 ○環境保全型農業の推進

2 有機農業や化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化
3 防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動への支援を実施し、環境保全型農業を推進しま
4 す。

5
6

7 (4) 限られた資源を活用する循環型まちづくり

						
<p>各主体（市民、事業者、行政）が日々の暮らしや仕事などのあらゆる場面で、エネルギー効率に優れ、温室効果ガスの排出が少ない技術を取り入れ、エネルギー消費や CO₂（二酸化炭素）の見える化（可視化）等を通じた「賢い選択」による省エネルギー行動等を推進します。</p>						

8

9 【主な取り組み】

10 ○廃棄物焼却量及び最終処分量の削減

11 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進や紙類やプラスチック類などの資源物の分
12 別等の徹底により、廃棄物焼却量を削減します。また、生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量
13 の削減を推進します。

14

15 ○食品ロス削減の推進

16 食材を最後まで使う「使いきり」、残さず食べる「食べきり」、生ごみを減らす「水きり」の
17 3きり運動の呼びかけ、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力やエシカル消費等の食品ロス削
18 減を推進します。

19

20 ○バイオプラスチック導入の推進

21 レジ袋や食品容器包装など従来のプラスチックが使用されている製品から、微生物によって
22 生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラ
23 スチック」製品を積極的に選択します。

24

25 ○廃棄物削減等に関する啓発

26 SNS やイベント等を通じて、廃棄物削減に関する啓発活動や情報提供を行います。

27

28 ○グリーン購入や環境配慮契約等の推進【再掲】

29

30

1 (5) 気候変動に適応し安心して暮らせるまちづくり


気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）では、国内における様々な気候変動影響が評価・予測されています。そのうち、本市の特徴から影響が考えられる内容を適応ワーキンググループで整理しました。 これらの影響に対応するための施策を検討・実施します。

2
3
4

ア 水環境・水資源

主な気候リスク	水資源量の減少、水環境(水質)の劣化
主な外力	気温上昇、極端現象
主な暴露	水質保全対策がされていない河川・湖沼、水資源確保施設・設備の整備が遅れている河川

5
6
7
8
9
10
11
12

○湖沼・ダム湖

気温の上昇は、水生植物の繁茂やプランクトンの増加等により、水域の富栄養化を招きます。水質の変化・悪化を防ぐため、継続したモニタリングを行うとともに、下水道の整備を進めます。

また、猪苗代湖においては、住民と一体となった啓発・清掃などの取り組みを継続し、観光地としての適切な対策を行います。

○河川

集中豪雨等の極端現象の発生により、内水・外水被害の頻発化が予想されることから、河川愛護団体や町内会等の地域組織と一体となった河川整備や下水道(雨水排水)の整備を引き続き進めます。また、河川流量の差が大きくなり、水害だけではなく、各所で濁水が発生する可能性があることから、三春ダムをはじめとするダムの放流量調節などが果たす役割が大きくなってきます。

水害により生じる恐れのある社会経済活動への甚大な被害への対策として、住宅開発や居住に関する制限、低未利用地対策、高齢化対応等を踏まえた、洪水・土砂災害ハザードマップの作成・拡充を進めます。

コラム

インパクトチェーン

国立環境研究所 福島支部が作成中

25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

1 **イ 自然災害**

主な気候リスク	洪水による人命・経済損失、内水による人命・経済損失、土砂災害による人命・経済損失、暴風による人命・経済損失
主な外力	極端現象
主な暴露	高齢者・災害弱者の割合、河川・都市インフラの脆弱性、浸水エリアの家屋数

2

3 **○洪水**

4 集中豪雨等の極端現象の発生により、洪水の頻発化が予想され、洪水の発生によって家屋の
 5 浸水など市民の人命・財産に対する被害が発生することに加えて道路冠水や崩壊、倒木の発
 6 生等にもなう交通の遮断が懸念されるだけでなく、生活の利便性の損失、復旧の長期化に伴
 7 う市財政への圧迫、コミュニティの変化が引き起こされることも懸念されます。河川改修等の
 8 河川インフラの整備に加えて、市民の被害への補償（浸水被害区域の建物所有者への改修費補
 9 助など）や自主的な対策に対する補助（止水板設置など）、市民への災害情報提供・防災意識の
 10 啓発（水害時の避難誘導看板の設置、洪水ハザードマップの整備など）を引き続き推進すると
 11 ともに、洪水の発生に波及して生じる影響を軽減するための空き家対策等を実施します。

12

13 **○内水**

14 集中豪雨等の極端現象の発生により、内水氾濫の頻発化が予想され、家屋の浸水・道路の冠
 15 水が増大することが懸念されるだけでなく、生活の利便性の損失、復旧の長期化に伴う市財政
 16 への圧迫、コミュニティの変化が引き起こされることも懸念されます。下水道施設（雨水幹線、
 17 雨水貯留管等）の整備、内水ポンプなどのインフラ整備のほか、雨水流出抑制施設への補助に
 18 ついても引き続き進めます。

19

20 **○土砂災害**

21 集中豪雨等の極端現象の発生により、土砂災害の頻発化が予想され、土砂災害の発生によっ
 22 て家屋の倒壊など市民の人命・財産に対する被害が発生することに加えて、倒木の発生等に伴
 23 う交通の遮断、電柱・送電線の崩壊にもなう停電の発生などの都市インフラへの被害の発生、
 24 土砂が農地に流れ込むことによる農作物への被害が生じることが懸念されます。土砂災害ハザ
 25 ードマップの改訂など、市民への災害情報提供・防災意識の啓発を引き続き実施します。

26

27

28 **コラム**

29 **横断的な気候変動適応の取り組み**

30

31

32

33

34 国立環境研究所 福島支部が作成中

35

36

37

38

39

40

41

1 **ウ 農林・水産業**

主な気候リスク	農林水産経済損失、健康リスク人命損失
主な外力	気温上昇、降水量変化、極端現象
主な暴露	河川沿農林地、山間農地、気候変動対策されていない未対策の品種、手入れがされていない森林

2

3 **○水稲**

4 気温上昇による生育・発達障害が懸念され、高温は水稲の品質(等級・ブランド品種)にも影響
5 を与えることから、高温耐性品種の導入やインディカ米の導入に向けた調査を引き続き実施し
6 ます。また、長期の天候不順(長雨)による生育不良や病害虫の発生が懸念されることから、農作
7 業指針作成や技術指導とともに、圃場における気象データのモニタリング、IoT 等を活用した
8 農業の機械化などの対策を進めます。

9

10 **○野菜**

11 気温上昇によって、冷涼地で育つ作物が育たないことや施設野菜の高温による着果不良の多
12 発、越冬しやすくなることによる害虫の増加等の影響が懸念されます。気温上昇によるプラス
13 の影響として農作物の増産等があることから、新しい品目や品種の導入を推進します。

14

15 **○果樹**

16 気温上昇によって病害虫の発生の増加が懸念されることから技術指導等を行います。

17

18 **○農業施設・設備**

19 降水量の変化により、水不足あるいは水害の発生が懸念され、自然的、社会的要因で生じた
20 農業用施設の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための
21 長寿命化対策を引き続き実施します。また、河川に近接する農地の対策も必要であることに加
22 えて、水害による農作物の流出や農業廃棄物の発生などが生じる恐れがあるため、水害や雪害
23 による施設園芸への被害対策として、農業用ハウスの補強などの支援を行います。

24

25 **○林業**

26 集中豪雨等の極端な気象によって、林道への被害が生じる恐れがあることから、適切な間伐
27 や下刈り実施による森林の健全化を進めます。森林の手入れが不足している現状や森林の多面
28 的機能などに関心を持つため、市民等を対象とした森林環境学習を行います。

29

30 **○農林業従事者**

31 本市においても農林業従事者の高齢化がさらに進むことが予想されるため、農林業の効率低
32 下や作業時の熱中症対策、蚊などが媒介する伝染病の予防などが求められます。後継者不足・
33 担い手不足とあわせて、農地の集積・集約化、スマート農業などの機械化などの対策を進める
34 とともに、メールマガジン等による市民への天候・環境情報の提供、気候変動に関わる啓発活
35 動を実施します。

36

37 **○その他**

38 気候変動の影響による所得の減少、商品価値の低下、農地・森林の減少、荒廃農地の増加に
39 対して、補償制度等の整備が求められております。また農村における文化的な活動の低下など
40 が懸念されることから、市民を対象とする農村体験事業などを継続して実施します。

41 気温上昇により、生物多様性の確保のため、環境保全型農業直接支援対策事業や水産振興奨
42 励事業などを推進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

エ 産業・経済活動

主な気候リスク	気象災害による経済損失
主な外力	気温上昇、降水量変化、極端現象
主な暴露	河川敷事業所・工場、BCPのない企業(事務所)

○製造業・商業

極端現象による気象災害等に伴う断水・停電により製造施設の損傷や気温上昇による機器空調設備の電力消費量増加による電力コストの増加が懸念されます。基本的な治水対策を進めるとともに、重要なデータのクラウド化、立地によって施設の電源を上階に移動するなどの対策を進めます。

水害等により物流・交通が断絶されることを予防するため、車両待避の検討、地域内生産などへの転換を進め、さらに水害等による操業停止や事業活動中断、サプライチェーン断絶などを想定した BCP の策定を推進し、災害発生時における事業活動の継続に資するリモートワークやワーケーションの推進などが含めるように努めます。

○エネルギー供給需要

気象災害などによる停電の懸念があり、消費する電力を自律分散型電源や再生可能エネルギーによる電源への移行などの対策を進めます。

○金融・保険

気候災害による被害が増大し、損害保険の収益悪化による保険料が値上がりや高温や水害等による救急搬送や医療費の増加の恐れがあります。金融機関においては、気候変動による被害の増加は、長期的にみて企業倒産リスクが高まることから、対策等を検討を進めます。

○レジャー

気温上昇にともない、これまでの季節感が損なわれ、桜の開花や紅葉などの景観の変化、降雪量の減少、自然環境への影響が懸念され、屋外の観光や猪苗代湖で湖水浴が困難になる可能性があることから、対策等の検討を進めます。

○医療

気温上昇などによる新たな感染症などの対策を進めます。

○その他（海外影響）

気候変動影響により、海外における生産設備や物流に被害や影響を受ける可能性があることから、サプライチェーンの国内化や地域化を進めます。

1 **オ 健康**

主な気候リスク	人命損失、健康被害、生活の質低下、経済の損失
主な外力	気温上昇、降水量変化、極端現象
主な暴露	独居の高齢者の割合

2
 3 **○感染症**

4 気温上昇や降水量変化によって、蚊が増加し、東北地方では罹患例がほとんどないデング熱・
 5 日本脳炎の感染者の増加による人命の損失が懸念されます。感染状況調査や予防接種を実施す
 6 るとともに、現状ではデング熱・日本脳炎の感染が拡大した状況下での対処療法に留まってい
 7 ることを踏まえて、蚊の発生しやすい環境を改善するための取り組みを進めます。

8
 9 **○暑熱（熱ストレス）**

10 極端現象の発生に関して、東北地方では発生件数が限られている熱波の発生や気温上昇によ
 11 る屋外活動の制限及び屋外労働環境の悪化が懸念されるだけでなく、夏季に自宅で過ごす時間
 12 が長くなることによって、室内・就寝時における熱中症や体力の低下が引き起こされ、生活の
 13 質の低下や人命の損失につながるものが懸念されます。熱中症の予防に関する情報発信・啓発、
 14 都市緑化に関する取り組み、地域における見守り活動を引き続き実施していくことに加えて、
 15 気温予測・天気予報の精度向上、熱中症リスク評価指標の整備・熱中症注意報の伝達システム
 16 の整備などを進めます。

17 特に熱中症の予防に関する情報発信・啓発については、世代や職業など市民の多様な属性ご
 18 とのきめ細かな対応に努めます。

19
 20 **カ 国民生活**

主な気候リスク	人命損失、経済損失、生活の質低下
主な外力	気温上昇、降水量変化
主な暴露	高齢者・子どもなどの災害弱者の割合、浸水しやすい交通インフラ

21
 22 **○水道・交通**

23 集中豪雨が頻発化することに伴い、交通インフラへの被害（道路冠水に伴う交通渋滞の発生
 24 など）が発生することが懸念されることから、水道に関して、水質管理を適切に行い、引き続
 25 き水道水の安全性を確保するとともに、交通に関して、市民に対する水害時の避難場所等の情
 26 報提供を速やかに実施し、交通遮断時を想定した避難経路の複線化を検討するなど、経験則に
 27 よる判断や従来とは異なる状況を想定した対策を進めます。また、都市整備・交通対策・防災
 28 など各部局を横断する災害時の庁内連携体制の構築に向けたマニュアル作成を検討します。

29
 30 **○生物季節・伝統行事・地場産業**

31 気温の上昇に伴い、屋外で行われる伝統行事の開催の制限、夏祭りの開催や雪遊びのイベン
 32 ト等の季節ごとに行われている行事・イベントの開催が困難になることにより、伝統・文化の
 33 消失や季節感を感じにくくなることによる市民の生活の質の低下が懸念されます。また、伝統
 34 行事・イベントの開催機会が少なくなることで、コミュニティの存続にも影響を及ぼす可能性
 35 があります。歴史的に実施されてきたこれらの伝統行事の開催内容・形態を見直すなどの対策
 36 を進めます。

37
 38 **○暑熱による生活への影響**

39 気温上昇に伴い、ヒートアイランド現象が進み、児童生徒の通学時における熱中症の発生、

1 夜間の熱中症の発生、不眠などの健康被害の増大が懸念されることから、エアコンの適切な使
2 用方法など、市民に対する熱中症対策に関する情報提供・啓発を進めます。

3 都市緑化の取り組みを進めることによって、ヒートアイランド現象の影響を緩和するとと
4 もに、ヒートアイランド現象に対応した都市インフラの整備や新技術の導入（反射性舗装の導
5 入など）を検討します。また、夏季の猛暑日など、気温の上昇で外出の機会が減ることが想定
6 されるため、テレワークや生徒・学生のサマータイム導入など、市民の行動変容を促す制度の
7 見直しを進めます。

8
9

コラム

こおりやま広域圏における適応協議会

11 こおりやま広域連携中枢都市圏（こおりやま広域圏）
12 における広域的な連携により、気候変動の影響による
13 被害を回避・軽減するための気候変動適応策等の推進
14 を目的に設置した研究会です。2019年2年に連携協定
15 を締結した国立研究開発法人国立環境研究所をアドバ
16 イザーとし、こおりやま広域圏における現在及び将来
17 の気候変動とその影響に関する科学的知見の整理や具
18 体的な適応策の検討等を行っています。



19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

1 (6) 多様な主体の連携による脱炭素社会構築の気運が高いまちづくり



脱炭素型社会の実現には、私たち一人ひとりの取り組みが重要です。特に環境を意識することはなくとも、スマートなライフスタイル・ビジネススタイルを選択することによって脱炭素社会の構築に貢献できるような社会づくりを目指します。

2 3 【主な取り組み】

4 ○連携による省エネの取組推進

5 複数の工場・事業者におけるエネルギーや未利用熱の融通等の連携により更なる省エネを推
6 進します。

7 8 ○エネルギーの面的利用の拡大

9 エネルギー供給事業者、地域開発事業者、行政等の幅広い関係者が連携して、地区レベルで
10 の複数の施設・建物におけるエネルギーの融通、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活
11 用等のエネルギーの面的利用が可能な環境を整備します。

12 13 ○クールチョイスの推進

14 地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費行動の活性化等を通じて、省エネ・
15 低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資
16 するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE (クールチョイス)」を推進します。

17 18 ○環境学習の推進

19 地球温暖化の仕組みを科学的に理解し、「自分ごと」として取り組む気候変動対策に関する行
20 動を考える視点が重要であることから、あらゆる機会を通じて気候変動対策についての理解と
21 関心を深めることができるよう、家庭や学校に加え、職場や地域のあらゆる場における環境学
22 習を推進します。

23 24 ○J-クレジットの推進

25 温室効果ガス削減目標の達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットを認証する
26 J-クレジット制度⁴を活用していきます。

27 28 コラム

29 コラム：気候変動対策からの SDGs への貢献

30 気候変動対策によって、SDGs の考え方である環境・経済・社会の課題の同時解決に貢献しま
31 す。例えば、地域に存在する再生可能エネルギーを活用することによって、以下の効果が発揮
32 されると考えられます。

33
34 環境面：二酸化炭素を排出しないことによる地球温暖化対策

35 経済面：地域経済の循環、地域雇用の創出

36 社会面：災害時のエネルギー確保によるレジリエンス強化

⁴ 省エネ機器の導入や森林経営等の取り組みによる温室効果ガス削減量や吸収量を「クレジット (環境価値)」として国が認定する制度

1 (7) イノベーションの牽引と地域経済活性化のまちづくり



脱炭素型社会は、これまでと同じ取り組みで実現できるものではありません。現在の経済・社会のシステムを大きく変えるイノベーションが必要です。本市が地球温暖化対策を推進することにより、脱炭素社会を実現するイノベーションを牽引し、地域経済の活性化を図ります。

2
3 【主な取り組み】

4 ○水素社会の実現

5 生成から使用まで温室効果ガスを排出しない水素に関する情報提供、エネファームや FCV
6 の導入に対する支援、水素ステーションの整備に関する環境整備等の水素社会実現に向けた取
7 り組みを推進します。また、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーから水素製造等の
8 技術開発・実証等を推進していきます。

9
10 ○需要家側エネルギーリソースの有効活用による革新的 EMS の構築

11 VPP⁵の実証を通じて、革新的なエネルギーマネジメントシステムの構築を推進します。また、
12 VPP の実施による新たなエネルギービジネスを創出し、再生可能エネルギーの導入や更なる省
13 エネを促進します。

14
15 ○民間・高等技術機関等との連携

16 省エネルギーや再生可能エネルギー等に関して、市内外の民間企業や大学、研究機関等と連
17 携を行い、郡山市発となる技術の創出等のイノベーションを創出するとともに、その技術の実
18 証・実装を推進します。

19

⁵太陽光発電設備や蓄電池、デマンドレスポンス等の電力グリッド上に散在する需要家側のエネルギーリソースを IoT により統合的に管理・制御する仮想発電所

1 **3 対策における排出削減見込量等**

2 本戦略は、長期にわたる計画であることから、確実な目標達成を図るために重要指標 (KPI)
 3 を下記のとおり定めます。

4

5 **(1) 省エネを継続的に推進するスマートなまちづくり**

重要指標名	計画策定時		目標値 (2030 年度)
	年度	数値	
新築住宅の省エネ基準適合率	2013	52%	100%
市内の消費電力量の省エネルギー率	2013	0%	30%
屋内運動場照明改修件数 (累計)	2019	29 校	51 校

6

7 **(2) 再エネの活用と水素社会の実現に取り組むまちづくり**

重要指標名	計画策定時		目標値 (2030 年度)
	年度	数値	
市内の電力消費量に占める再生可能エネルギー 発電量の割合	2013	27%	50%
水素ステーションの設置数	2019	2 件	5 件
再生可能エネルギー設備を導入した施設数 (累 計)	2019	20 施設	50 施設

8

9 **(3) 地域環境の整備・発展による便利で快適なまちづくり**

重要指標名	計画策定時		目標値 (2030 年度)
	年度	数値	
新車販売台数に占める次世代自動車の割合	2013	23%	90%
公共交通利用者数 (電車・バス)	2017	1,204 万人	1281 万人
公用車における次世代自動車の割合	2019	8%	70%

10

11 **(4) 限られた資源を活用する循環型まちづくり**

重要指標名	計画策定時		目標値 (2030 年度)
	年度	数値	
市民 1 人当たりの 1 日のごみ排出量	2016	1,141g/人・日	847g/人・日
一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量	2013	7,300 トン	6,300 トン
市内の食べ残しゼロ協力店数 (福島県事業)	2019	29 店	80 店
市民のエコバックの持参率	2019	30%	90%

12

13 **(5) 気候変動に適応し安心して暮らせるまちづくり**

重要指標名	計画策定時		目標値 (2030 年度)
	年度	数値	
郡山市における適応策の実施数	2019	6 件	20 件

14

1 (6) 多様な主体の連携による脱炭素社会構築の気運が高いまちづくり

重要指標名	計画策定時		目標値 (2030 年度)
	年度	数値	
クールチョイスの累計賛同者数	2017	2,402 人	100,000 人
環境アプリのダウンロード数 (累積)	2019	135 件	2,000 件
web 会議システムを用いた会議等の開催回数	2019	128 回	200 回
市内の福島議定書に参加する事業者数 (福島県事業)	2013	17 社	100 社

2
 3 (7) イノベーションの牽引と地域経済活性化のまちづくり

重要指標名	計画策定時		目標値 (2030 年度)
	年度	数値	
市内における行政と連携した実証実験数	2019	1 件	5 件

4
 5 4 市の率先行動

6
 7 市民・事業者が行う環境配慮への自主的な取組を促進するためには、郡山市自らが率先して
 8 環境負荷の低減に努め、環境配慮行動の模範、つまりトップランナーとなることが求められま
 9 す。そこで、本市が実施するすべての事務・事業を対象として、建築物、一般廃棄物処理、上
 10 下水道の分野別の地球温暖化対策等の取り組みます。

11 この取組は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計
 12 画」の事務事業編に係る措置の内容とします。また、この取り組みは、「エネルギーの使用の合
 13 理化に関する法律」第 7 条に係る「特定事業者」に定める措置の内容、「国等による環境物品等
 14 の調達に関する法律」第 10 条に基づく「環境物品等の調達の推進」に定める措置の内
 15 容及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第 11
 16 条に基づく「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進」に定める措置の内容を含む
 17 ものとします。

18
 19 (1) 事業別の取り組み

20
 21 ア 共通事項

22
 23 ○公共施設に係る情報や ICT を活用した対策の推進

24 「公共施設等総合管理計画」及び個別関連計画等に関連して、施設設備の情報の整理等によ
 25 り、効果的かつ効率的な気候変動対策を推進します。また、環境省が整備する地方公共団体実
 26 行計画策定・管理等支援システム (LAPSS) などを活用して施設ごとのエネルギー使用量など、
 27 温室効果ガス排出に関する活動量を「見える化」とするとともに、効果的な情報収集を行います。

28
 29 ○気候変動対策に関する意識の定着

30 本戦略や市民及び事業者に率先して実施する環境保全活動を推進するために各職場・施設へ
 31 配置している環境推進員に対して、毎年度研修等を行います。また、環境推進員は、研修等で
 32 得られた情報等を各職場・施設の職員へ共有します。これらにより、全職員に対して気候変動
 33 対策に関する意識の定着を図ります。

34
 35 ○省エネ法の着実な実行

1 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成 21 年 3 月
2 31 日経済産業省告示第 66 号）」に基づき、エネルギー管理標準に従って効率的にエネルギーを
3 使用するとともに、中長期計画書による計画的な機器等の更新を図ることによって、「エネルギー
4 の使用の合理化等に関する法律」に規定されたエネルギー消費原単位を毎年 1 %以上改善す
5 る努力目標を着実に達成する取組を推進します。

6 7 ○公用車の次世代自動車への更新

8 公用車を更新する際は、積極的にハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車
9 （PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車を選択します。

10 11 ○グリーン購入・グリーン契約等の推進

12 国が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」及び「環境配慮契約法に基づく基
13 本方針」を参考として、毎年度、本市における方針を定め、グリーン購入（環境物品等の購入）
14 及びグリーン契約（環境配慮契約）を推進します。

15 また、低コスト化が図れる省エネ機器等の一括調達による低コスト化や予算の平準化が図れ
16 るリース契約についても推進していきます。

17 18 ○官民連携施策の推進

19 設備更新等の際は、PPP、PFI、ESCO 等の民間資金や民間等の専門的ノウハウ等を積極的に活
20 用していきます。

21 22 ○その他の率直的な取組の推進

23 ICT やデジタル技術等の活用によるペーパーレス化や非接触型の新型コロナ対策の新しい生活
24 様式の実施をはじめ、節水やごみの減量、リサイクルの推進等により、温室効果ガス削減に関
25 する取組を推進していきます。

26 27 イ 建築物

28 ○エネルギーの徹底管理の推進

29 各施設におけるエネルギーの使用量等を施設職員自らが把握し、徹底的な省エネルギーを推
30 進します。

31 今後新設する施設や大規模改修が行われる施設に対しては、BEMS などの導入により、徹底し
32 た省エネを推進します。

33 34 ○環境負荷の少ない設備等の導入・更新

35 省エネを図るためにエネルギー使用の高効率機器に積極的に更新するとともに、環境負荷の
36 少ない地中熱等の未利用エネルギーや再生可能エネルギーを積極的に導入します。

37 また、今後新設される施設や大規模改修等が行われる施設に対しては、設計段階から積極的
38 に ZEB 化を図ります。

39 40 ウ 一般廃棄物処理事業

41 本市で発生する一般廃棄物は、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンターで処理し
42 ています。そこで、「取り組みの柱 4 限られた資源を活用する循環型まちづくり」の施策・対
43 策を実施します。

44 45 エ 上下水道事業

1 ○環境負荷の少ない設備等の導入・更新

2 上下水道施設において、その稼働状況を念頭に省エネを図るためにエネルギーの使用の高効
3 率機器に積極的に更新し、コストダウンと環境負荷の少ない再生可能エネルギー設備を積極的
4 に導入の両立を目指します。

5

6 ○運転の効率化・適正化

7 施設における設備の使用実態を把握し、送水・配水施設における末端圧制御。送水系統の流
8 量制御等によるポンプ制御の適正化など、上下水道設備の運転方法の効率化・適正化を実施し
9 ます。

10

11 ○漏水対策や雨水等の利用推進

12 漏水の抑制は、浄水量等の削減につながり、温室効果ガス削減に貢献します。管路の新設と
13 合わせた排水管のダクタイル鋳鉄管への取替えや地下漏水箇所の早期発見・早期対応により、
14 漏水対策を実施します。

15 雨水等の利用は給水量の抑制につながることから、水洗便所、散水等に雨水等の利用を促進
16 します。

17

18

19 (2) 取り組み別の削減見込量

20

21 上記の取り組みの実施例と実施したときの削減見込量を下記のとおり整理しました。実施例
22 を行った場合、39,859 t-CO₂ の削減が可能となり、目標である 2013 年度比 32%削減 (38,337t-
23 CO₂ 削減) が達成できると考えられます。

24

表 5-3-● 取り組みの実施による温室効果ガス削減見込量

項目		実施例	削減見込量 (t-CO ₂)
共通事項	公共施設に係る情報や ICT を活用した対策の推進	—	—
	気候変動対策に関する意識の定着	—	—
	省エネ法の着実な実行	エネルギー使用量を年間 1% ずつ削減する。 ※電気使用の排出係数は 0.370t-CO ₂ / 千 kWh とする。	11,194
	公用車の次世代自動車への更新	公用車における次世代自動車の割合を 70% にする。	76
	グリーン購入・グリーン契約等の推進	半数の施設において、電気使用の排出係数 0.235t-CO ₂ / 千 kWh の電力会社から電気を調達する。	3188
	官民連携施策の推進	—	—
	その他の率先的な取組の推進	—	—
建築物	エネルギーの徹底管理の推進	※省エネ法の着実な実行に含む	—
	環境負荷の少ない設備等の導入・更新	※省エネ法の着実な実行に含む	—
一般廃棄物処理事業		一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みの実施	25,401
上下水道事業	環境負荷の少ない設備等の導入・更新	※省エネ法の着実な実行に含む	—
	運転の効率化・適正化	※省エネ法の着実な実行に含む	—
	漏水対策や雨水等の利用の推進	—	—
削減見込量の合計			39,859

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

5 2050 年排出量実質ゼロに向けて (※環境省の支援を受けて作成中)

長期目標で掲げている 2050 年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロに向けて、これまでの取り組みの延長では達成は困難です。そこで、実質ゼロが可能となる温室効果ガスの吸収源、エネルギー消費量及び再生可能エネルギー生産量についての目安を示し、取り組みの方向性について、記述します。

(1) 郡山市の温室効果ガス吸収源

(2) エネルギー消費量と再生可能エネルギー生産量

(3) 実質ゼロに向けた取り組みの方向性

6 新型コロナウイルス感染症に対する郡山市の気候変動対策への対応

1 新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国で最初に確認されて以降、ヨーロッパな
 2 どで発生が多数報告され、世界保健機構（WHO）は3月11日についてパンデミック（世界的
 3 な大流行）と表明しました。欧州や米国を中心に感染が爆発的に拡大し続け、都市封鎖など
 4 により厳しい対応がもとめられました。国内においても都市部を中心にクラスター感染が次々と
 5 報告され、感染源（リスク）がわからない
 6 患者数が急増している状況であり、感染拡大により大きな健康被害をもたらす国民
 7 生活及び経済に大きな影響を及ぼしてい
 8 ます。

9
 10 IEAは、新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年の世界のCO2排出量が前年
 11 度比で、8%減少すると予測しています。
 12 国連環境計画（UNEP）の報告書では、
 13 1.5℃目標を達成するためには、毎年7.6%
 14 ずつ排出量を削減する必要があると分析
 15 しており、この8%削減は、必要な年間削
 16 減量と同水準になります。経済活動を犠牲
 17 にせずに、1.5℃目標の達成に向けては、
 18 イノベーションが不可欠といえます。

19
 20 経済活動の停滞による温室効果ガス排
 21 出量が減少していると推計されています
 22 が、家庭部門においては在宅時間の増加に
 23 より、暖房・給湯・照明などの使用時間が
 24 増え、家庭での電力消費量は増加してい
 25 ます。

26 新型コロナウイルス感染症が広がりを見せるなかで、オフィスや人の移動に関するエネルギー消費は減少し、家庭、物流、情報通信インフラに関するエネルギー消費量は増加すると考えられます。そこで、増加すると考えられる部門に対して実施できる気候変動対策の取り組みを示します。

32
 33 【主な取り組み】

34 ○感染対策を踏まえた省エネの取り組み

35 空調設備は運転開始時等に多くの電力を消費します。換気を行う際に、空調設備を運転したままのほうが、省エネになります。また、外気を取り込める空調設備への更新を行うことでも省エネが可能です。

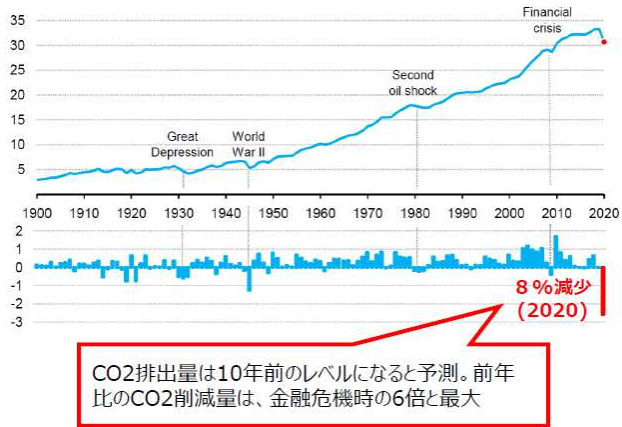
38
 39 ○再配達の削減

40 ネットショッピングや宅配サービスの利用が増え、運輸に関するエネルギー消費量が増加します。荷物を一度で受け取ることや宅配ボックスの整備等により、無駄なエネルギー消費を抑えることが出来るため、再配達を削減します。

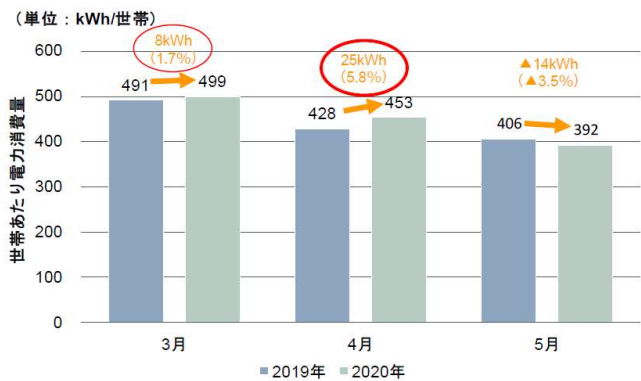
44 ○データセンターの省エネ化

45 省エネ型設備への更新や設備の効率化により省エネを取り組みます。

世界のエネルギー関連CO2排出量の変化 (1900-2020)



(出典) IEA「Global Energy Review 2020」を基に一部加工



<出典>家計調査(総務省)をもとに作成
 ※2人以上世帯が対象であり、単身世帯が含まれない点に注意。

1 **第6章 推進体制・進捗管理**

2

3 ここでは、対策・施策等を総合的かつ効果的に推進するための「推進体制」及び実効性を確
4 保するための「進捗管理」について記載しています。

5

1 推進体制

本戦略推進のためには、日常の市民生活や事業活動から産業活動、都市構造や交通体系に至るまで、市内の自然的・経済的・社会的な様々な側面からの取り組みが必要となり、これらの取り組みを実施するため、市民・事業者・行政の多様な関係者との連携・協力を進めていきます。

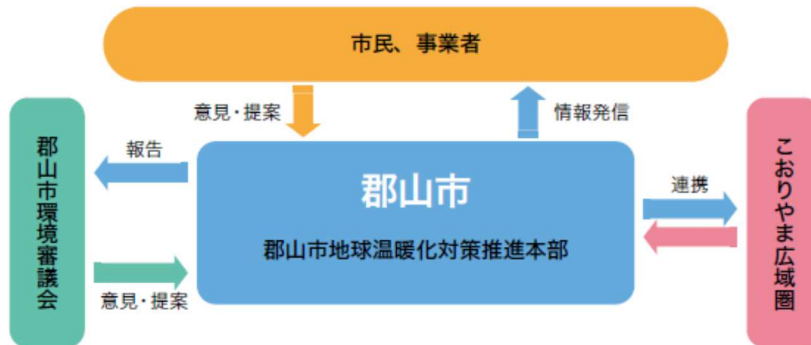


図 6-1-● 推進体制のイメージ

6

7

(1) 庁内推進体制

本戦略に掲げた本市の取り組みを推進するため、副市長を本部長とした部局長級の職員で構成された「郡山市地球温暖化対策推進本部」により、戦略の進捗管理を行うとともに、庁内の調整等を図ります。

12

(2) 全市的な推進体制

戦略の全市的な取り組みを推進するため、学識経験者や関係行政機関、公募委員を含む市民等から構成される「郡山市環境審議会」により適切な進捗管理を行います。また、市内各主体への情報提供・情報発信に努め、進捗状況や課題を共有し、連携を図ります。

17

(3) 広域的な連携

気候変動影響への適応策など、広域的な取り組みについて連携を図るため、「こおりやま広域連携中枢都市圏(こおりやま広域圏)」等を通じて情報共有や広域的な施策の展開を推進します。

21

2 進捗管理

本戦略の進捗管理については、毎年度、事業実施計画を策定の上で事業を実施し、取り組みの進捗状況や温室効果ガス排出量の実績などについて点検・評価を行い、次年度に向けた見直し等を行います。評価結果等については「郡山市地球温暖化対策推進本部」がとりまとめ、「郡山市環境審議会」に報告し、課題や今後の展開等について必要な意見や提言を受け、施策への反映を図ります。

温室効果ガス排出量、実施事業及び計画の評価結果は市のウェブサイト等で公表し、市民・事業者等との進捗状況や課題の共有に努めます。

本戦略は、今後大きな変化が予想される国内外動向を的確に反映するため、市長の任期に合わせて4年ごとに見直しを行います。さらに、国内外の情勢の変化や大規模災害の発生等を踏まえて、随時、内容の見直しを検討します。

33

34

35

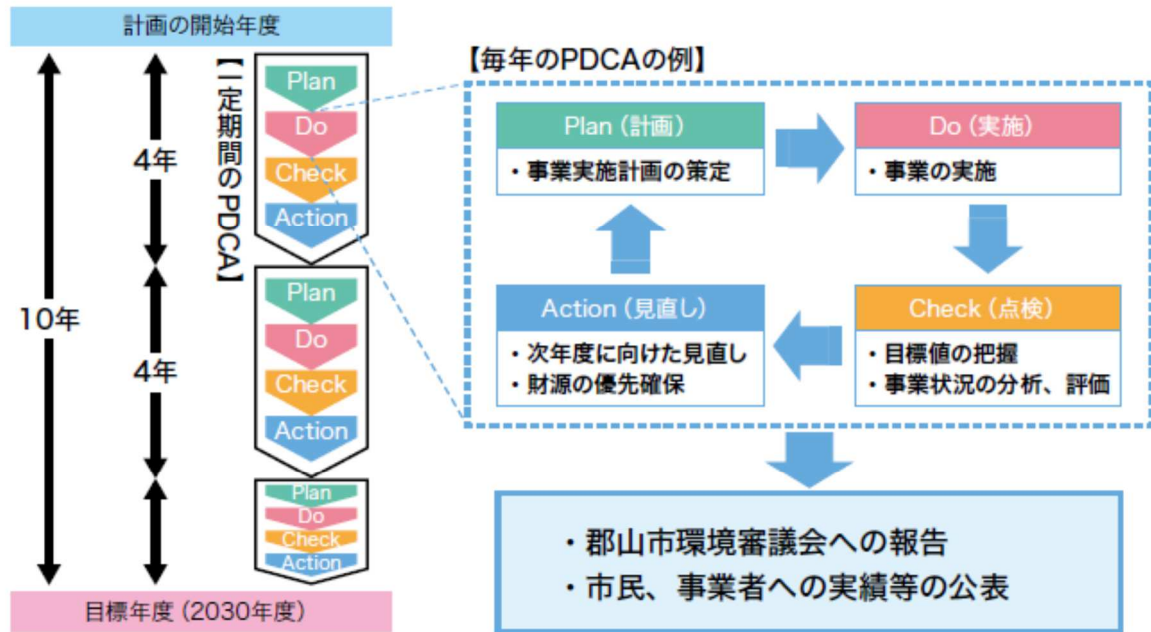


図 6-2-● 進捗管理のイメージ

1
2

(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略 様式

フォントサイズ：11pt、文字行数：42 文字／行数 46 行、余白：上下 20mm、左右 25mm

1

1 **参考資料**

2

1 **1 市民・事業者アンケートの結果**

2
 3 市民、事業者の地球温暖化対策に関する認識度や意向を把握し、実態に即した「(仮称) 郡山
 4 市地球温暖化対策総合戦略」を策定するためにアンケート調査を実施した。

5 アンケート調査の概要は以下のとおりである。

アンケート調査の概要

区分	内容		有効回答数	回答率
調査対象及び配布数	市民アンケート	1,000 名	406	40.6%
	事業者アンケート	500 社	225	42.1%
アンケート期間	令和元年 11 月 18 日～12 月 9 日		631	41.1%

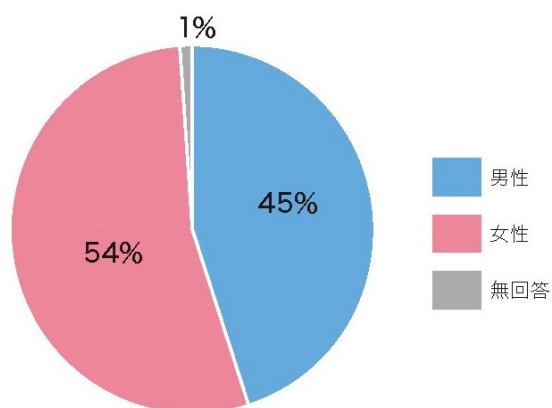
6
 7

8 **(1) 市民アンケート**

9

10 **ア 回答者情報**

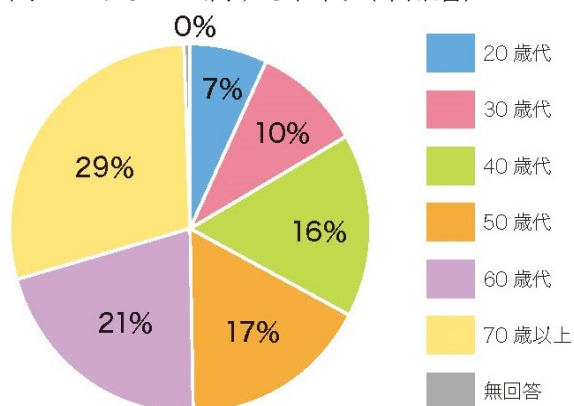
11 問1 あなたの性別についてお聞かせください。



12 **市民アンケート 問1**

13

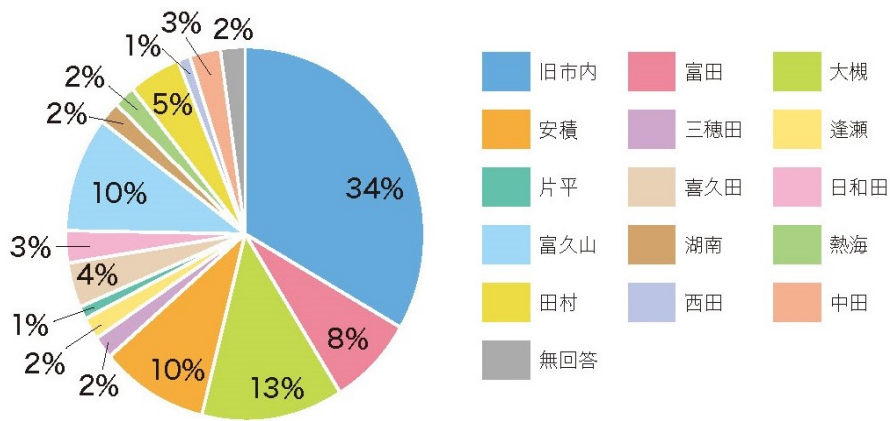
14 問2 あなたが属する世代（年齢層）についてお聞かせください。



15 **市民アンケート 問2**

16

17 問3 あなたの住んでいる市域についてお聞かせください。

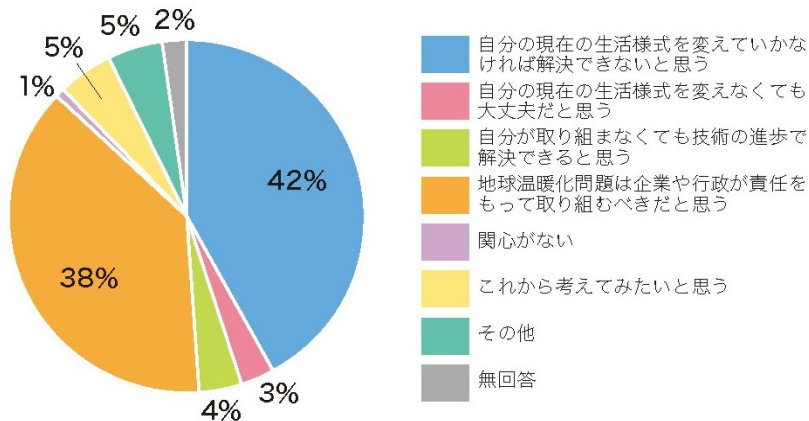


1 市民アンケート 問3

2
3

4 イ 地球温暖化問題への「意識」について

5 問4 地球温暖化について、あなたの考えに近いものを1つ選んでください。



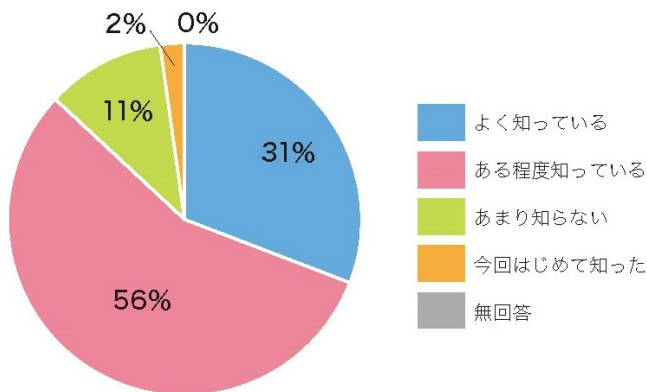
6 市民アンケート 問4

7

8 問5 あなたは、地球温暖化などの問題を防止するためには化石燃料消費（ガソリン、灯油、プロパンガスなど）を減らして、温室効果ガス（二酸化炭素等）排出量を減らすことが必要という

9 ことを御存じでしたか。

10

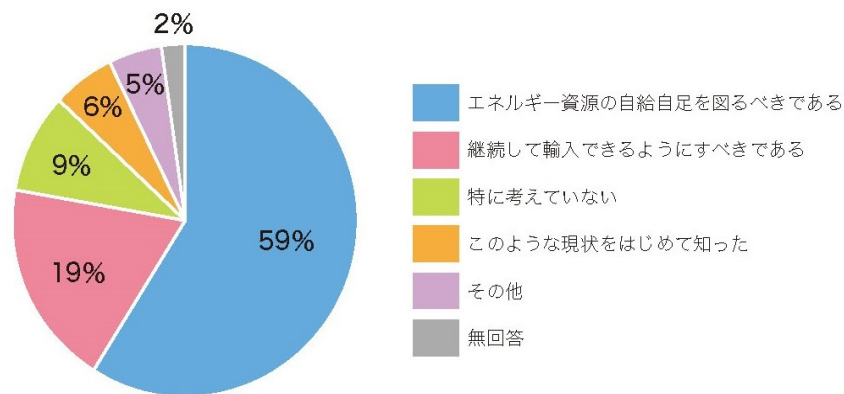


11 市民アンケート 問5

12

13 問6 日本で消費されるすべてのエネルギー資源の約9割を海外からの輸入に頼っている現状

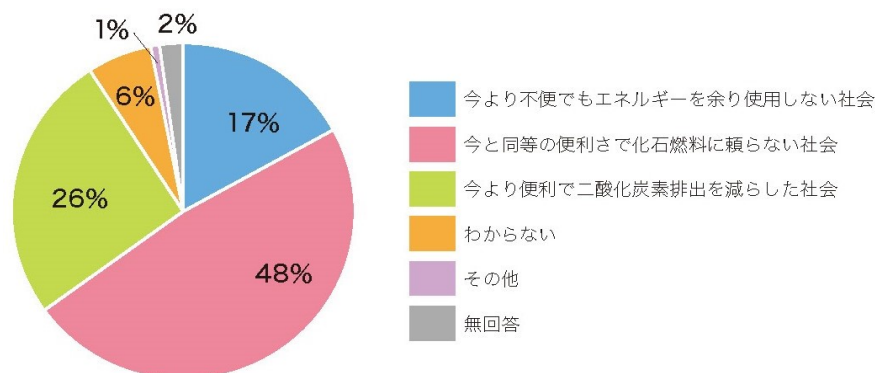
1 について、あなたはどのように考えていますか。



2 市民アンケート 問6

3

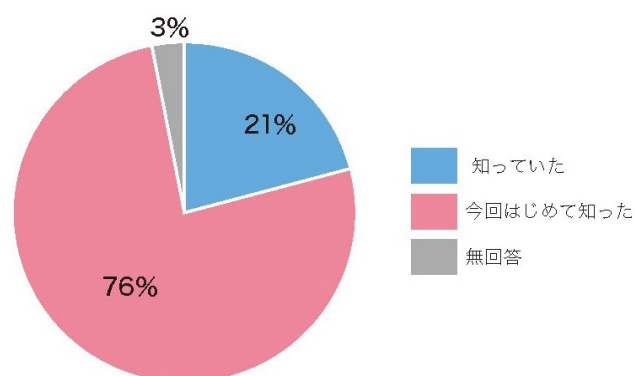
4 問7 地球温暖化を防ぐために、私たちが目指すべき化石燃料消費を減らして温室効果ガス(二
5 酸化炭素等)をあまり排出しない社会はどのようなものですか。



6 市民アンケート 問7

7

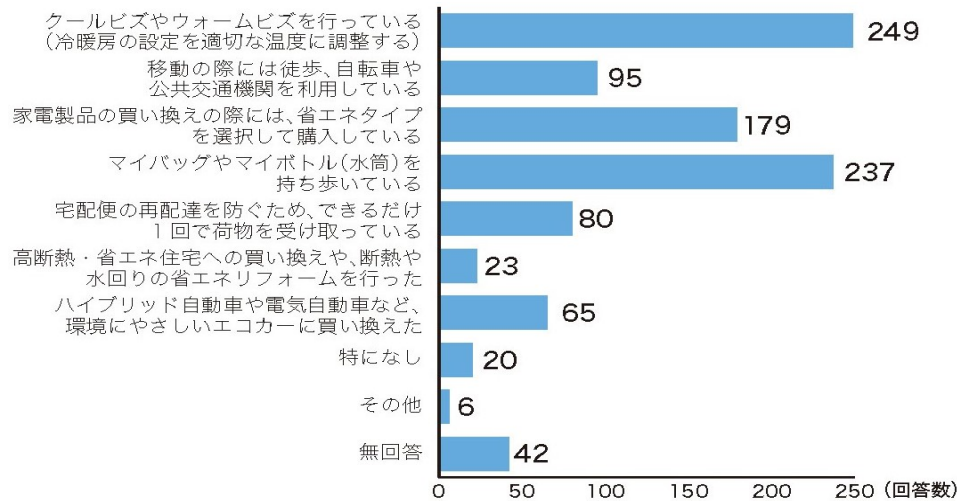
8 問8 あなたは「COOL CHOICE (クールチョイス)」という言葉を知っていましたか。



9 市民アンケート 問8

10

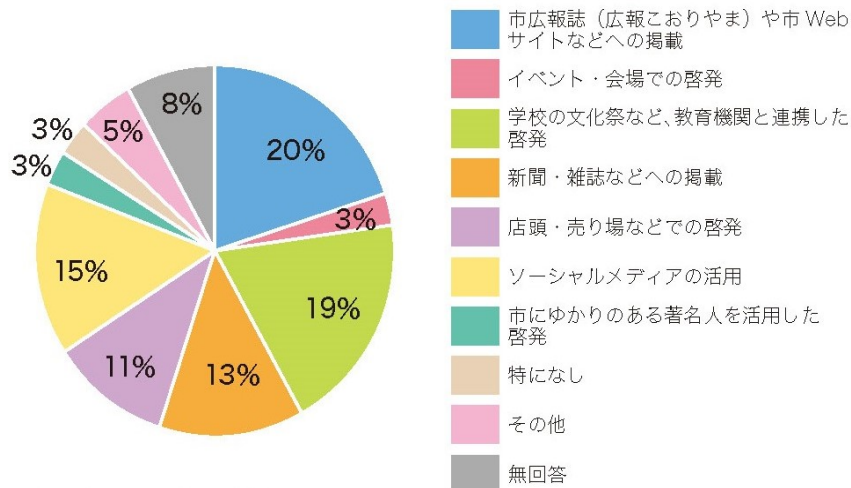
11 問9 「COOL CHOICE (クールチョイス)」について、あなたが日頃から取り組んでいるこ
12 とは何ですか。(複数回答可)



1 市民アンケート 問 9

2

3 問 10 「COOL CHOICE (クールチョイス)」を浸透させるためには、どのような啓発が効果
4 的だとあなたは考えますか。

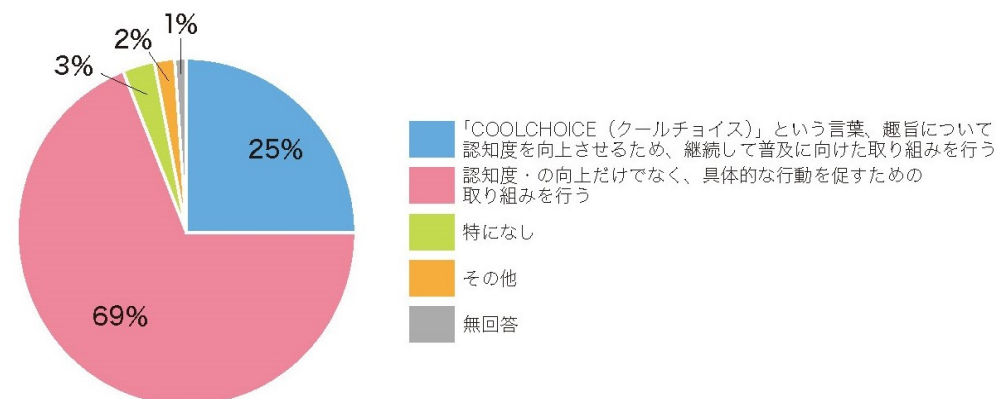


5 市民アンケート 問 10

6

7 問 11 「COOL CHOICE (クールチョイス)」の今後の取り組みについて、行政はどのように進
8 めるべきだとあなたは考えますか。

9

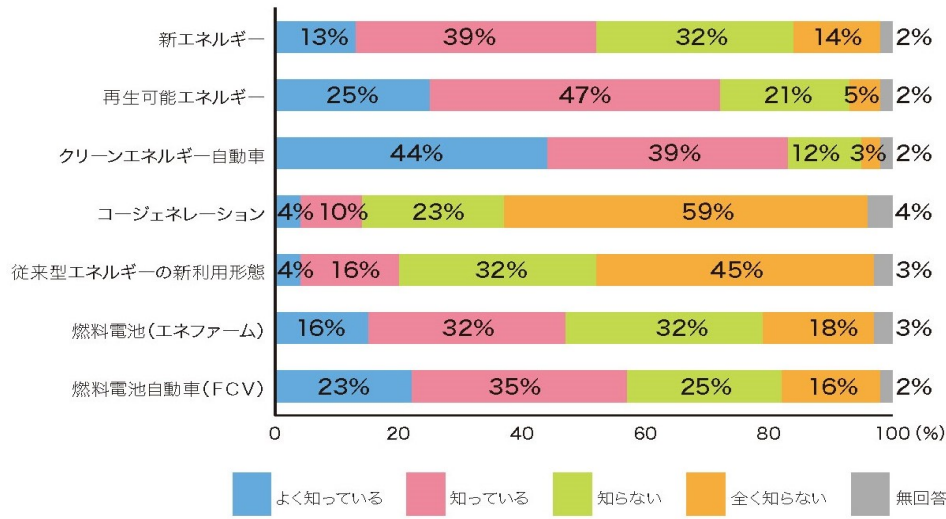


10 市民アンケート 問 11

1
 2
 3
 4

ウ 新エネルギーについて

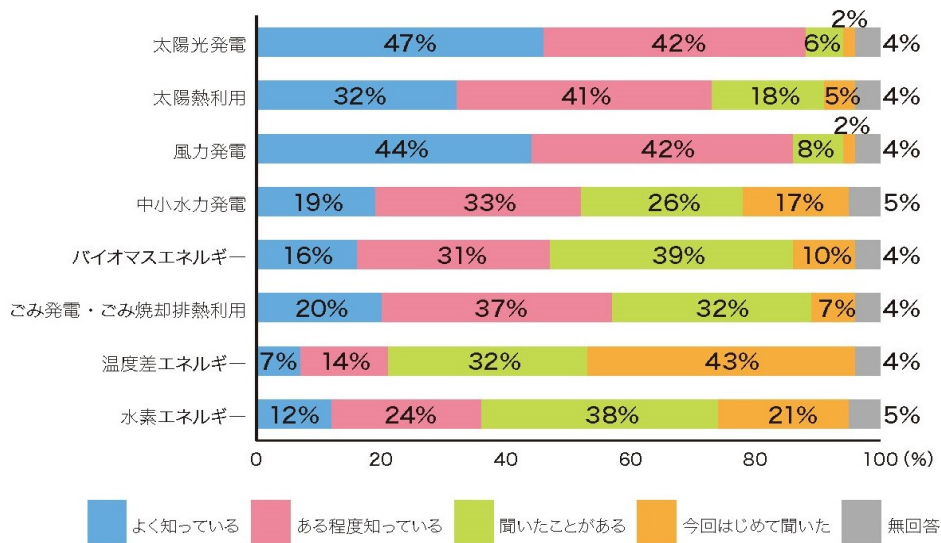
問 12 「新エネルギー」に関する 7 つの項目の認知度について伺います。



5 市民アンケート 問 12

6

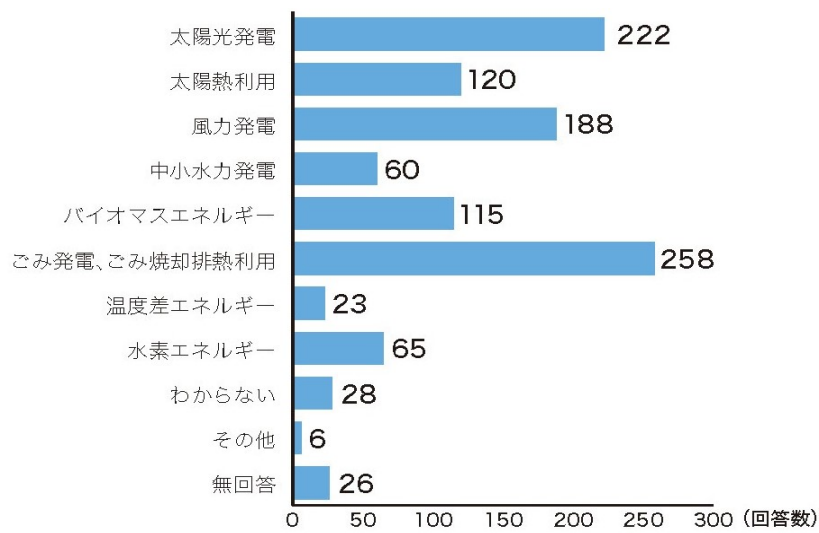
7 問 13 「新エネルギー」と呼ばれるものには次のようなものがありますが、それぞれ内容につ
 8 いてどのくらい御存じでしょうか。



9 市民アンケート 問 13

10

11 問 14 郡山市において導入を進めることが、特に重要と考える「新エネルギー」は何ですか。
 12 (複数回答可)



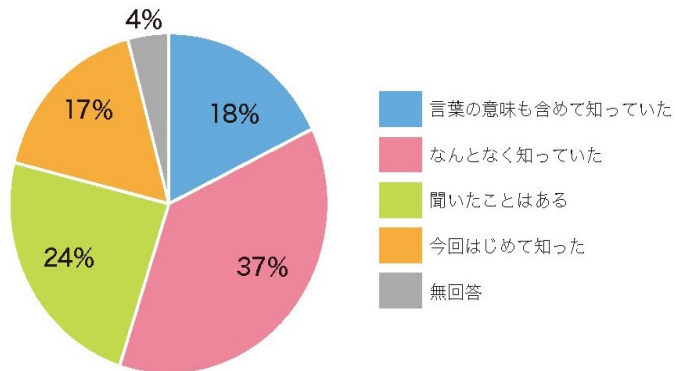
1 市民アンケート 問 14

2

3 エ 「気候変動への適応」について

4

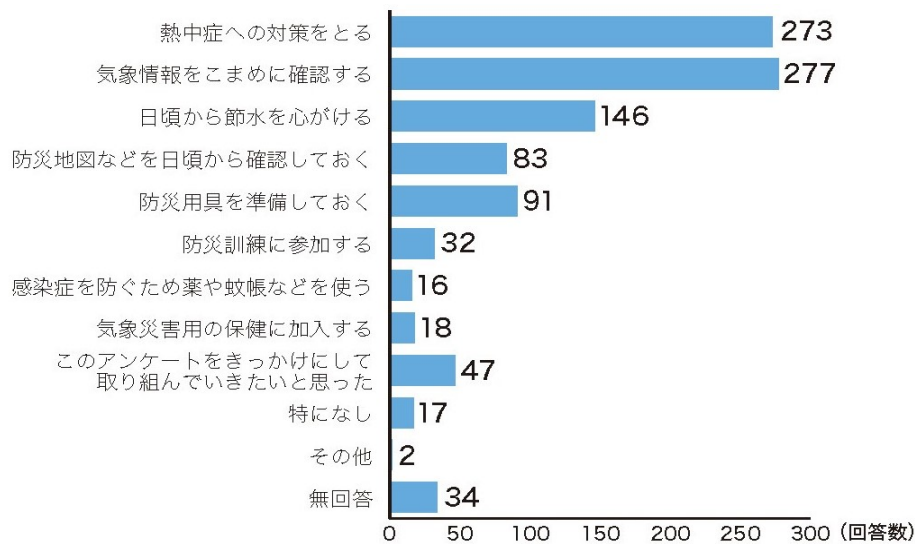
5 問 15 あなたは「気候変動への適応」という言葉を御存じですか。



6 市民アンケート 問 15

7

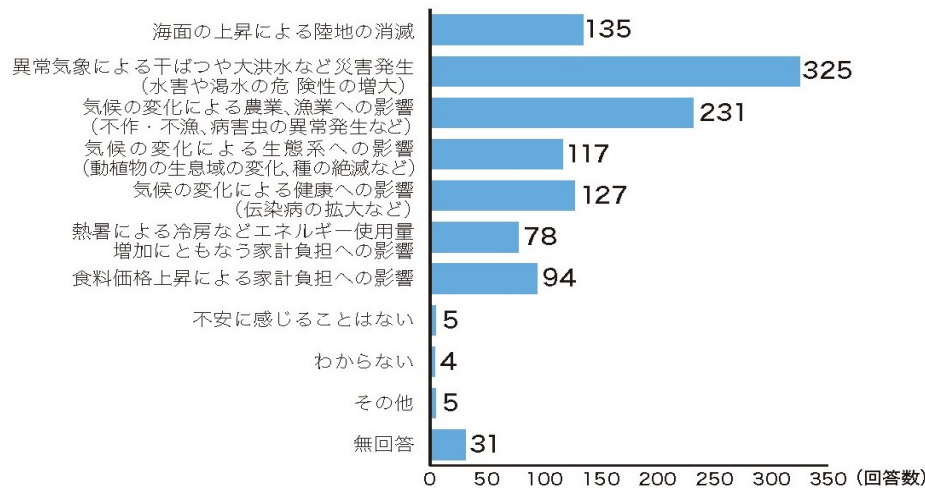
8 問 16 あなたが「気候変動への適応」について、日頃から取り組んでいることは何ですか。(複
9 数回答可)



1 市民アンケート 問 16

2

3 問 17 あなたはが地球温暖化の影響で不安に感じることは何ですか。(複数回答可)



4 市民アンケート 問 17

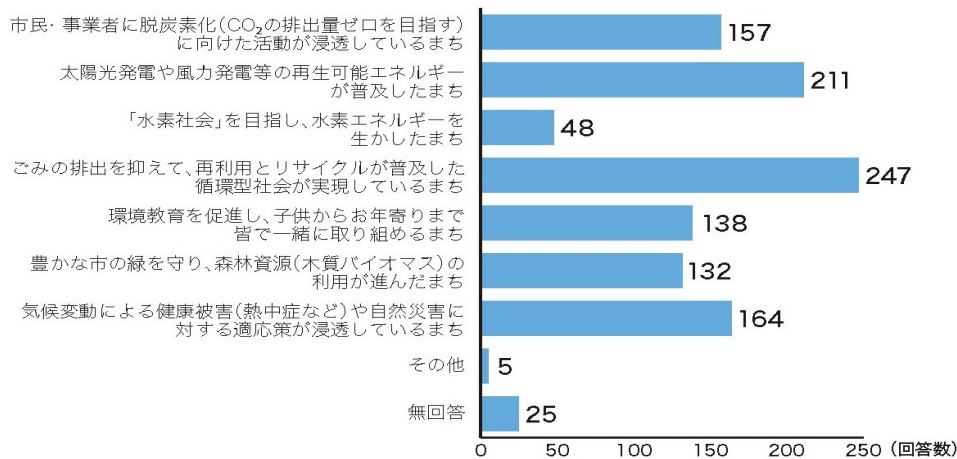
5

6 オ 郡山市の環境における「将来像」について

7

8 問 18 郡山市全体として、地球温暖化対策のために中期的（2030 年頃まで）に重視すべき方
9 向性は何ですか。(複数回答可)

10

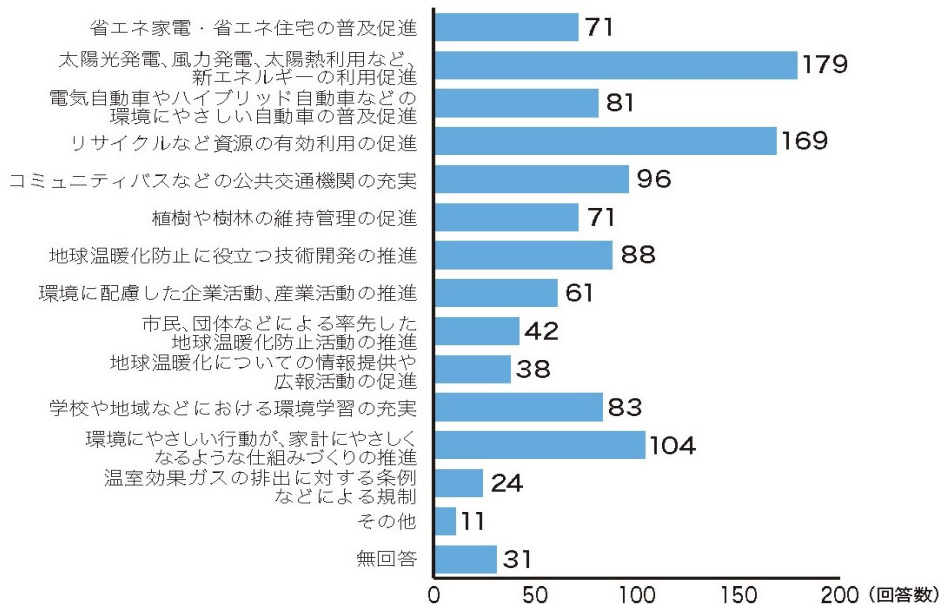


1 市民アンケート 問 18

2

3 問 19 地球温暖化の影響を「緩和」するため、市全体として取り組むべき事項について、あなた
4 が特に必要だと考える事項は何ですか。(複数回答可)

5

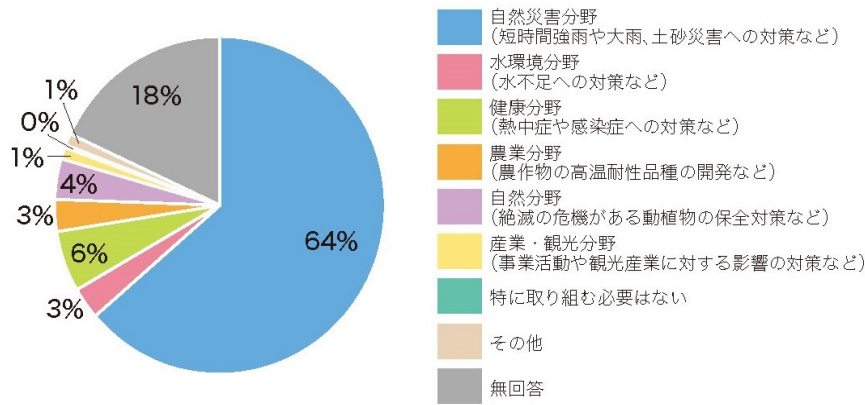


6 市民アンケート 問 19

7

8 問 20 地球温暖化の影響における「気候変動への適応」について、市全体として取り組むべき
9 事項について、あなたが特に必要だと考える分野は何ですか。

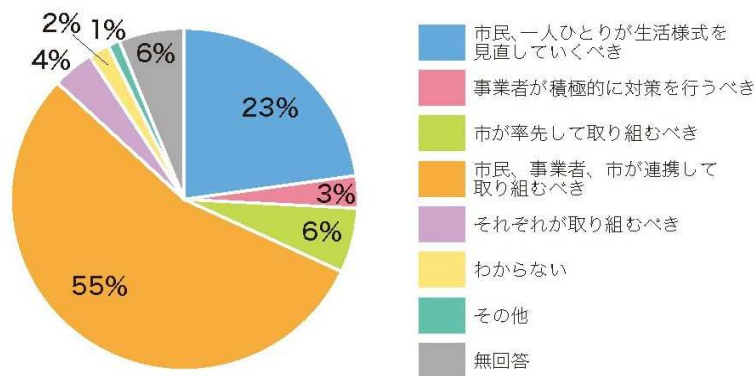
10



1 市民アンケート 問 20

2

3 問 21 市内全域が、一体となって地球温暖化防止に向けた行動を進めるために、あなたが特に
4 重要と考えるものは何ですか。

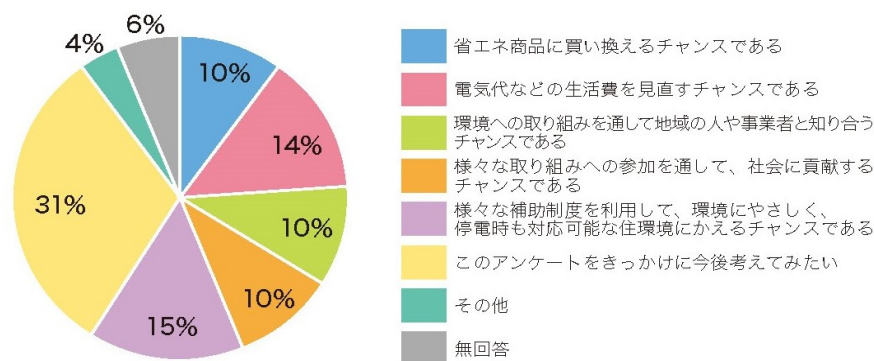


5 市民アンケート 問 21

6

7

8 問 22 市民生活 (今と未来) と地球温暖化問題との関係について、あなたにとって「チャンス」
9 と考えられるものは何ですか。



10 市民アンケート 問 22

11

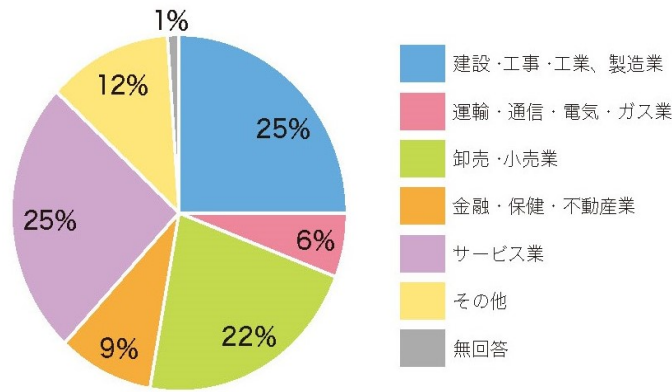
12 (2) 事業者アンケート

13

14 ア 回答者情報

15

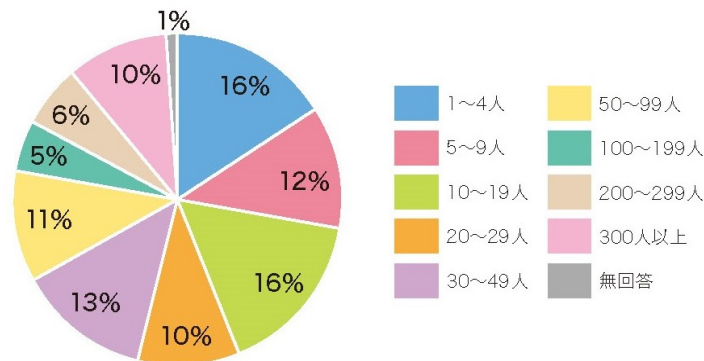
16 問 1 貴社の業種についてお聞かせください。



1 事業者アンケート 問1

2

3 問2 貴社の従業員数（パートなども含む）についてお聞かせください。



4 事業者アンケート 問2

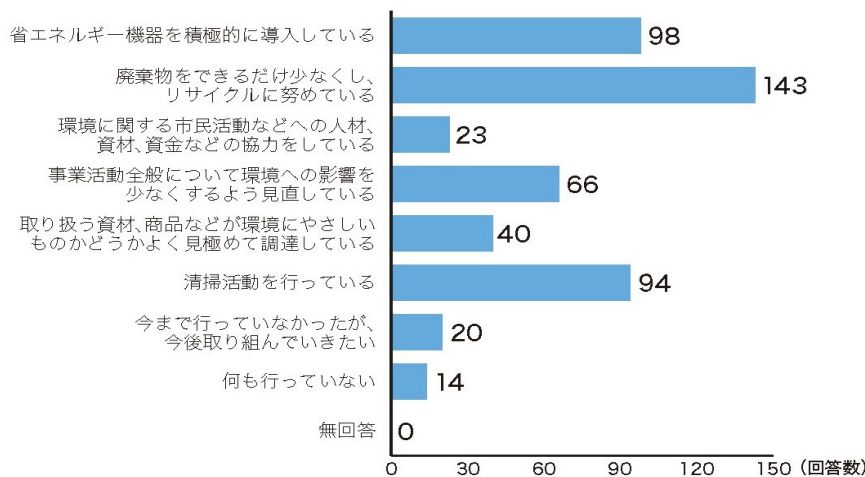
5

6

7 イ 「省エネルギーへの取り組み」について

8

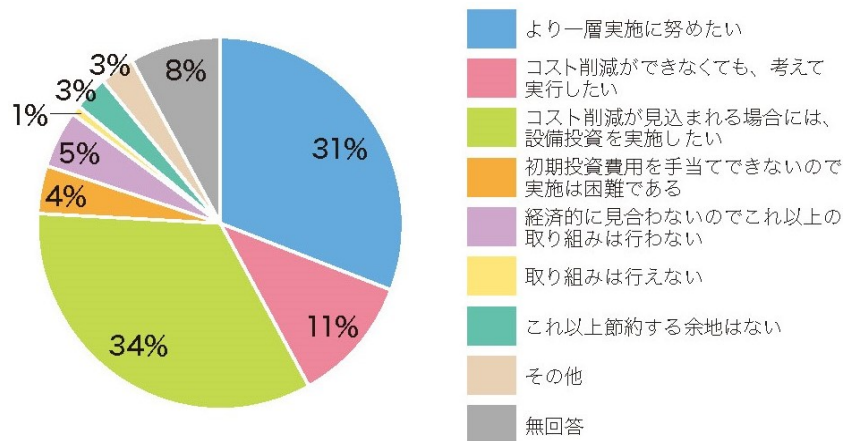
9 問3 近年、清掃活動や省エネルギーへの取り組みなどの「環境にやさしい」というイメージ
 10 が事業者にも求められています。そこで、貴社では、省エネルギーへの取り組みなどの環境へ
 11 の貢献活動を行っていますか。（複数回答可）



12 事業者アンケート 問3

1

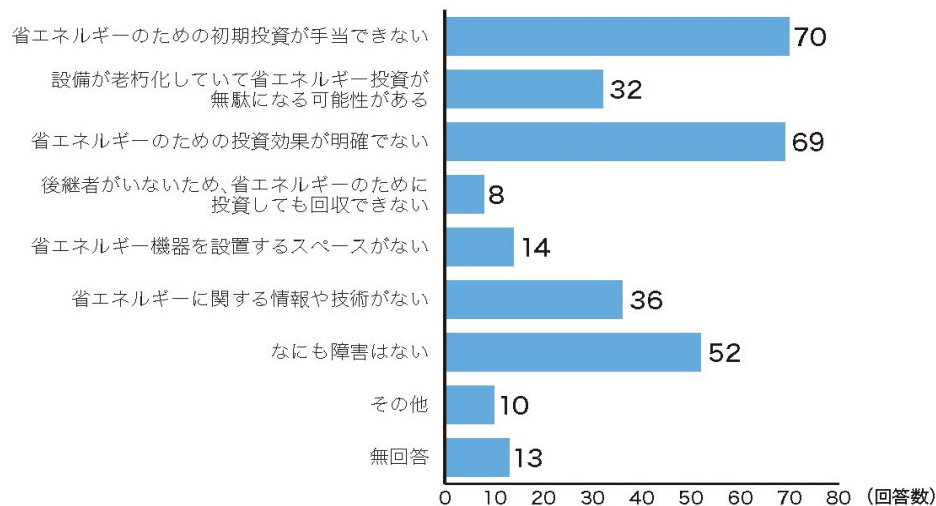
2 問4 今後、省エネルギーのため実施する企業活動について、貴社はどのようにお考えですか。



3 事業者アンケート 問4

4

5 問5 貴社が、省エネルギーに取り組むうえで障害になっている点はありませんか。(複数回答可)



6 事業者アンケート 問5

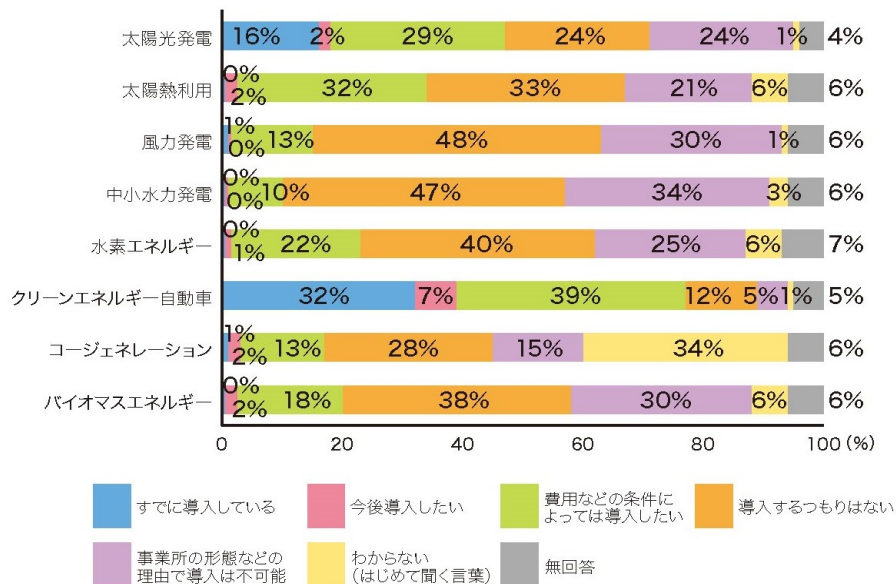
7

8 ウ 「新エネルギー」について

9

10 問6 太陽光発電、コージェネレーションシステムなどは、「新エネルギー」と呼ばれており最近普及しております。これらの新エネルギー利用システム導入について、どのようにお考えですか。

13

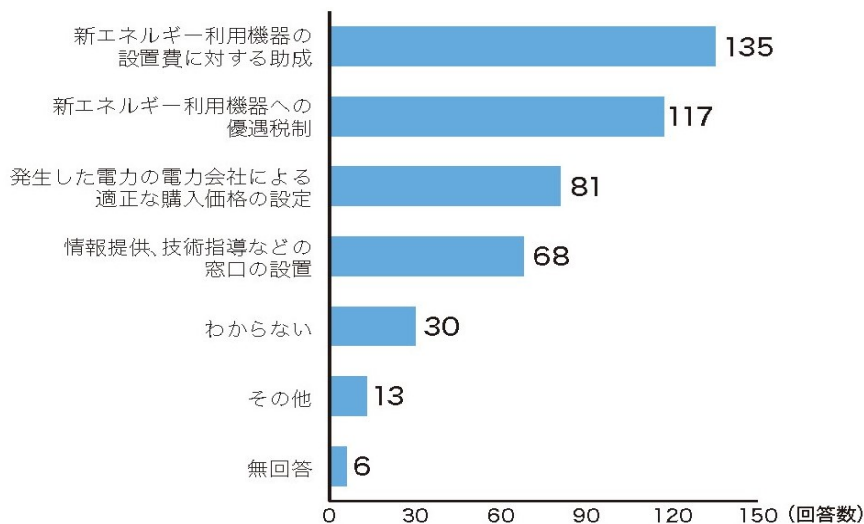


1 事業者アンケート 問 6

2

3 問 7 貴社において太陽光発電、太陽熱利用、コージェネレーションなどの新エネルギーの導入が広く進められるために、どのようなことが必要ですか。(複数回答可)

4

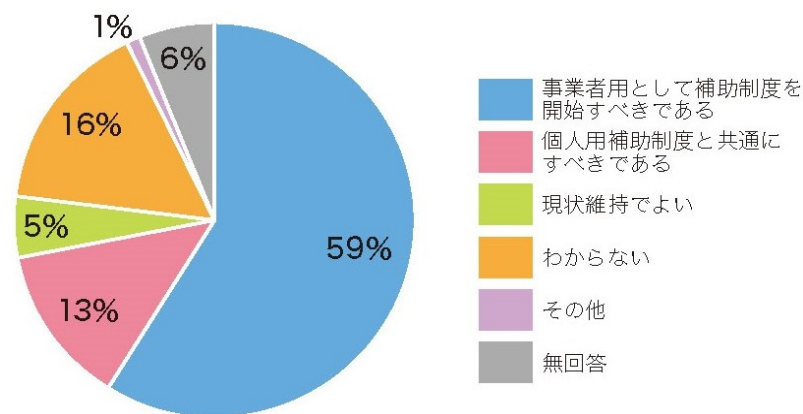


5 事業者アンケート 問 7

6

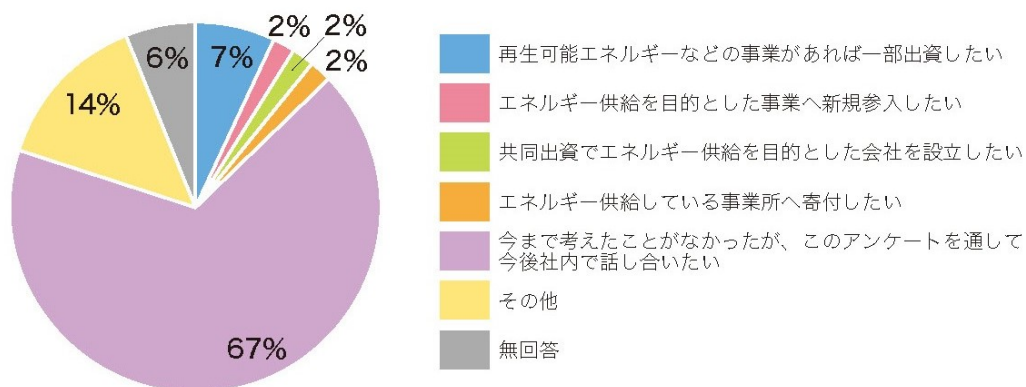
7 問 8 郡山市の新エネルギー導入補助制度は、個人用のものしかありません。そこで、事業者用の補助制度について、どのようにお考えですか。

9



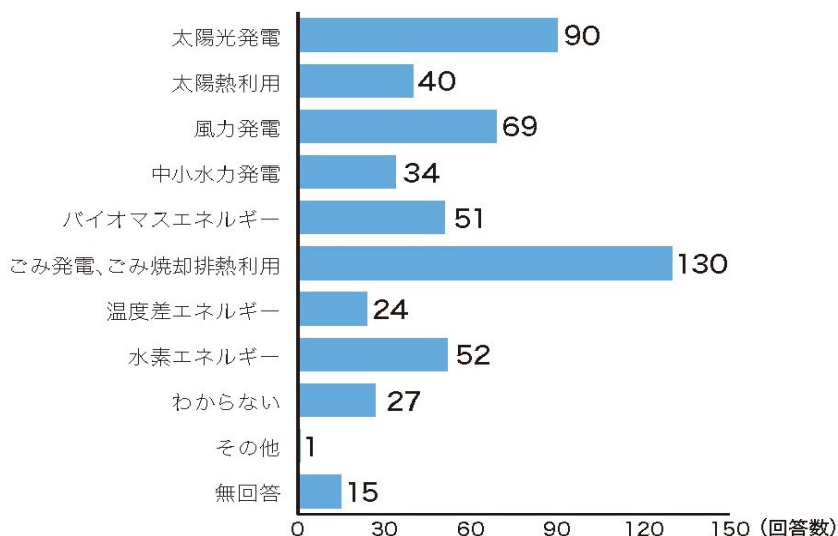
1 事業者アンケート 問 8

2
 3 問 9 災害発生などにより停電した場合、電力を供給できるようにするために、再生可能エネルギーなどの大規模発電設備が必要と考えられますが、貴社ができることについて、どのよう
 4
 5 にお考えですか。



6 事業者アンケート 問 9

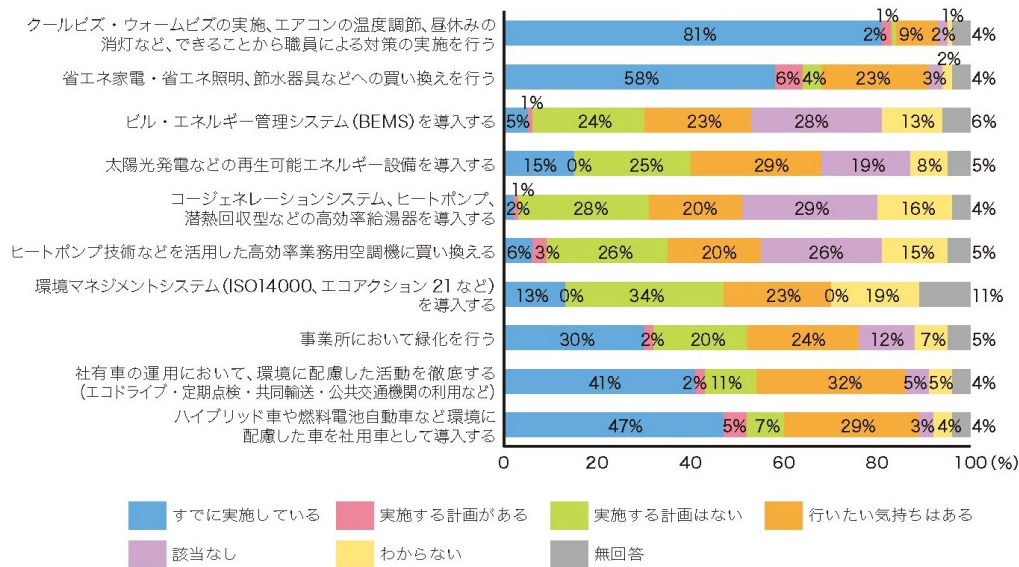
7
 8 問 10 今後、郡山市において導入を進めることが、重要と考えられる「新エネルギー」は何で
 9 すか。(複数回答可)



10 事業者アンケート 問 10

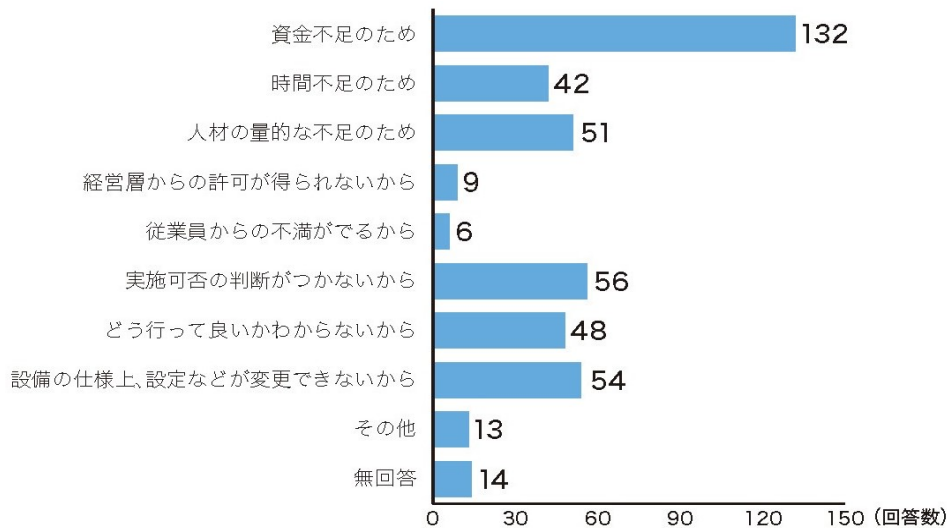
1
 2 **エ 地球温暖化防止対策の実施状況について**

3
 4 問 11 貴社における現在の地球温暖化防止対策への実施状況と将来の実施意向についてお答
 5 えてください。
 6 ※選択肢の「該当なし」は、機器などを所有していない、利用していない場合などに選択して
 7 ください。



8 **事業者アンケート 問 11**
 9

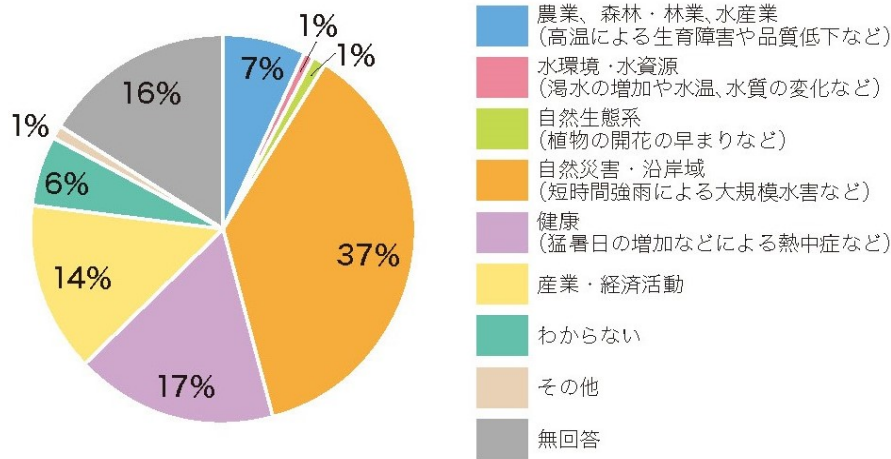
10 問 12 問 11 で挙げた様な地球温暖化防止対策を実施するにあたり、障害になると考えられる
 11 理由は何ですか。(複数回答可)



12 **事業者アンケート 問 12**

13
 14 **オ 「気候変動への適応」について**

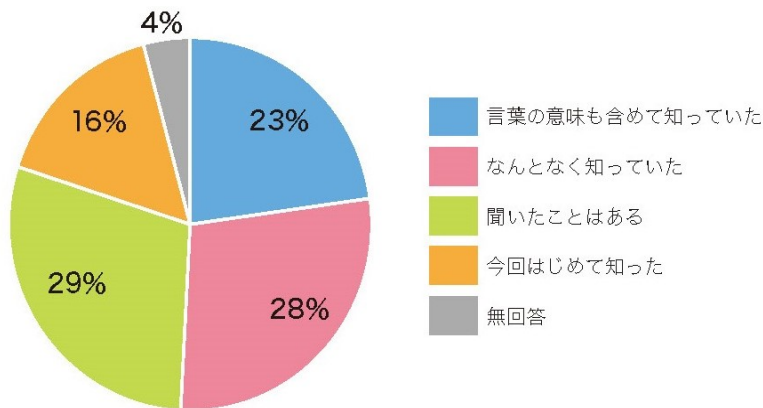
15
 16 問 13 貴社に関連の深い気候変動による影響は何だと思えますか。



1 事業者アンケート 問 13

2

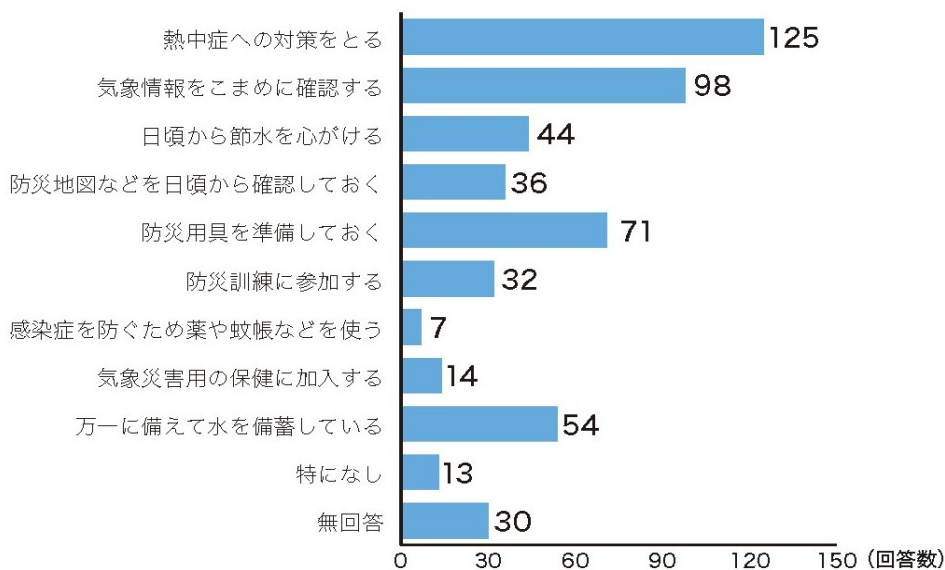
3 問 14 「気候変動への適応」という言葉を御存じでしたか。



4 事業者アンケート 問 14

5

6 問 15 「気候変動への適応」について日頃から取り組んでいることは何ですか。(複数回答可)

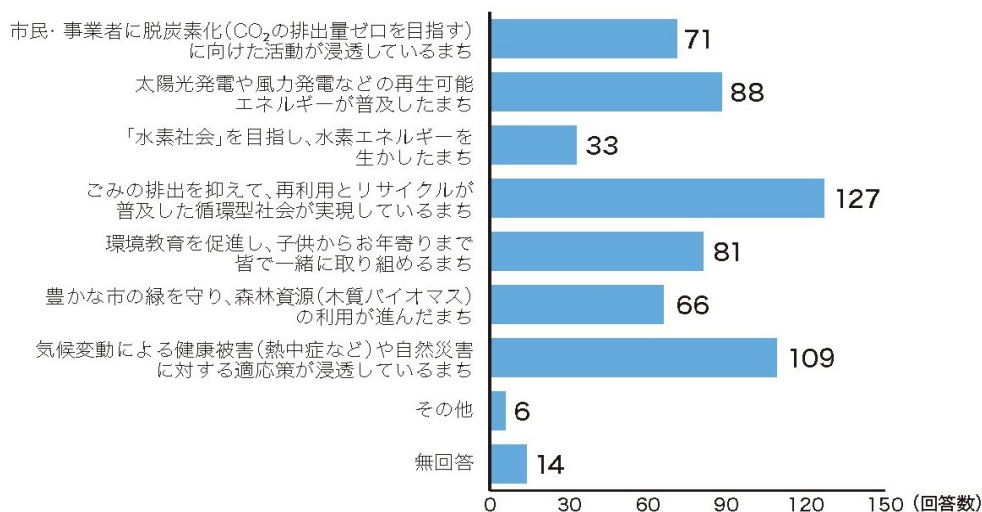


7 事業者アンケート 問 15

8

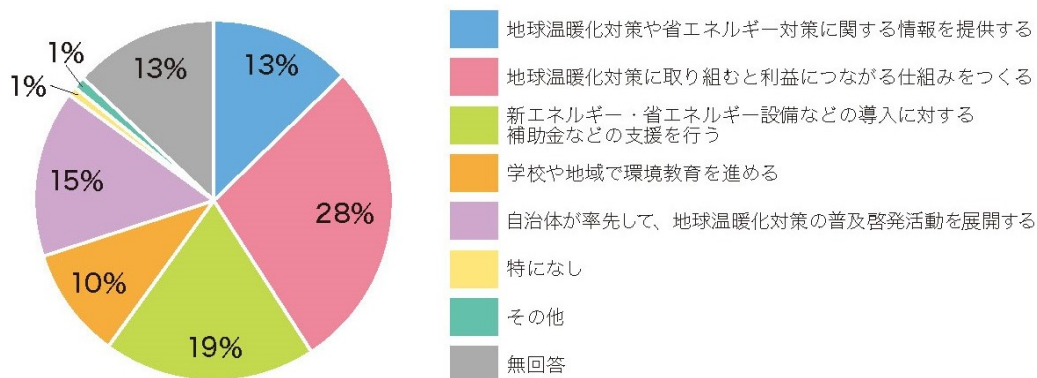
1 カ 郡山市の環境における「将来像」について

2
 3 問 16 郡山市全体として、地球温暖化対策のために中期的（2030 年頃まで）に重視すべき方
 4 向性について、どのようにお考えですか。（複数回答可）



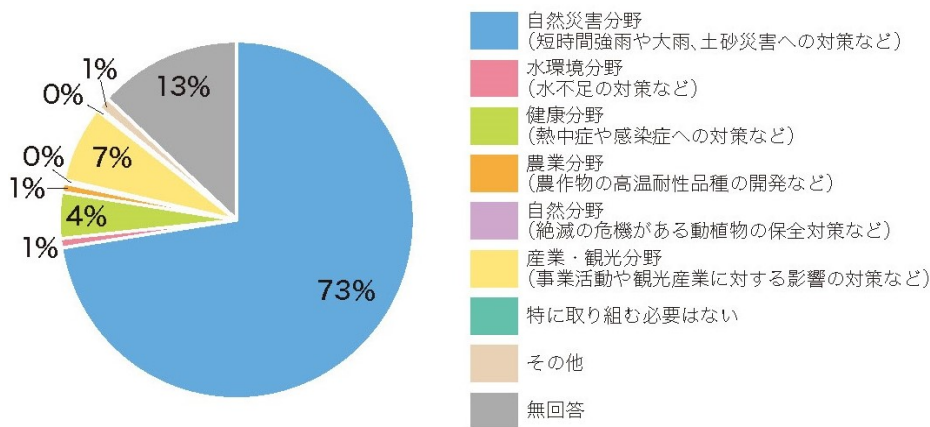
5 事業者アンケート 問 16

6
 7 問 17 地球温暖化の影響を「緩和」するため、貴社が自治体に期待することは何ですか。



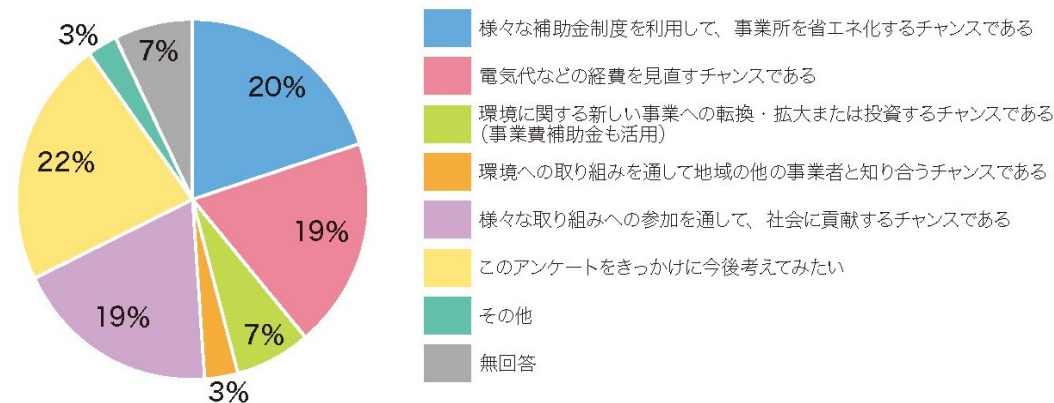
8 事業者アンケート 問 17

9
 10 問 18 地球温暖化の影響における「気候変動への適応」について、貴社が自治体に期待するこ
 11 とは何ですか。



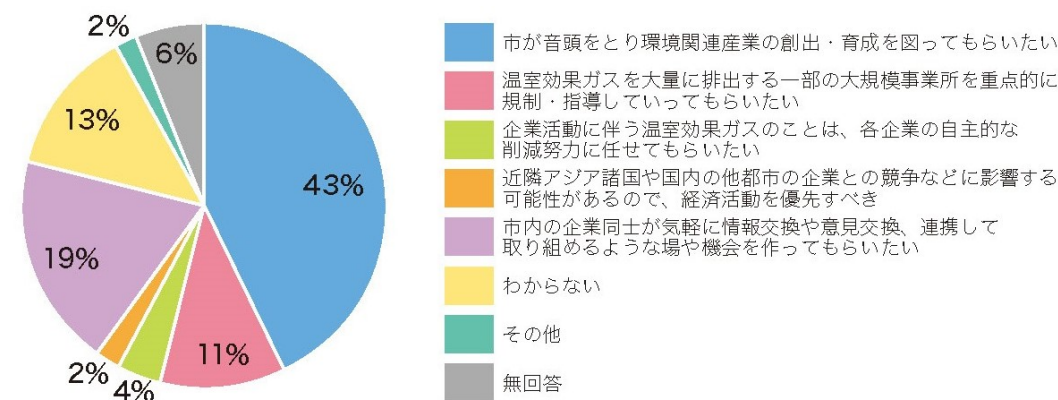
1 事業者アンケート 問 18

2
3 問 19 貴社の業務と地球温暖化問題との関係において、チャンスと考えられるものは何です
4 か。



5 事業者アンケート 問 19

6
7 問 20 市が地球温暖化対策を進める際の「産業振興との両立」を前提とした事業者への対応に
8 ついて、どのように お考えですか。



9 事業者アンケート 問 20

10

1 **2 策定経過等**

2

3 **(1) 郡山市地球温暖化対策推進本部**

年月	会議	主な内容
2019年8月19日	第1回推進本部会議	・「(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略」について
2020年2月5日	第1回幹事会	・「(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略」について
2020年2月18日	第2回推進本部会議	・「(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略」について
2020年4月20日	第2回幹事会	・適応ワークショップ開催におけるワーキンググループの設置について
2020年7月3日	第1回適応WG	・各部局における地球温暖化等に対する取り組みの把握
2020年7月16日	第2回適応WG	・適応策策定に向けた情報整理シートの確認 ・適応策策定に向けた調査事項の確認
2020年8月5日	第3回適応WG	・応策検討のための調査事項の確認 ・適応策の検討
2020年8月7日	第3回幹事会	・総合戦略の目標 ・KPI とロードマップの設定
2020年8月27日	第3回推進本部会議	・総合戦略の目標 ・KPI とロードマップの設定
2020年8月28日	第4回適応WG	・適応策の検討 ・庁内連携の確認・まとめ
2020年11月 日	第4回幹事会	・素案の確認
2020年11月 日	第4回推進本部会議	・素案の確認
2021年2月 日	第5回推進本部会議	・最終案の確認

4

5

1 (2) 郡山市環境審議会

2 ア 委員名簿

3 ○2017年11月1日から2019年10月31日まで

役職	氏名	区分	備考
会長	難波 謙二	学識経験者	福島大学共生システム理工学類教授
副会長	伊藤 耕祐	学識経験者	日本大学工学部機械工学科准教授
委員	石堂 常世	学識経験者	早稲田大学名誉教授、元郡山女子大学副学長
委員	大竹 伸明	関係行政機関	福島県県中地方振興局県民環境部長
委員	後藤 忍	学識経験者	福島大学共生システム理工学類准教授
委員	紺野 正人	学識経験者	株式会社福島民報社郡山本社報道部長
委員	清野 祐	市民	公募委員
委員	高橋 敦司	学識経験者	福島民友新聞株式会社郡山総支社報道部長
委員	武村 陽	学識経験者	福島県弁護士会 (弁護士法人 けやき法律事務所)
委員	出村 さやか	市民	株式会社エフコムR&D戦略室 (ふくしま創生 創・蓄・省エネルギービジネス 創出研究会所属)
委員	橋本 健	学識経験者	福島県自動車販売店協会 (福島トヨペット株式会社代表取締役専務)
委員	古谷 博秀	学識経験者	産総研福島再生可能エネルギー研究所 再生可能エネルギー研究センター長
委員	森尾 和衛	市民	日本全薬工業株式会社専務取締役統括本部長
委員	湯浅 一郎	学識経験者	公益財団法人日本野鳥の会 郡山支部 (公益財団法人 湯浅報恩会 理事長)
委員	渡辺 靖彦	学識経験者	プレ協郡山7社会 (大和ハウス工業株式会社福島支社長)

4 注1：委員は五十音順

5 注2：名簿は2019年10月31日時点

1

2 ○2019年11月1日から現委員（計画策定時）

役職	氏名	区分	備考
会長	難波 謙二	学識経験者	福島大学共生システム理工学類教授
副会長	伊藤 耕祐	学識経験者	日本大学工学部機械工学科准教授
委員	會田 久仁子	学識経験者	郡山女子大学短期大学部教授
委員	大場 真	学識経験者	国立研究開発法人国立環境研究所 福島支部地域環境創生研究室室長
委員	栢場 龍子	市民	公募委員
委員	紺野 正人	学識経験者	株式会社福島民報社郡山本社報道部長
委員	高橋 敦司	学識経験者	福島民友新聞株式会社郡山総支社報道部長
委員	滝田 良子	市民	郡山市子ども子育て支援企業組合代表理事
委員	出村 さやか	学識経験者	株式会社エフコムR&D戦略室リサーチャー ふくしま創生 創・蓄・省エネルギービジネス創出研究会
委員	橋本 健	学識経験者	福島県自動車販売店協会 福島トヨペット株式会社代表取締役専務
委員	長谷川 啓	学識経験者	福島県弁護士会(けやき法律事務所)
委員	古谷 博秀	学識経験者	国立研究開発法人産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所 再生可能エネルギー研究センター長
委員	三浦 吉則	関係行政機関	福島県農業総合センター生産環境部長
委員	湯浅 大郎	学識経験者	公益財団法人日本野鳥の会郡山支部副支部長 公益財団法人湯浅報恩会理事長
委員	渡辺 靖彦	学識経験者	プレ協郡山7社会 大和ハウス工業株式会社福島支社長

3 注：委員は五十音順

4

1 イ 開催経過

年月	主な内容
2019年8月22日	・地球温暖化対策に係る総合的な計画の策定について
2019年11月28日	・地球温暖化対策に係る総合的な計画の策定について
2020年5月18日	・環境審議会への諮問 ・「(仮称)郡山市地球温暖化対策総合戦略」の骨子 ・策定スケジュール
2020年9月18日	・目標設定とロードマップ(案) ・策定スケジュール
2020年11月26日	・素案への審議 ・答申案への審議
2020年12月 日	・総合戦略の答申

2
3



4
5 市長への答申

1 ウ 諮問・答申

2 (ア) 諮問

2 郡環第 260 号
令和 2 年 5 月 18 日

郡山市環境審議会
会長 難波 謙二 様

郡山市長 品川 萬里

(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略の策定について (諮問)

郡山市環境審議会条例第 1 条の規定に基づき、(仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(諮問理由)

本市においては、これまでに地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条等に基づく地方公共団体実行計画として、平成 23 年 4 月に区域施策編である「郡山市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」を、平成 30 年 3 月に事務事業編である「第五次環境にやさしい郡山市率先行動計画」を策定し、地球温暖化対策を推進するとともに、平成 27 年 3 月には地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入等の基本方針等を定めた「郡山市エネルギービジョン」に基づき、総合的に取り組みを進めてきたところであります。

しかしながら、近年、全国各地で異常気象が多発しており、本市でも令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風によって甚大な被害が発生するなど、気候変動を身近に感じられ、気候変動対策の必要性についての意識の変化が生じています。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の構築を目指すため、本市の地域特性を活かし、市民、事業者等と連携した取組等である緩和策、さらには気候変動に対応し、被害の回避・軽減等を図る適応策を着実に進めるため、本市における気候変動対策の基本となる (仮称) 郡山市地球温暖化対策総合戦略の策定について、貴審議会に審議をお願いするものであります。

3

4

5 イ 答申

6

7

1 **3 郡山市民の意見公募に関する手続き（パブリックコメント）**

2 **（1）目的**

3 (仮称)郡山市地球温暖化対策総合戦略の策定に当たり、素案を公表し、これに対する市民
4 の皆様の意見をいただき、必要に応じて素案の修正を行うために実施しました。

5

6 **（2）意見募集期間**

7 2021年1月 日（ ）から2021年2月 日（ ）まで

8

9 **（3）公表方法**

- 10 ・市ウェブサイトへの掲載
11 ・環境政策課及び市政情報センターでの閲覧、配布
12 ・各行政センター、市民サービスセンター及び緑ヶ丘市民サービスセンターでの閲覧

13

14 **（4）実施結果**

15 ●名の方から●件の意見をいただきました。

16

1 **4 条例等**

2 **(1) 郡山市環境基本条例**

3
4

5 **(2) 郡山市環境審議会条例**

6
7

8 **(3) 郡山市地球温暖化対策推進本部設置要綱**

9

10
11 **(4) 郡山市エネルギー管理標準**

12

13
14 **(5) 郡山市環境物品等の調達推進に関する基本方針**

15
16
17